

様式1-表紙

令和7年度

# 大阪キリスト教短期大学 自己点検・評価報告書

令和8年1月

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt; 学校法人の沿革 &gt;

1905(明治38)年	大阪伝道学館を大阪市天王寺区下寺町に創立
1922(大正11)年	自由メソヂスト神学校開校
1923(大正12)年	自由メソヂスト神学校として阿倍野区丸山通の現在地に移転
1927(昭和2)年	聖愛幼稚園を開設
1929(昭和4)年	聖愛幼稚園、大阪府知事より認可
1942(昭和17)年	自由メソヂスト神学校を日本聖化神学校に併合
1943(昭和18)年	丸山学園女学校を開設
1945(昭和20)年	大空襲により校舎のほとんどを焼失、丸山学園女学校閉鎖
1948(昭和23)年	大阪日本橋教会を仮校舎として大阪神学校開設 聖愛幼稚園として仮園舎で保育再開
1950(昭和25)年	大阪神学校の名称を大阪基督教学院と改称
1951(昭和26)年	現在の丸山の丘に大阪基督教学院の校舎・礼拝堂を建築
1952(昭和27)年	学校法人大阪基督教学院を創立 聖愛幼稚園を再開
1953(昭和28)年	大阪基督教学院創立50周年記念式典
1978(昭和53)年	グレース幼稚園が寄贈され併設幼稚園となる
1985(昭和60)年	大阪基督教学院創立80周年記念式典
1988(昭和63)年	大阪基督教学院を大阪キリスト教学院に名称変更
1999(平成11)年	聖愛幼稚園が大阪市立幼稚園連盟研究指定園(1999(平成11)年度～2000(平成12)年度)
2005(平成17)年	大阪キリスト教学院創立100周年記念行事を開催し、記念誌出版
2009(平成21)年	大阪キリスト教短期大学専攻科幼児教育専攻学生募集 丸山校地の隣接地(515.88㎡)を購入
2010(平成22)年	一般財団法人短期大学基準協会(JACA)による第三者評価の結果、適格と認定
2011(平成23)年	幼保連携型認定こども園認可
2012(平成24)年	幼保連携型認定こども園(聖愛幼稚園、せいあい保育園)開園
2015(平成27)年	認定こども園(聖愛幼稚園、せいあい保育園)認定返上 大阪キリスト教学院創立110周年
2017(平成29)年	新校舎『2号館』竣工 一般財団法人短期大学基準協会(JACA)による第三者評価の結果、適格と認定 国際教養学科2018(平成30)年度以降の募集停止
2018(平成30)年	幼保連携型認定こども園グレース幼稚園の開園
2019(平成31)年	聖愛幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行
2024(令和6)年	学校法人名を「大阪キリスト教学院」から「OCC」に変更
2025(令和7)年	教育テック大学院大学が開学

## &lt; 短期大学の沿革 &gt;

1952(昭和27)年	大阪基督教短期大学(神学科Ⅱ部)を開設
1953(昭和28)年	神学科Ⅰ部・保育科Ⅰ部・Ⅱ部増設し、児童福祉法施行令により大阪府より保育養成所指定を得る
1954(昭和29)年	神学科卒業者に中学校宗教教諭2級普通免許状、保育科Ⅰ・Ⅱ部卒業者に幼稚園教諭2級普通免許状授与認定
1955(昭和30)年	神学科に専攻科(神学専攻)を増設(修業年限1ヶ年 入学定員5

大阪キリスト教短期大学

	名)
1956(昭和31)年	保育科を初等教育科と改称し、Ⅰ・Ⅱ部共に小学校教諭2級普通免許の課程認定を得る 入学定員変更(神学科第Ⅰ部10名、第Ⅱ部10名、初等教育科第Ⅰ部40名、第Ⅱ部40名)
1962(昭和37)年	開学10周年記念式典
1966(昭和41)年	初等教育科の入学定員変更Ⅰ部100名、Ⅱ部60名
1967(昭和42)年	初等教育科の入学定員変更Ⅰ部150名、Ⅱ部100名 開学15周年記念式典
1972(昭和47)年	初等教育科を児童教育学科と名称変更し、初等教育学専攻(入学定員第Ⅰ部100名、第Ⅱ部50名)及び幼児教育学専攻(入学定員第Ⅰ部50名、第Ⅱ部50名)に分離、共に小学校・幼稚園教諭2級普通免許の課程認定を得る 幼児教育学専攻に保母養成所指定(50名)
1974(昭和49)年	専攻科(神学専攻)の修業年限を2年に変更
1977(昭和52)年	児童教育学科初等教育学専攻入学定員170名に変更
1983(昭和58)年	米国ニューヨーク州「ロバーツ・ウェスレアンカレッジ」と姉妹校 関係締結
1985(昭和60)年	アジア神学協議会より神学士の学位授与認定校認可 児童教育学科第Ⅱ部学生募集停止
1987(昭和62)年	児童教育学科初等教育学専攻に初等教育コース・児童文化コース・国際教養コースを、幼児教育学専攻に保育コースを開設 神学科に神学基礎コース、文化・教養コースを開設 児童教育学科第Ⅱ部を廃止 第1回OCC研修ツアー(アメリカ、ロバーツ・ウェスレアンカレッジ)
1988(昭和63)年	大阪基督教短期大学を大阪キリスト教短期大学に名所変更
1992(平成4)年	学位授与機構により神学士学位申請資格校に認定 児童教育学科の募集停止 児童教育学科改組転換により神学科(入学定員第Ⅰ部10名、第Ⅱ部10名)神学専攻(入学定員5名)幼児教育学専攻(入学定員120名)国際教養学科(入学定員100名)の3学科となる 幼児教育学専攻は幼稚園教諭2種免許の課程認定及び保母養成校の指定を得る
1993(平成5)年	児童教育学科を廃止
1997(平成9)年	国際教養学科に情報ビジネス、英語コミュニケーション、教養特選の3コースを設置
2000(平成12)年	国際教養学科、教養特選コースを国際教育コースに変更
2002(平成14)年	開学50周年記念式典 神学科文化・教養コースを廃止、教養コースを設置
2004(平成16)年	専攻科幼児教育専攻(入学定員20名)を設置
2010(平成22)年	神学科を廃止 専攻科幼児教育専攻を廃止
2013(平成25)年	幼児教育学専攻入学定員200名、国際教養学科入学定員70名に変更
2014(平成26)年	国際教養学科神学基礎コース・キリスト教文化コースを廃止 専攻科神学専攻の募集停止
2015(平成27)年	専攻科神学専攻を廃止
2017(平成29)年	国際教養学科2018(平成30)年度以降の募集停止
2018(平成30)年	国際教養学科を廃止
2020(令和2)年	幼児教育学専攻入学定員を170名に変更

## 大阪キリスト教短期大学

2022(令和4)年	開学70周年記念式典
2023(令和5)年	教育テックコースを設置 日本語別科を設置 幼児教育学科入学定員を167名に変更
2024(令和6)年	介護福祉別科を設置 教育テックコースにDXグローバルクラスを設置

### (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7(2025)年5月1日現在

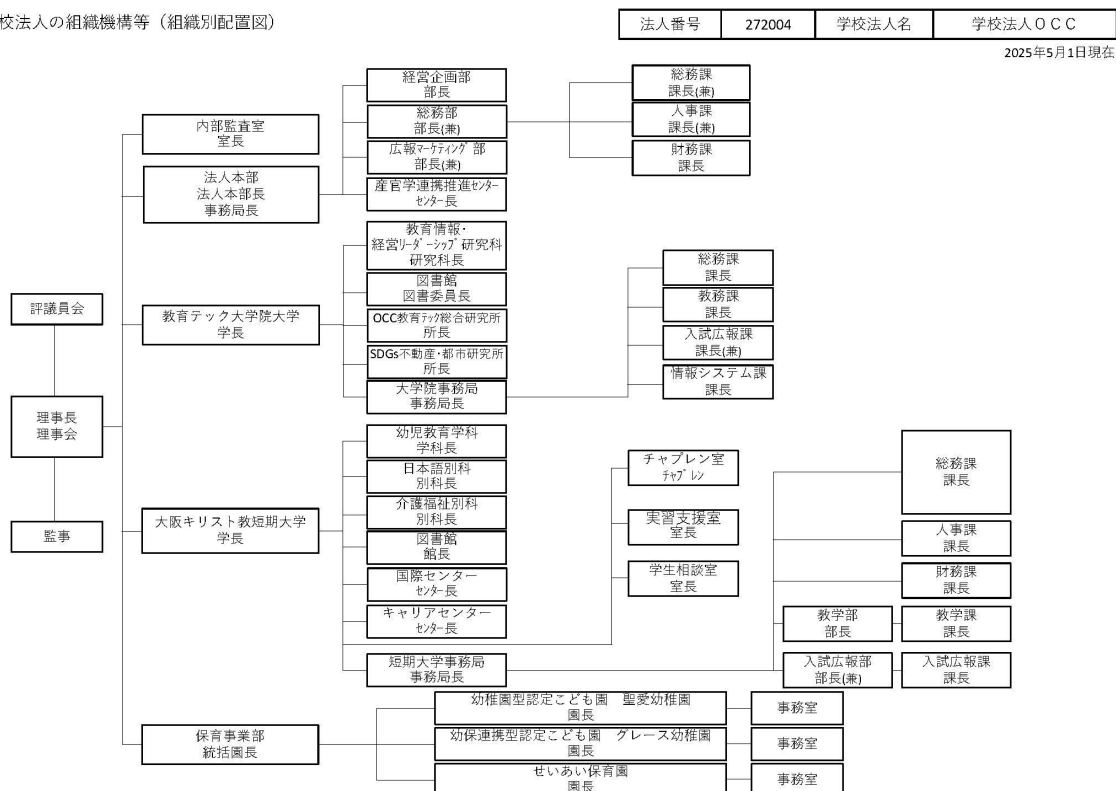
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大阪キリスト教短期大学	大阪府大阪市 阿倍野区丸山通1-3-61	167名	334名	357名
大阪キリスト教短期大学 日本語別科	大阪府大阪市 阿倍野区丸山通1-3-61	240名	480名	212名
大阪キリスト教短期大学 介護福祉別科	大阪府大阪市 阿倍野区丸山通1-3-61	120名	200名	188名
幼稚園型認定こども園 聖愛幼稚園	大阪府大阪市 阿倍野区丸山通1-3-61		170名	155名
せいあい保育園	大阪府大阪市 阿倍野区丸山通1-3-61		40名	43名
幼保連携型認定こども園 グレース幼稚園	大阪府大阪市 阿倍野区昭和町4-3-19		100名	89名
教育テック大学院 大学	埼玉県入間市狭山台1-3-7	67名	134名	67名

### 3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在

# 大阪キリスト教短期大学

学校法人の組織機構等（組織別配置図）



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

### ■ 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

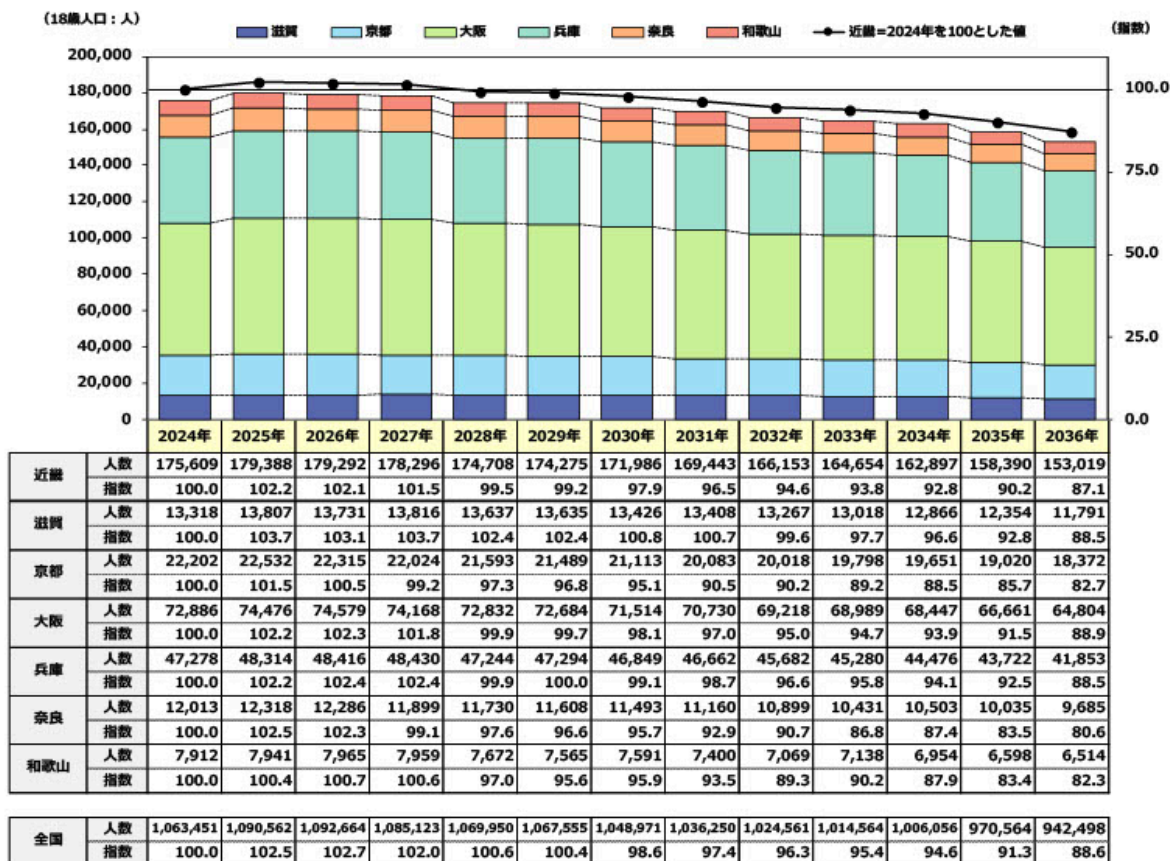
大阪府の人口は、870万人台で、やや減少傾向にあり、全国シェアは7.0%である。ただし、30歳代以下の構成比が低下する一方で、70歳以上の構成比が上昇しており、少子高齢化の影響が顕著である。他府県との間では、9年連続で転入超過が続いている（大阪府「2024(令和6)年度版なにわの経済データ」）。

以下のグラフは、大阪府及び近畿各県、全国の18歳人口予測である。大阪府の場合は全国平均を上回るペースで減少が続き、2036年には18歳人口が2024年の72,886人から約8,000人減少し64,804人となる予測である。近畿全体でも約22,000人減少する予測である。一方で、大阪府の大学・短期大学入学者総数に占める短期大学入学者比率の減少傾向にも改善の兆しはみえず、18歳のみ、近畿地区のみを中心とした学生確保は今後ますます苦戦が予想され、留学生の確保が大きな課題となってくる。

18歳人口予測(近畿:2024~2036年)

データ元: 文部科学省「学校基本調査」、同調査をもとにリクルート進学総研作成

## 大阪キリスト教短期大学



	大学入学者 総数	短大入学者 総数	短大比率	大学入学者 総数	短大入学者 総数	短大比率
	全 国			大阪府		
2024年度 (令和6)	628,766	33,477	5.1%	57,165	3,046	5.1%
2023年度 (令和5)	632,902	37,484	5.9%	57,089	3,112	5.5%
2022年度 (令和4)	635,156	41,850	6.6%	56,600	3,520	6.2%
2021年度 (令和3)	627,040	45,585	7.3%	56,375	4,235	7.5%
2020年度 (令和2)	635,003	49,495	7.8%	56,154	4,513	8.0%

(文部科学省「学校基本調査」より)

地域	2020年度 (令和2)		2021年度 (令和3)		2022年度 (令和4)		2023年度 (令和5)		2024年度 (令和6)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
大阪	118	84.3	82	86.3	68	82.9	67	81.7	102	48.3

## 大阪キリスト教短期大学

奈良	17	12.1	7	7.4	3	3.7	3	3.7	9	4.3
その他	5	3.6	6	6.3	11	13.4	12	14.6	5	2.4
(うち 留学生)							1	1.5	95	45.0
計	140	100.0	95	100.0	82	100.0	82	100.0	211	100.0

### ■ 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

学生の多くが、大阪府出身であり、奈良県や和歌山県など近県からの入学者は減る傾向にある。ただし、2024年度より教育テックコース内に「DXグローバルクラス」を設け留学生を受け入れた結果、留学生の割合が大きく増加した。

### ■ 地域社会のニーズ

本学入学者の大半を占める大阪南部・東部・東南部を中心に、良質な保育士・幼稚園教諭を養成している本学の指導・教育は、幼稚園・保育所・認定こども園等からの高い評価を受けており、地域における本学への期待と果たすべき役割は大きいものがある。そのため、学生のボランティアを積極的に推奨し、地域のイベントへの参加、各地の保育園等での預かり保育のサポート等を行っている。一連のコロナ禍では、付属園でおもちゃの消毒ボランティアをするなど、活動継承にも留意した。また、本学の施設である「こひつじルーム」を開放した絵本活動や、保育に関心のある地域の高校生・中学生と付属園の交流等を行い、地域のニーズに対応している。

本学の所在する阿倍野区とは2018(平成30)年3月に「包括連携協定」を締結し、従来から行っている区の子育て支援や食育の普及啓発に関わるイベント等における連携をより一層発展させ、阿倍野区の発展に寄与できるよう取り組みを行っている。

### ■ 地域社会の産業の状況

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



2020 年度(令和元)の大阪の名目府内総生産は 41兆3,204 億円で、国内総生産の7.5% を占めている。府内総生産額では、東京都の 113 兆6,859 億円に次いで、大阪府は全国で2番目に多い都道府県である。産業別に府内総生産をみると、「保健衛生・社会事業」の割合が上昇傾向にある一方で、長らく低下傾向であった「卸売・小売業」の割合は回復傾向にある（大阪府「2024(令和6)年版なにわの経済データ」より）。

近年の傾向として、インバウンド（訪日観光客）の急増により、観光、交通、宿泊などをはじめとしたサービス業の活況が見られる。一時コロナウイルスの影響があったが、2023(令和5)年初めごろより海外からの旅行者の増加がみられ、急拡大しコロナ禍以前の水準に戻っている。

阿倍野区は、上町台地の南の高台に位置し、古くから大阪南部の交通の要衝として栄え、名所・史跡も多く、住宅・商業の町として発展してきた。とりわけ大阪阿部野橋・天王寺駅周辺は、大阪の南部の玄関口として各種の交通機関が集結し、多数の乗降客が

## 大阪キリスト教短期大学

行き交うターミナルである。周辺一帯は、大阪府内最大級のショッピングセンターや日本一の高さを誇る高層ビルなどもあり、活気のある商業地区を形成している。区域全体としては、比較的閑静な住宅地として発展してきた。（「阿倍野区ウェブサイト」より）

阿倍野区の人口は、112,159人（2024（令和6）年10月1日）で、近年は微増傾向にある。

### （5）課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ①卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源] ② 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「2032年 OCC ビジョン・戦略【10年の計】」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。 ③短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。</p>
(b) 対策
<p>① 「履修科目の上限に関する規程」新設につき、2023(令和5)年8月9日の第14回常務理事会で一旦決議し、規程により2023(令和5)年9月5日の第6回教授会(一般)に付議した。2023(令和5)年度第6回教授会(一般)議事において、学則9条3, 4, 5項の確認及びCAP 制度に関する規程(新設案)の提示がなされ、教授会での審議確認がなされた。その後9月6日(水)常務理事会にて、提案どおり、規程としてアップする旨確認を行っている。提案どおり教授会の承認を得たため、常務理事会として正式に決議したいとの提案通り、一同賛成の上、承認した。同日付けで施行、4月1日に遡及して適用した。</p> <p>② 2023(令和5)年度に短期大学を「こども学コース」「教育テックコース」の2コース化したほか、2024(令和6)年4月には教育テックコース内「DXグローバルクラス」が開設した。また、短大に「日本語別科」が10月に開設され、2024(令和6)年4月には「介護福祉別科」を開設した。これらのうち、DXグローバルクラスや日本語別科、介護福祉別科は主に外国人留学生を対象としており、対応するための新たな組織として「国際センター」設置した。教育研究の推進、各大学等の課題解決のための連携機関として、「教育テック総合研究所」「SDGs不動産・都市研究所」を設置し、2025(令和7)年4月には教育テック大学院大学が開学した。組織拡大経営路線の計として財務面でのチェックと赤字体質脱却を優先課題とする。</p> <p>③短期大学の収容定員の充足については、2022(令和4)年度より保育・教育業界のICT導入を踏まえて「教育テックコース」を新設し、同時に「長期履修制度」も選択できるようにした。さらに、従来からある「幼児音楽プログラム」「国際保育プログラム」に加え、小学校教諭2種普通免許状が他大学との教育連携で取得できること、海外研修、スタディーツアーの充実などをPRしている。2023(令和5)年度からは、教育テックコースの中にICTの高度な資格を目指すDXグローバルクラスを新設。学科の男女共学化、そのほか学費、受験料等の経済的支援など多様な学生誘引対策を行っている。</p>
(c) 成果
<p>① 年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める件については、2022(令和4)年度に学則の変更を行った。また「履修科目の上限に関する規程」新設を2023(令和5)年度に完了している。</p> <p>② 財務状況については、2023(令和5)年10月に「日本語別科」を開設、2024(令和6)年4月には「介護福祉別科」の開設に加え、教育テックコース内に「DXグローバルクラス」を開設したことにより「学生生徒等納付金」が増加、また学校法人の知的財産の活用により「付随事業収入」が増加した。この結果、教育活動収入合計は前年比約149%増加となった。事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」は約10,700万円の収入超過(前年比約9,700万円増加)、「経常収支差額」は約10,900万円の収入超過(前年比約10,100万円増加)、「基本金組入前当年度収支差額」は約10,900万円の収入超過(前年比約9,600万円増加)であった。資金収支上は、教</p>

大阪キリスト教短期大学

育環境の充実を図るため、約1.4億円の設備投資を実施、また借入金の返済を進めたことにより、活動区分資金収支計算書における「翌年度繰越支払資金」は前年比約14,900万円の減少となった。  
 ③ 2023(令和5)年度から2024(令和6)年度の上述の各方策の取り組みについて実行した結果、2023(令和5)年度から2024(令和6)年度にかけては、新入学生が幼児教育学科子ども学コースの82名から、幼児教育学科、こども学コース、教育テックコース、教育テックコースDXグローバルクラスあわせて211名の入学予定者確保へと増加した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
① 規程の改訂整備について ② 各自己点検結果のアセスメントの教職員周知を行い各評価について学生指導に活かす。
(b) 対策
2 規程改訂委員会を設置し、2024(令和6)年度に実働し始めた。 ② アセスメントの手法について工程表を作成し、各自己点検結果のアセスメントの教職員周知を行う為に各アセスメント担当代表者は「アセスメント報告書」を作成し、掲示板にて教職員に全体周知を行うこと、グループウェアに保存して閲覧できるように構造を整えた。
(c) 成果
① 委員会では全体の規定を俯瞰し、まずは文言、形式の統一、記載事項の不備の点検修正から着手しているが、そもそもの未整備が多く、2025(令和7)年度も引き続き委員会の活動を継続する。 ② アセスメントの一覧について工程表による担当部署、アセスメント時期、アセスメント報告、報告書の教職員全体周知の構造が確認され機能し始めたが学生指導に活かすことの目的がすべてに果たされたわけではない。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
[テーマ A 教育課程] ○ 評価の過程で、多くの授業科目において学則の規定どおりに定期試験が実施されていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。
(b) 改善後の状況等
○ 指摘年度内に、教授会・学科協議会、教学会議などで、問題点の共有を教職員間で検討し、2024(令和6)年度以降の実施について以下の改善を図った。 ・2024(令和6)年度学年歴にて定期試験日程の増加の確定 ・シラバス作成のガイドラインの記載内容の修正と学則に則った成績評価方法教員への説明と周知 ・成績評価方法のばらつきが認められる現状より、定期試験の実施率を加重平均で算出し、50%以上の実施目標を立てた。 ・上記目標について授業回には定期試験に類することは行わないこと、各自の評価を学則に則ることの周知などによって各科目の試験方法の見直しを行った。 ・監査室長の助言によって上記改善事項の実施は最低3年間は持続する見直しをもって評価を行う。 上記により、2024(令和6)年度前期の定期試験は改善計画に沿って適正に実施された。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

## 大阪キリスト教短期大学

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

### (6) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

經常費補助金等の公的資金の管理については、「公的研究費の取扱い及び不正防止計画に関する規程」等を策定し、公的資金を適正に使用する管理体制を整備している。また、公的研究費の不正使用防止方策として、「公的研究費管理ガイドライン」を策定している他、「大阪キリスト教短期大学研究倫理及び行動規範に関する規程」を策定し、研究費使用における教員の基本的なルールを明示している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

2025(令和7)年5月1日現在の担当者は以下の通りである。

学長 山本 淳子  
副学長 河崎 雷太 矢野 キエ  
学科長 杉岡 幸代  
ALO 堀内 夕子  
法人事務局長 野原 靖  
短期大学事務局長 関 昭裕  
教務課長 宮下 伊津子

【自己点検・評価委員会】

「自己点検・評価規程」に則って自己点検・評価の主体は全教職員であるが、組織体の長として自己点検・評価の主な運営メンバーの構成は以下のとおりである。

理事長 根岸 正州	学長 山本 淳子
法人本部長 兼 キャリアセンター長 嶋田 昌彦	
法人事務局長 兼 入試広報部長 兼 学生課長 野原 靖	
短期大学事務局長 兼 総務部長 関 昭裕	
学科長 兼 実習支援室長 杉岡 幸代	ALO 堀内 夕子
図書館長 兼 副学長 河崎雷太	チャプレン室・室長 岩橋 竜介
学生生活支援室長 兼 副学長 矢野 キエ	
教務課長 宮下 伊津子	総務課施設担当 小山 卓司
図書館課長 岩見 朗代	総務課情報システム担当 玉田 久也

## 大阪キリスト教短期大学

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)

2024(令和6)年度

自己点検・評価のための組織図

2025(令和7)年5月1日現在



自己点検・評価委員会の教員及び担当	
図書館長: 河崎雷太、課長岩見朗代	職員
チャレン室・室長: 岩橋竜介	職員
実務支援室長: 杉岡幸代	職員
学生生活支援室長: 矢野キエ	なし
入試広報部長: 野原靖	堀内、山崎、職員
総務部長: 関昭裕	職員
教務課課長: 宮下伊津子	川畑、職員
キャリアセンター長: 嶋田昌彦	西川、職員
総務課施設担当: 小山卓司	なし
総務課情報システム担当: 玉田久也	なし
大阪キリスト教短大に関わる委員会の教員及び担当	
就業規則委員会	高市、津村、職員
人権侵害防止対策委員会	山本、幼稚園長、杉岡、短大事務局長、矢野、迫田、職員
個人情報保護委員会	理事長、矢野、小野、職員
危険管理安全衛生委員会	理事長、山本、杉岡、総務部施設担当課長、保健室職員
規定等検討委員会	短大事務局長、人事課長、山本、職員、参与、監査室長
国際教育再構築プロジェクト	堀内、杉岡、山本、法人職員、国際教育担当職員
キャリア教育抜本改革プロジェクト	理事長、山本、杉岡、キャリアセンター長、キャリアセンター職員、高市、国際センター長、産官学連携センター長補佐、河崎
大阪キリスト教短期大学に関わる委員会の教員及び担当	
学生支援委員会	学生課長、山本、杉岡、横山、短期大学事務局長、学生課職員
キリスト教活動委員会	迫田、矢野、チャレン室、チャレン室職員
研究推進・倫理委員会(図書館を統合)	林、河崎、山本、杉岡、短大事務局長、短大経理担当課長、総務課長、図書館課長、高市、広瀬、堀内、根岸、川畑、山崎、栗山、嶋田、図書館職員、総務課職員
学生・教員健康レポート委員会	山本、杉岡、矢野、保健室職員、チャレン、短大事務局長、国際センター職員、学校医
IR委員会	山本、杉岡、河崎、矢野、短大事務局長、教務課長、キャリアセンター長
「教職課程の自己点検報告書」作成準備委員会	山本、矢野、川畑、法人短大事務局長、教務課長、職員
学内会議 授議会・学科協議会・任用昇格会議・産官学地域連携会議・職員全体会議・部課長会議	

■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

2024(令和6)年度の自己点検・評価については、「自己点検・評価規程」に沿ってその目的を達成するために運営がなされている。

自己点検評価委員の構成は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、理事長および学長をはじめ、学科教員、短期大学事務局、常設委員会、法人事務局の各責任者によって組織されている。さらに、各責任者は所属するグループの教職員と連携しながら、点検・評価活動に取り組む体制を整えている。これにより、すべての教職員が自己点検・評価活動に参画する体制が確立されている。

2024(令和6)年度は、自己点検評価委員会の活動は、教学会議内で議題を挙げて行った。教学会議の構成メンバーである学長、副学長、学科長、ALO、短大事務局長、法人事務局長、教務課長、学生課長、入試広報部長によって、自己点検・評価に関する議題を設定し、中心メンバーとなって進め、機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和6(2024)年度を中心に)

2024(令和5)年度を中心にした主な活動の記録は以下の表.1『「2024(令和6)年度 自己点検・評価報告書」完成及び2024(令和6)年度の自己点検・評価報告書」作成までの活動の記録』のとおりである。主な運営会議体は「教学会議」である。その議事は授議会、学科協議会、職員全体会議に引き継がれて自己点検・評価活動が行われている。

表.1 「2024(令和6)年度 自己点検・評価報告書」完成及び「2025(令和7)年度の自己点検・評価報告書」作成の活動の記録

年	月日	会議名など	項目	主な内容

大阪キリスト教短期大学

2024 (令和7)年	4月2日	第1回 教学会議	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・ALO引継ぎの報告。 ・従来通り教学会議の場で自己点検評価の報告検討を行うことが確認された。 ・大学・短大基準協会に向け修正した定期試験の実施を順守することが確認された。
	4月2日	第1回 教授会	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・前 ALOより校正担当者説明会のスライド資料を参考に作成を進め、4/22 の校正原稿提出締め切りまでに原稿を仕上げるよう依頼がなされた。
	4月9日	第2回 教学会議	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」の課題と特記事項のまとめ方について	・課題と特記事項のまとめ方について、問題提起がなされ、各担当から提出があった後に取り掛かれる作業であることが確認された。
	4月30日	第4回 教学会議	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」の進捗状況について ・要覧p.46について	・原稿提出が遅れており、5月の理事会で提出する計画であったが、延期になることが述べられた。 ・2023年度 要覧 p.46アセスメントの手法の事項を確認する必要があることが告げられ、前ALOの表を確認することになった。
	5月14日	第6回 教学会議	・自己点検・自己評価報告書の進捗状況について 資料の保管場所について	次のことが決定された。 ○2022年度の認証評価を受けた資料(提出資料、備付資料)、既に冊子化されている資料については、役員室(本館1F事務局)預かりで、カギのかかる棚で保管。 ○2023年度以降の資料については、各資料をPDFファイルにしてサイボウズ内のフォルダに保管。 ○重要な議事録(理事会議事録、評議委員会議事録等)、教員の業績等個人情報に関わる資料は、PDFファイルにしアクセス権を制限した上で、サイボウズ内のフォルダに保管する。このアクセス権を持つのは、理事長、学長、ALO。
	6月4日	第3回 教授会	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	「2023 年度自己点検評価報告書」の原稿提出依頼がなされた。
	6月11日	第9回 教学会議	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・「2023(令和5)年度 自己点検・自己評価報告書」の未提出原稿提出依頼がなされた。
	7月2日	第4回 教授会	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・2023 年度自己点検評価報告書について、基準II-A 第二段階の校正に入っていることの報告と未提出の原稿を提出するよう依頼がなされた。
	8月21日	第15回 教学会議	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」進捗状況	・第2校正の方法で進めるべきところ、種々煩雑なため第1校正の方法で進めていることが報告された。
	9月17日	第18回 教学会議	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・2023年度 自己点検評価報告書作成について原稿未提出者へは、関事務局長から催促してもらうことになった。 ・今後第2段階の校正に入る。作業は准教授にて行うことが述べられた。
022 (令和4)年	11月5日	第8回 教授会	・「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・2023 年度個人調査および業績書作成の協力依頼がなされた。
	1月7日	第10回 教授会	「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・令和 5(2023)年度自己点検評価報告書について、資料が揃ったことの報告と、第2校正担当者への協力依頼がなされた。
	1月28日	第29回 教学会議	「2023(令和5)年度自己点検・自己評価報告書」について	・教務委員会の必要性が述べられ教学体制の見直し検討と提案がなされた。

大阪キリスト教短期大学

		「2024（令和6）年度自己点検・自己評価報告書」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023（令和5年度）自己点検・評価報告書刊行について。</li> <li>・3月19日に各理事に報告書を送付して意見をもらい、3月26日理事会当日に刊行することが告知された。</li> <li>・2024（令和6年度）自己点検・評価報告書作業発足について説明会を開催する。説明会では、変更点だけを示す。説明会日程は未定であることが述べられた。</li> </ul>
2月4日	第11回教授会	「2023（令和5）年度自己点検・自己評価報告書」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年度自己点検・評価報告書の最終点検の依頼がなされた。</li> </ul>
2月18日	第30回教学会議	「2023（令和5）年度自己点検・自己評価報告書」について 「2024（令和6）年度自己点検・自己評価報告書」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・自己評価報告書の進捗状況報告</li> <li>・AL0アドバイザー、教員、法人事務局長による最終チェックが行われていることが述べられた。</li> <li>・2024年度分の分担確認の依頼がなされた。</li> <li>・教員の次年度の担当、係など(案)学科協議会にて確認する予定であることが述べられた。</li> </ul>
3月4日	第31回教学会議	・「2023（令和5）年度自己点検・自己評価報告書」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書の進捗状況報告（教授会でも説明する）</li> <li>○AL0アドバイザーチェック済み原稿が執筆担当へ送られている。准教授チームで最終調整。3月26日理事会に提出。</li> <li>○AL0アドバイザーより来年度へ向けて作成の説明があり下記の指摘がなされた。</li> <li>▽課題を見つけてその改善のためのチェックをしておくこと、観点ごとに整理をすること。</li> <li>▽単年で終わるものではなく、次年度以降に繋げていくこと。</li> <li>▽スケジュール感も含め、PDCAサイクルの仕組みとして対応すること。</li> </ul>
3月4日	第12回教授会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2023（令和5）年度自己点検・自己評価報告書」について</li> <li>・「2024（令和6）年度自己点検・自己評価報告書」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告者作成スケジュールの周知と協力依頼がなされた。</li> <li>①第2校正担当者よりAL0 アドバイザーコメント入りの原稿を各執筆担当者へ返却済み。 指摘を受けた執筆者は 3/9(日)までに各担当へ修正原稿を返信すること。</li> <li>② 今後の流れ 3/12（水）常務理事会メンバーに報告書を送付して意見を募る。 3/26（水）理事会当日に刊行。</li> <li>③ 来年度に向けて (a)AL0 アドバイザーの修正を反映させて同じ担当者が執筆する方向。</li> <li>④提出依頼「教員個人調査書」（様式22）と研究業績書（様式23）を2025年4月18(金)までに学長に提出。</li> <li>⑤自己点検・評価の流れと報告書の書き方についての説明がなされ、次年度は書き方のルールを再度確認の上で報告書を作成することの周知がなされた。</li> </ul>
3月18日	第12回学課協議会	・「2024（令和6）年度自己点検・自己評価報告書」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年度の自己点検評価報告用として、教員個人調査書（様式22）と研究業績書（様式23）の提出について注意点が確認された。期限：2025年4月18(金)</li> </ul>
2025年4月1日	2025年度第1回教授会	「2023（令和5）年度自己点検・自己評価報告書」について	3月26日に2024（令和6）年度自己点検評価報告書刊行されたことの報告及び来年度に向けて協力依頼がなされた。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料 2 要覧[2024(令和6)年度] p.41 [教育目的]  
 2 要覧[2024(令和6)年度] p.1 [建学の精神]  
 3 本学ウェブサイト[建学の精神]  
 30 学校案内[2026(令和7)年度入学者用] 表3 [建学の精神]  
 4 大学ポर्टレート 大阪キリスト教短期大学[建学の精神]  
 2 要覧[2024(令和6)年度] pp.52-61 [履修指針表]

- 備付資料 96 ガバナンスコード  
 47 新入生研修会プログラム[2024(令和6)年度]

## [区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神は学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## &lt;区分 基準 I-A-1 の現状&gt;

## 建学の精神

本学院は自由メソヂスト教会の伝統を汲む河邊貞吉により、1905年(明治38年)にキリスト教伝道者を養成する神学校として創設された。教育は100年にわたって聖書的人間観に基づく人格教育をおこなってきた。学院第二世紀においても『道・真理・いのち』であるイエス・キリストに倣って、神と人に仕える人間の育成を目指す。

本学院の建学の精神は、キリスト教の思想に基づいている。とくに、新約聖書「ヨハネによる福音書」第14章6節「わたしは道であり、真理であり、命である」というイエス・キリストの言葉を通して、人格教育をおこなっている。すなわち、イエスが自身の生涯と言葉を通して、我々が従うべき生き方、道を示し、神と人への愛という真理を示し、自身が人を活かし自分をも生かす命の与え主であることを示しているところを通してである。

この「建学の精神」については、本学が単科の幼児教育学科に特化している状況を反映させる説明が必要であることが2019(令和元)年度のFD研修会において認識され、建学の精神の現代的解釈、教育目的、教育目標、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの三つのポリシー方針の検討、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの作成の必要性が求められた。これを受け、2020(令和2)年度には「CMプロジェクト会議」が設けられ、その中で改めて建学の精神について現代的意義を見直し、教育課程に生かすべく検討された。こうして2022(令和4)年度からは以下のように建学の精神の現代的解釈の説明文を添えて建学の精神の解説を示し、今日に至っている。よって、**建学の精神は短期大学の教育理念・理**

想を明確に示しているに対応している。

大阪キリスト教短期大学は1952年（昭和27年）の設立時より、牧師・保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・企業人等の養成の目的の下、幼稚園・保育園・こども園を併設し、地域と関わってきました。

本学の変わらない理念は、『道・真理・いのち』であるイエスに学び、正しい生き方を求め、真理を重んじ、命を尊重し、他者への愛と奉仕の精神を持つことです。

大学はこの精神で、こどもを愛し、すべての人々と共に生き、社会に貢献する人の育成を行っています。

学  
則  
第  
1  
章  
第  
3  
節

2条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に福音主義キリスト教信仰に基づいて、幼児教育に關した専門教育を受ける完成教育機関であると共に、広く教養を培いキリスト教的人格を具えた良き社会人を育成することを目的とする。」（提出-2、p.41）としており、イエスの生き方に倣い、神と人に奉仕する精神で、人を愛し人に仕える人間育成を行なっている。

一方、幼児教育学科においては、学科の教育目的、教育目標は定められているものの、保育・教職課程の教育目標が必ずしも明確に示されていなかったことから、2024（令和6）年度に教学会議、学科協議会において検討が進められ、教授会の議を経て、新たに保育・教職課程の教育目標が定められた。

#### 保育・教職課程の教育目標

大阪キリスト教短期大学の教職課程及び保育士養成課程では、子どもの最善の利益を追求する幼稚園教諭・保育教諭・保育士として活躍できる人材の育成をめざします。

具体的には幼児教育学科の目的、目標と関連して、教育学、心理学、情報教育、音楽・アート・体育の表現系分野などの専門的な学修及び演習を通して、保育実践のための的確な計画力、子ども理解に根ざした実践力を培います。更に、現代の教育・保育に関わる課題を発見し、主体的に解決しようとする力を養います。

このように、本学の建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示しているとともに、教育基本法に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、学内へは要覧（提出-2、p.1）に掲載し表明している。学外へは、本学ウェブサイト（提出-3、[建学の精神]）、「学校案内」（提出-30、表3）、大学ポートレート（提出-4、[建学の精神]）、等の媒体を通じて、保護者や関係者にも表明しているほか、ガバナンスコード（備付-96）にも記載をするなど、建学の精神は学内外に表明しているに対応している。

建学の精神を学内において共有するために、毎年度、新入生入学時に「新入生研修会」（備付-47）において、チャプレンの講話を実施しているほか、幼児教育学科教養基礎科目としてキリスト教精神と現代社会の関連について学ぶ「聖書と現代人」を必修科目としている。また、専門教育科目の中に選択科目として「キリスト教保育」を設けている（提出-2、pp.52-61）。また、入学式、卒業式、アドベント礼拝、クリスマス礼拝や、日常の定期的な礼拝などでの説教を通してキリスト教精神に基づく本学の建学の精神を、学生、保護者及び教職員に示している。さらには、毎月行われる教授会の冒頭や教職員対象の新年礼拝では、チャプレンによる講話が行われ、建学の精神を涵養する機会が持たれている。とくに2024年度には、建学の精神を具現化するものとして学長の思いを込めた『きりたん10か条』が学生、教職員に示され、学内各所に掲示されることとなった。よって、建学の精神を学内において共有しているに対応している。

建学の精神は、教育目的、教育目標、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3ポリシーの定期的な点検に際して、関連性を確認している。よって、建学の精神を定期的に確認しているに対応している。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

特になし

### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神を具現化するものとして、「チャプレン室」を設けている。ここでは、広く礼拝を含むキリスト教活動全般に関連する事項について、企画、運営がなされている。また、前述のように、教職員の意見を取りまとめ、学長によって整備された『きりたん10か条』が学内の数か所に掲示された。

きりたん10か条

基本姿勢

広げよう、あなたの心と思いやり

自分がしてほしいと望むことを、人々にもそのようにしましょう

マタイによる福音書7章12節

- 一. ゴールを意識し、自分の学びに意味を持つ  
きりたんでの学びの意義を理解し、目的意識を持って行動しよう
- 一. 誰にでも気持ちよく挨拶  
校内ですれ違う教員や園の先生、園児や保護者にも自然に挨拶しよう
- 一. 授業の始まりと終わりは丁寧に  
挨拶は防止や上着を外し、姿勢を正してしっかりと
- 一. 譲る心が大人への第一歩  
相手を思いやる余裕がある人こそ、一步先を行く存在に
- 一. キレイな環境はみんなの意識から  
「誰かがやる」ではなく「自分が拾う」。みんなでゴミをゼロに
- 一. 日々の姿勢を、みんなの手本に  
食事マナーや普段の行動は、園児も見ている。小さな行動が未来の手本に
- 一. 学びやすい環境は自分たちで整える  
提出物の並べ方など、整理整頓を忘れずに。周りへの気遣いができる人に
- 一. 共有物は、次の人のために丁寧に扱おう  
共有PCはキーボードやマウスを整えログオフ。みんなが使いやすい環境を
- 一. やる気は形で見せる  
書類は丁寧に扱い、押印はまっすぐ、渡し方にも気を配ろう
- 一. 失敗も経験 やってみよう！ 楽しもう！

### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

#### <根拠資料>

- 提出資料 2 要覧[2024(令和6)年度] p.1 [建学の精神]
- 1 学則[2024(令和6)年度] p.1 [学科・学生定員及び修業年限]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.41 [教育目標]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.41 [教育目的]
  - 5 本学ウェブサイト[教育目的・教育目標]
  - 59 教授会議事録[2025(令和7)年度]第1回
    - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.41 [ディプロマ・ポリシー]
  - 9 カリキュラムマップ[2024(令和6)年度]
  - 7 本学ウェブサイト[教育方針:2023年度] 2024年度入学生用
    - 2 要覧[2024(令和6)年度] pp.41~44  
[ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー・  
アドミッション・ポリシー]

- 10 本学ウェブサイト[教育方針：ディプロマ・ポリシー]
- 11 本学ウェブサイト[教育方針：カリキュラム・ポリシー]
- 8 本学ウェブサイト[教育方針：アドミッション・ポリシー]
- 12 大学ポータル 大阪キリスト教短期大学[本学での学び]
- 31 学生募集要項[2024(令和6)年度入学者用]  
表紙裏[アドミッション・ポリシー]
- 2 要覧[2024(令和6)年度] p.42 [カリキュラム・ポリシー]

- 備付資料
- 9 ボランティア活動延べ参加者数(過去5年間)
  - 10 学習ポートフォリオ[2024(令和6)年度]
  - 105 阿倍野区との連携によるボランティア活動実績[2024(令和6)年度]
  - 106 阿倍野地域関係団体との連携プログラム活動実績[2024(令和6)年度]
  - 24 自己評価シート
  - 12 就職先アンケート集計[2024(令和6)年度]
  - 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度] 第8回
  - 13 就職状況(過去5年間)
  - 22 資格取得者数(過去5年間)
  - 14 学年別ボランティア学生参加者実数/学年在籍者数に対する割合  
[2024(令和6)年度]・学年別地域活動学生参加者実数/学年在籍者数に対する割合  
[2024(令和6)年度]
  - 15 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表[2024(令和6)年度]
  - 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度]第7回
  - 85 教学会議議事録[2024(令和6)年度]第23回
  - 15 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定行程表[2024(令和6)年度]
  - 48 新学期オリエンテーション日程[2024(令和6)年度]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の建学の精神は以下の通りに示される。(提出-2、p.1)

<建学の精神>

本学院は自由メソヂスト教会の伝統を汲む河邊貞吉により、1905年(明治38年)にキリスト教伝道者を養成する神学校として創設された。教育は100年にわたって聖書的人間観に基づく人格教育をおこなってきた。

学院第二世紀においても『道・真理・いのち』であるイエス・キリストに倣って、神と人に仕える人間の育成を目指す。

大阪キリスト教短期大学は1952(昭和27)年の短期大学の設立時より、牧師・保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・企業人等の養成の目的の元、幼稚園・保育園・こども園を併設し、地域と関わってきました。

本学の変わらない理念は、『道・真理・いのち』であるイエスに学び、正しい生き方を求め、真

理を重んじ、命を尊重し、他者への愛と奉仕の精神を持つことです。

本学はこの精神で、こどもを愛し、すべての人々と共に生き、社会に貢献する人の育成を行っています。

幼児教育学科の教育目的は、学則第2章第4条の2(提出-1、p. 1)に規定され、以下のように示されている。また、学科の教育目的を達成するために、更に具体的な教育目標を掲げている(提出-2、p. 41)。これらは建学の精神の聖書的人間観や倫理観を基盤に、時代に応じた教育課題に応え、子どもの人格を尊重するような幼児教育、保育のスペシャリストを育成することを目指すものである。

#### <教育目的>

キリスト教精神に則り、現代社会の多様な要請に応え、個性を尊重する保育を実現する専門性の高い幼児教育者の育成を目的とする。

#### <教育目標>

私たちの教育は、一人ひとりの命を尊び人格として尊重することを大切にし、真理を探究し続ける意思を育て、豊かな人間性の育成を目指しています。

そのため、学生が、教育・保育の専門的知識・技能を身に付け、学問や実践を通して確かな思考力・判断力・表現力を培い、自ら考え誠意を尽くし、他者と協働してよき社会人、保育者となるための教育を行います。

以上のとおり、幼児教育学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立しているに対応している。

学内においては、幼児教育学科の教育の目的は、学則に示されており、第1章第2条に機関の教育の目的、第2章第4条の2に幼児教育学科の教育の目的が記されている。学則は、「2024(令和6)年度大阪キリスト教短期大学 要覧」(以下要覧と記述)に掲載されている。本要覧は、入学後のオリエンテーションにおいて、入学者、学内教職員に配布される。要覧には、更に幼児教育学科の教育目的・教育目標(提出-2、P. 41)が明示されている。教育目的については学長より入学式式辞において周知されるほか、先述のオリエンテーションにおいては、要覧を用いて学科の教育目的や教育目標が説明される。

学外へは、本学ウェブサイトにおいて、幼児教育学科の教育目的・教育目標を掲載している(提出-5、[教育目的・教育目標])。

以上のとおり、幼児教育学科の教育目的・目標を学内外に表明している。

学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。教育目的・目標の達成状況は、就職状況や就職先アンケートで把握・評価している。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについて、例年、次の4つの観点(①授業やゼミでの地域活動、②就職先アンケート、③就職状況、④ボランティア参加)を設けて定期的に点検している。

#### 1 授業やゼミでの地域活動

地域・社会の要請へは例年ゼミ単位で地域活動に関わることで応えている。地域協働担当者がゼミごとに取り組む地域活動をゼミ研究の方向性を考慮し提案して振り分ける。参加人数については、本稿p. 30掲載の表. 6「ボランティア活動延べ参加人数(過去5年間)」(備付-9)を用いて、定量的に把握し、経年変化を査定している。学生は参加した地域活動について学生個人の学習ポートフォリオ(備付-10)に Semester ごとに記録し、学生による活動の自己評価の記載内容をゼミ担当者が確認することで質的に評価している。その後のゼミ活動の内容について、担当教員による検討や、学生とともに再計画などを行うことで、ゼミの活動や研究テーマ、地域での実践などに反映させている。

2024(令和6)年度は、本稿p.31掲載の表.7「2024(令和6)年度 阿倍野区との連携によるボランティア活動実績」(備付-105) p.24掲載の表.4「2024(令和6)年度 阿倍野地域関係団体との連携プログラム活動実績」(備付-106)に示すように地域貢献が行えた。

また、2年生後期授業の「保育・教職実践演習」では、履修する全学生が、本学に隣接する丸山小学校児童の登校時の交通安全に対する見守りボランティアを行った。地域住民と学校教職員との協働のもとに学生も小学生に声掛けをした。教員は「取り組みの自己評価と課題」をもとに、学生の活動の振り返りを記入した自己評価シート(備付-24)により質的な点検を行う。授業内では学生の感想をもとにフィードバックを行い、現代的な課題解決のきっかけとして受講学生で共有し、教育現場における社会の要請に気づき応えているか点検する。

## 2 就職先アンケート

2024(令和6)年度は、2021(令和3)年度入学生を対象として就職後1年間の勤務状況についてのアンケートを7月に実施した。回収したアンケート結果は定量的に数値化等を行い「就職先アンケート集計」(備付-12)にまとめて学科協議会(備付-86、第8回)へ報告し、集計結果をもとに教員間で就職先での卒業生の評価の現状や課題を共有し、意見交換を行い、各教員のゼミの担当学生の指導及び教科での教育活動にフィードバックしている。アンケート結果では、本学学生について「人と協力して動く(十分身につけている35.6%、ある程度身につけている55.6%)」ことや、「他者に対して優しい心で接する(十分身につけている 51.1%、ある程度身につけている 37.8%)」ことについて評価が高く、他者と協働したり、相手を慮ったりする態度を評価いただいている。また、「文章を書く力(十分身につけている26.7%、ある程度身につけている55.6%)」や「情報機器を使う力(十分身につけている26.7%、ある程度身につけている53.3%)」といった実務的な能力も一定の評価がなされている。その一方で「挑戦する力(十分身につけている20%、ある程度身につけている44.4%)」「自分で判断し行動する(十分身につけている 15.6%、ある程度身につけている46.7%)」はやや低めの結果を受けた。

## 3 就職状況

過去5年間の就職希望者及び就職状況は、表.5「就職状況(過去5年間)」(備付-13)のとおりである。保育関係の就職希望者に対する内定者率は2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までほぼ100%であり、地域社会の要請に応じているといえる。

以上の推移から、本学の人材養成の結果、免許資格を取得し(備付-22)、高い就職率を維持していることは、地域社会の要請に応じていると捉えられる。以上、幼児教育学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検しているに対応している。

大阪キリスト教短期大学

表.5 就職状況（過去5年間）

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
卒業者数	121	137	83	80	41
就職希望者数	115	132	79	74	33
私立 幼稚園	18	19	13	7	0
----- 保育所	24	42	23	13	13
----- こども園	46	53	35	46	16
公立 幼稚園	0	0	0	0	0
----- 保育所	14	5	6	3	3
----- こども園	6	5	0	1	0
福祉施設	7	7	1	0	1
企業	0	1	1	4	0
その他 (就職・進学以外)	6	5	2	6	7
就職者数	115	132	79	74	33
就職率（就職希望者数に対して）	100%	100%	100%	100%	100%
就職率（卒業者数に対して）	95.0%	96.3%	95.1%	92.5%	80.5%

4 ボランティアの参加

毎年、当該年度のボランティア活動実績を教授会(提出-54)にて報告し、自己点検・評価報告書では過去5年間に渡る学生の「ボランティア施設別の延べ参加者数」「一人当たり平均時間」「活動施設総数」を表記した表6「ボランティア活動延べ参加人数(過去5年間)」にて報告がなされ、学生のボランティア参加状況についての経年的な変化を把握・点検している。

表6 ボランティア活動延べ参加者数(過去5年間)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
保育	5	6	6	8	17
子ども関連	0	67	85	112	38
福祉関連	0	0	5	1	0
その他	101	103	28	13	8
一人当たり平均時間	4.2	6.3	13.8	14.76	10.87
活動施設総数	12	5	19	14	14

表6「ボランティア活動延べ参加人数(過去5年間)」に示すように、2024(令和6)年度の学生ボランティア活動平均時間は10.87時間であり前年度の14.76時間に比して減少している。学年別の活動数値は、表7「2024(令和6)年度 学年別ボランティア学生参加者実数/学年在籍者数に対する割合」(備付-14)に示すとおりであり、各学年ともに活動率は前年度に比べ低下している。これらの数値の減少や低下は、これまでのように、ボランティア活動の中にゼミごとに行う地域へのボランティア活動を含めず、表8「2024(令和6)年度学年別地域活動学生参加者実数/学年在籍者数に対する割合」と分けた結果である。地域協働担当が取り次ぐボランティア活動については例年学生が感想等を記入する振り返りシートによって、学生自身による活動の振り返りが記述され、担当部署職員が把握することによって点検している。

表7 2024(令和6)年度 学年別ボランティア学生参加者実数/学年在籍者数に対する割合

学年	人数 / 参加割合( )内は前年度実績
----	---------------------

## 大阪キリスト教短期大学

1年生 (2024(令和6)年度入学生)	32名	15.6%(24.4%)
2年生 (2023(令和5)年度入学生)	20名	25.6%(91.0%)
3年生 (2022(令和4)年度入学生)	1名	20.0%(16.7%)

表8 2024(令和6)年度学年別地域活動学生参加者実数/学年在籍者数に対する割合

学年	人数 / 参加割合	
1年生 (2024(令和6)年度入学生)	57名	27.8%
2年生 (2023(令和5)年度入学生)	43名	55.1%
3年生 (2022(令和4)年度入学生)	0名	0.0%

\*地域活動としての記録は2024年度から。

### [区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規程に照らして定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-2の現状>

本稿の基準 I-B-1項に記述するように幼児教育学科の「教育目的」は、建学の精神を礎として規定している。更に、「教育目的」を達成するための具体的な指標として「教育目標」を示している。よって幼児教育学科の「教育目的」「教育目標」は、建学の精神に基づきそれぞれ関連性を持って一体的に確立している。

下記に示すディプロマ・ポリシーは、このことを基盤に策定し学生が学習を通して身に付け達成されるべき資質・能力を「1. 知識・理解」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 主体性・多様性・協働性」の3項目で示している。また、この3項目には、各々3つの小項目を設け、学生が学習を通して身に付くことが期待される内容を「学習成果」として表明している。

以上の構造によって、短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

#### <ディプロマ・ポリシー> (2024(令和6)年度入学生用)

1. 知識・理解・・・幅広い教養や、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技術を習得し、子どもを理解することができる。  
 (学習成果)
  - ① 人類の文化、社会と自然に関する知識について論理的に理解している。
  - ② 専門的な知識・技能を習得し、体系的に理解する。
  - ③ 乳幼児期から児童期の子どもの発達過程を理解している。
2. 思考力・判断力・表現力・・・社会の課題を見つけ、自ら考え伝え合い、問題解決を行うことができる。  
 (学習成果)
  - ① 社会に関わる課題を発見し、問題解決に向けて取り組むことができる。
  - ② 日本語と外国語を用いて、コミュニケーションをする力を身に付けている。

- ③ ICTリテラシーを身に付け、モラルに則って効果的に活用することができる。
3. 主体性・多様性・協働性・・・人権意識や倫理観を持ち、社会の一員として行動し、多様な他者と協調して社会に貢献できる。
- 〈学習成果〉
- ① 社会の一員として主体的に行動できる。
- ② 実践技術を活用し、自己の活動を総合的に評価することができる。
- ③ 社会の一員として人権意識や倫理観を持つ。

「学習成果」は、p.27記載の幼児教育学科の「教育目的」に基づいていることについては、以下の「教育目的」に記述する文言との連関より示すことができる。

- 「キリスト教精神に則る」・・・・・・・・ 3-③
- 「現代社会の多様な要請に応える」・・・ 2-①
- 「個性を尊重する保育を実現する」・・・ 1-③
- 「専門性の高い幼児教育者の育成」・・・ 1-①②、2-②③、3-②

更に「学習成果」は、p.27記載の幼児教育学科の「教育目標」に基づいていることについては、以下の「教育目標」の要点との連関より示すことができる。

- 「一人ひとりの命を尊び人格として尊重する」・・・・・・・・ 3-③
- 「真理を探究し続ける意思や、豊かな人間性の育成を目指す」・・・ 1-①②
- 「学生が教育・保育の専門的知識・技能、汎用的能力を身に付け、他者と協働する社会人となるための教育を行う」・・・ 1-③、2-①②③、3-①②

このように「教育目的」と「教育目標」は、それぞれにディプロマ・ポリシーの3つの小項目に記載する「学習成果」と対応しており、「学習成果」を学科の教育目的・目標に基づき定めている。

学習成果は、学内では要覧のディプロマ・ポリシー(提出-2、p.41)と共に「学習成果」を表明している。要覧は、例年入学後のオリエンテーション(備付-48)において、入学者、学内教職員に配布される。その他、学内への周知方法としては「学習成果」と各授業科目の教育内容との対応を一覧にして示すカリキュラムマップ(提出-9)を用いて新入生オリエンテーションで「学習成果」について説明することで公表している。

学外へは、本学ウェブサイトで教育方針(提出-7、[教育方針:2024(令和6)年度入学生生用])を公表することにより表明している。

学校教育法第108条において、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業または実生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」と示されている。この条文と照らして「学習成果」の点検は2024(令和6)年度第1回教授会に学長より提示される「2024(令和6)年度 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表」(備付-15)の「学修成果のPDCA」「学位授与方針(DP)のPDCA」欄に記載するスケジュールに従って定期的に点検している。

また、「学習成果」は学科協議会(備付-86、第7回)で提案、検討後、教学会議(備付-85、第23回)にて「学習成果の点検」を議題として、見直しや確認の機会を持っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確にしている。
  - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
  - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
  - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
  - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
  - ①入学者受け入れの方針は、学習成果に対応している。
  - ②入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
  - ③入学者受け入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴講して定期的に点検している。

#### <区分 基準 I -B-3の現状>

基準 I -B-2の(1)の項目で示したように卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)(以下ディプロマ・ポリシーと記載)は、「建学の精神」「教育目的」「教育目標」を基盤に策定し学生が学習を通して身に付け達成されるべき資質・能力を「1. 知識・理解」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 主体性・多様性・協働性」の3つの項目で示している。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)(以下カリキュラム・ポリシーと記載)は、ディプロマ・ポリシーに示す「1. 知識・理解」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 主体性・多様性・協働性」の資質・能力を学生が学習を通して身に付け達成されるよう策定される教育課程の編成及び実施についての基本的な方針を表明している。

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)(以下アドミッション・ポリシーと記載)は、ディプロマ・ポリシーに根ざし策定したカリキュラム・ポリシーに基づき編成・実施される教育課程で学ぶことを希望する入学希望者に対して、本学が期待する入学前学習成果についての方針を表明している。

このように三つの方針はそれぞれ関連付けて一体的にかつ組織的議論を重ね策定されている。表9は、2024(令和6)年度第1回教授会に学長より提示された「2024(令和6)年度 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表」(備付-15)の一部抜粋である。この工程表には三つの方針の検討について示され、工程表に従って主に教学会議、学科協議会にて検討を重ね、2024(令和6)年12月には2025(令和7)年度の要覧に記載する三つの方針を策定した。表10「2024(令和6)年度の三つの方針の組織的議論の経過」は、それを示すものである。学内において、三つの方針は、要覧(提出-2、pp. 41~44)に明記され、要覧は、例年入学後のオリエンテーション(備付-48)において、入学者、学内教職員に配布される。また、本学ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー」(提出-10、[教育方針：ディプロマ・ポリシー])、「カ

## 大阪キリスト教短期大学

リキュラム・ポリシー」(提出-11、[教育方針：カリキュラム・ポリシー])、「アドミッション・ポリシー」(提出-8、[教育方針：アドミッション・ポリシー])、大学ポートレート(提出-12、[本学での学び])に掲載し表明している。加えてアドミッション・ポリシーについては、学生募集要項(提出-31)に掲載し、三つの方針を学内外に表明している。

大阪キリスト教短期大学

表9 2024(令和6)年度 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表(一部抜粋)

		2024年			2025年								2026年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営	学科 矢野・河崎															
	教学会議 学科 山本															
	理事長 学長 事務局長 自己点検評価 委員会他															
	学修成果のPDCA															
	学位課と方針(DP)の PDCA															
教授会 ALO 全教員																
教育課程編成・実施方針 (CP)のPDCA																
入学者受け入れの方針 (AP)のPDCA																
授業改善のPDCAサイクル																
アセスメント	教員全員															

表10 2024(令和6)年度の三つの方針の組織的議論の経過

年	月 日	会議名	組織的議論関係
2024 (令和6)年	4月 2日	第1回 教授会	・学科全体とは別に保育・教職課程やコース別の「3ポリシー」の策定が必要であることの確認がなされた。
	4月 30日	第4回 教学会議	・学則第2条の教育の目的について、検討の余地があることの確認がなされた。
	5月 7日	第2回 教授会	・「3つのポリシー検討」を含む2024(令和6)年度の「幼児教育学科諸行事・活動運営予定工程表」を確認するよう学長より周知がなされ、アセスメントポリシーの見直し時期であることが確認された。
	5月 28日	第8回 教学会議	・保育・教職課程の教育目標を検討することが確認された。
	6月 4日	第3回 教授会	・学長より2025(令和7)年度に向けて保育・教職課程の目標を検討中であることが報告された。
	6月 11日	第9回 教学会議	・保育・教職課程の教育目標のたたき台が提示され、継続して審議していくことになった。
	7月 2日	第10回 教学会議	・保育・教職課程の教育目標を策定し、次回学科協議会で確認を求めることが決定された。また、保育・教職課程のディプロマ・ポリシー(案)が提案され、検討していくことが確認された。
		第4回 学科協議会	・学長より2025(令和7)年度の保育・教職課程の教育目標やディプロマ・ポリシーの見直しについて説明がなされ、意見等を学長に申し出るよう周知がなされた。
	8月 5日	第5回 教授会	・学長より教学会議報告として、学科全体の3ポリシーの改定について検討されていることの報告がなされた。
8月26日	第16回 教学会議	・2025(令和7)年度の保育・教職課程の教育目標とディプロマ・ポリシーについて検討された。	

大阪キリスト教短期大学

	8月27日	第5回 学科協議会	・2025（令和7）年度の学科のディプロマ・ポリシーについて学長より説明がなされ、意見等は、学長まで連絡することが周知された。また、保育・教職課程の学習成果については、履修カルテの大項目を適用することが検討されていることが報告された。
	9月17日	第18回 教学会議	・2025（令和7）年度の保育・教職課程の学習成果（案）が示され検討がなされた。
		第6回学科協議会	・学長より、保育・教職課程の教育目標と3ポリシーが教学会議で継続審議されていることと教学会議で確定されれば学科協議会などで提案予定であることが周知された。 ・2025（令和7）年度「教育テックコース」のカリキュラム編成がDXG教学会議で審議されたことが報告された。
	10月 1日	第7回教授会	・学識者学校評価会議のアセスメント報告書案の確認がなされた。 ・教員は授業実施による学生支援、学習成果の判定や記録などを実施するよう周知された。
	11月19日	第8回学科協議会	・学則第4条の2（学科の目的）の文言について「幼児教育者」を広く「社会人」に修正することが周知された。
	12月10日	第24回教学会議	・2025（令和7）年度に行われる入試に鑑み、アドミッション・ポリシーについて検討が必要であることの確認がなされた。
	12月17日	第25回教学会議	・2026（令和8）年度入試にむけアドミッション・ポリシーの検討がなされ、変更された点について同日開催の学科協議会で協議することが確認された。
第9回学科協議会		・同日開催された教学会議で検討された2026（令和8）年度入試にむけアドミッション・ポリシーについて説明がなされ、審議の結果2点（「1. 子どもについて学ぶ→子どもや子どもを取り巻く環境について学ぶ」「3. 豊かな感性を發揮し→豊かな表現力を發揮し」）の変更が決定された。 ・教育テックコースの学習成果について、教育テックコース一般はこども学コースの学習成果と同様にすること、DXGクラスは、エンジニア就職に向けた学習成果が求められることが説明された。	
2025 （令和7）年	1月 21日	第10回学科協議会	・2025（令和7）年度のカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの作成について確認がなされた。
	1月28日	第29回教学会議	・2024（令和6）年度のディプロマ・マポリシーの達成度の測定が2023（令和5）年度生の卒業時に試験的に実施されることが報告された。

ディプロマ・ポリシーは、学生が学習を通して身に付け達成されるべき資質・能力を「1. 知識・理解」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 主体性・多様性・協働性」の3項目で示し明確にしている。

ディプロマ・ポリシーに示すこの3項目によって卒業要件を表している。また、3項目に各々3つの小項目を設け学生が学習を通して身に付くことが期待される内容を「学習成果」として対応させて示している。ディプロマ・ポリシーにおいて資格取得要件に関しては明確にしていない。

幅広い教養や専門的知識・技能を習得し、社会課題を自らの力で解決する思考力・判断力・表現力を養い、広く社会に貢献できる能力を培うディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的にも通用性がある。

ディプロマ・ポリシーは、表9に示す通り定期的に点検している。

カリキュラム・ポリシーは、先述のとおり三つの方針として要覧や本学ウェブサイトでも明確に示している。

カリキュラム・ポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーで明示する3つの項目「1. 知識・理解」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 主体性・多様性・協働性」の各項目に示される資質・能力の育成を目指すことを表明し、このことは要覧④（提出-2、p. 42）にも明記している。したがって、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応している。

カリキュラム・ポリシーは、表9に示す通り定期的に点検している。

アドミッション・ポリシーは、先述のとおり三つの方針として要覧や本学ウェブサイト  
で明確に示している。

アドミッション・ポリシーは、9の項目で示した学習成果「人類の文化、社会と自然に関  
する知識について論理的に理解している。」「専門的な知識・技能を習得し、体系的に理解  
する。」「乳幼児期から児童期の子どもの発達過程を理解している。」「社会に関わる課題  
を発見し、問題解決に向けて取り組むことができる。」「日本語と外国語を用いて、コミュ  
ニケーションをする力を身に付けている。」「ICTリテラシーを身に付け、モラルに則って  
効果的に活用することができる。」「社会の一員として主体的に行動できる。」「実践技術  
を活用し、自己の活動を総合的に評価することができる。」「社会の一員として人権意識や  
倫理観を持つ。」を獲得するために必要な要件について明示している。そうしたことからア  
ドミッション・ポリシーは、学習成果に対応している。

また、各入学者選抜試験では、アドミッション・ポリシーを踏まえ全ての入学者選抜試  
験で調査書の確認、面接を行い、入試種別により入学選抜学科試験等を加えて行っている。  
面接では、受験者一人に対して二人の面接担当教員が、学ぶ意欲や志望理由、高校生活をど  
のように過ごしてきたかなど、アドミッション・ポリシーの内容を質問内容に反映させなが  
ら対話や聞き取りを行うことを通して求める学生像と本学の教育活動との接合を図り、入学  
前の学習成果の把握・評価を明確にしている。

入学者受け入れの方針は学外有識者会議において点検を行っている。学外有識者に高等  
学校等関係者は含まれていない。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

○基準 I-B-1-(3)「学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している」  
に関して

教育目的・目標の達成状況は、就職状況や就職先アンケートである程度確認できている  
ものの、達成状況をさらに把握・評価するためには、就職先アンケートの項目の見直し  
が課題となっている。

○基準 I-B-3-(2)①「卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格  
取得の要件を明確にしている」に関して

ディプロマ・ポリシーは、卒業の要件を明確にし、その3項目に各々3つの小項目を設  
け学生が学習を通して身に付くことが期待される内容を「学習成果」として対応させてい  
るものの、資格取得要件に関しては明確になっていないことが課題となっている。

○基準 I-B-3-(4)③「入学者受け入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴講して定期的  
に点検している」に関して

アドミッション・ポリシーを学内会議では定期的に点検しているが、高等学校関係者の  
意見を積極的に聴講していくことについては課題となっている。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献>

##### <根拠資料>

提出資料 10 本学ウェブサイト[教育方針：ディプロマ・ポリシー]

備付資料 177 学校法人OCG概算払額通知書

- 176 【大キャリア】大阪キリスト教短期大学 成果結果報告
- 178 官民連携講座レポート
- 181 (投影) 2024(令和6)年第2回LGHアンケート集計(生徒向け)
- 182 2024(令和6)年第3回LGHアンケート集計(教員向け)
- 183 2024(令和6)年R6\_第3回LGHアンケート集計(教員向け)学校別カルテ
- 2 阿倍野区と大阪キリスト教学院との包括連携協定書
- 97 「親力アップ講演会」講演実績[2024(令和6)年度]
- 99 阿倍野区花と緑のまちづくり支援事業(阿倍野区ふれあい花つくり育成施設MAP)[2024(令和6)年度]
- 100 こひつじルーム活動実績[2024(令和6)年度]
- 101 こひつじルーム活動資料[2024(令和6)年度]
- 179 子育てミニニュース
- 102 シルフのハイン販売[2024(令和6)年度]
- 103 高等学校との連携協定書
- 104 私立明浄学院高校での出前授業、セミナー[2024(令和6)年度]
- 97 「親力アップ講演会」講演実績[2024(令和6)年度]
- 105 阿倍野区との連携によるボランティア活動実績[2024(令和6)年度]
- 106 阿倍野地域関係団体との連携プログラム活動実績[2024(令和6)年度]
- 180 2024(令和6)年度ボランティア及び地域活動報告
- 175 第1回産官学連携会議議事録[2024(令和6)年度]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
  - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
  - ②地方自治体・企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
  - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I-C-1の現状>

社会への貢献についての取り組みに関する方向性については、ディプロマ・ポリシーにおいて、「2. 思考力・判断力・表現力・・・社会の課題を見つけ、自ら考え伝え合い、問題解決を行うことができる。」の「①社会に関わる課題を発見し、問題解決に向けて取り組むことができる。」、「3. 主体性・多様性・協働性・・・人権意識や倫理観を持ち、社会の一員として行動し、多様な他者と協調して社会に貢献できる。」の「① 社会の一員として主体的に行動できる。」と「③ 社会の一員として人権意識や倫理観を持つ」に明示されている。カリキュラム・ポリシーにおいても、実践の学びとして「地域のボランティアやチームでの教育・保育の取り組みによって、社会や子どもを取り巻く現代的な諸問題を学び、他者と協働して問題解決等に取り組む能力や奉仕の精神を育成します」と示している(提出-10)。よって、社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示しているに対応している。

地域・社会への貢献への取り組みについては、以下のとおりである。

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等に関しては、生涯学習事業として、聴講生・科目等履修生の受け入れを行っているが、当該年度は希望者がなかったため、社会貢献として「公開講座」を充実させ、一般向けの学び

直し支援を目的とした各省庁の補助事業を以下の通り実施した。

- ・「リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業」に株式会社バリュー・スタッフと共同で申請し、採択された。本学では「保育者」および「IT人材」を育成するリスクリングプログラムを実施した(備付-177)。
- ・文部科学省「大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業」に採択され、ICTを活用した「未来の幼稚園教諭」の発掘・育成に関する実証事業を実施した(備付-176)。
- ・内閣府のeラーニングプラットフォーム「地方創生カレッジ事業」と連携し、「スポーツ×地方創生」をテーマとしたイベントおよびeラーニングコンテンツを提供した(備付-178)。
- ・大阪府教育委員会「リーディングGIGA ハイスクール事業」における共同研究・教員研修を実施した。2023(令和5)年5月16日には、大阪府教育委員会と学校法人OCC「OCC教育テック総合研究所」の間で、連携協定を締結し、府内30校を対象に、研修や調査を行い、2024年度も継続して実施した(備付-181、備付-182、備付-183)。

地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなどの連携については次のとおりである。

- ・地方公共団体との連携として、本学所在地の大阪市阿倍野区と2018(平成30)年3月に「地域包括連携協定」を締結し(備付-2)、これに基づき「親力アップ講習会」(備付-97)への講師派遣や、「阿倍野区花と緑のまちづくり支援事業(ふれあい花つくりリレー)」(備付-99)等のボランティア活動を教職員が中心となって実施した。
- ・教育機関等の連携としては、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」の助成を受け、2014(平成26)年度より「こひつじルーム(絵本のお部屋)」(備付-100、備付-101)を開催している。また、地域の子育て支援団体である阿倍野子育て支援連絡会に参加し、情報共有や協力を行っている(備付-179)。さらに、地域の障がい者作業所との連携により、学生食堂でのパンの販売、及び大学祭での出店サービスも受けている(備付-102)。
- ・高大連携としては、2022(令和4)年度に、大阪府立高等学校12校及び私立高等学校2校との2025年度末までの協定(備付-103)を締結し、高校生への進路支援、合唱指導、出前授業、セミナー(備付-104)などの教育活動を行った。

教職員及び学生は、表3「2024(令和6)年度 阿倍野区との連携によるボランティア活動実績」(備付-105)、表4「2024(令和6)年度 阿倍野地域関係団体との連携プログラム活動実績」(備付-106)に示すとおり、地域の要請に応じてボランティア活動を行っている。

その他、阿倍野区関連以外でも、NPO法人キャンピズ主催のユニバーサルキャンプや、幼稚園、保育園、障がい者施設、高齢者施設、子ども食堂での活動など、多様なボランティアを通して地域・社会に貢献している(備付-180)。

以上のように、地域・社会への貢献に取り組んでいるに対応している。

以上を年度末に「産官学地域連携会議」で総括し、次年度の計画を策定したうえで学科協議会に提案し、承認を受けており(備付-175)、地域・社会への貢献についての取り組みについては、定期的に点検しているに対応している。

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

○基準 I-C-1(2)「地域・社会への貢献に取り組んでいる」に関して

地域・社会課題の解決に直結する先端的プロジェクトの体系的な実装、およびそれを持続可能なモデルとして展開する仕組み化が十分ではなかった。よって、官公庁の委託事業等による収益の確保と、委託事業で得られた知見を活用した産官学連携の取組強化を図ること、さらにはそれらの成果を、地域と大学を接続する教育・研究・研修プログラムとして開発・実装し、年度予算の範囲で実効性のある形で推進し、法人・短大としてのプレゼンス強化を図ることが課題である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

○特になし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 54 教授会議事録[2024(令和6)年度] 第1回

提出資料-規程集

- 21 自己点検・評価規程
- 22 自己点検・評価委員会規程
- 23 自己点検・評価に係わる地域社会等の参画に関する規程
- 94 教学会議規程

- 備付資料
- 15 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表[2024(令和6)年度]
  - 107 本学ウェブサイト[第三者評価、自己点検・評価に関すること]
  - 6 本学ウェブサイト [認証評価]
  - 17 アセスメントの手法[2024(令和6)年度 入学生用]
  - 16 アセスメント・ポリシー[2024(令和6)年度 入学生用]
  - 20 累積GPAの分布 [2024(令和6)]
  - 10 学習ポートフォリオ [2024(令和6)]
  - 21 短期大学生調査結果 [2024(令和6)]
  - 23 GPA一覧表 [2024(令和6)]
  - 31 単位認定の状況表[2024(令和6)年度]
  - 22 資格取得者数(過去5年間)
  - 11 履修カルテ [2024(令和6)]
  - 27 学位取得率(過去5年間)
  - 25 卒業生アンケート [2024(令和6)]
  - 12 就職先アンケート集計 [2024(令和6)]
  - 13 就職状況(過去5年間)
  - 29 就職率・進学率(過去5年間)
  - 30 学位授与数(過去5年間)
  - 32 授業評価アンケート結果集計[2024(令和6)年度]
  - 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度] 第3回
  - 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度] 第7回

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -D-1 の現状>

自己点検・評価活動のために「自己点検・評価規程」(提出-規程集 21)及び実際の活動のための「自己点検・評価委員会規程」(提出-規程集 22)、「自己点検・評価に係わる地域社会等の参画に関する規程」(提出-規程集 23)を整備している。2024(令和6)年度の「自己点検・評価委員会規程」では委員会組織として、理事長、学長、副学長、事務局長、学科長、内部監査室長、教授会より2名、その他学長が指名した職員2名で構成することが示されている。また、教学会議においても自己点検・評価に関することを扱うことを規程(提出-規程集 94)で定め、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

定期的な自己点検・評価の取り組みとしては、新年度初回の教授会に当該年度の「諸行事・活動運営予定工程表」を提示しその工程に従って定期的に自己点検・評価を行うシステムを構築している。2024(令和6)年度も新年度初回の教授会(提出-54、第1回)に「2024(令和6)年度 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表」(備付-15)の提示を行なった。当該工程表には、「三つのポリシーの検討」「学習成果のPDCA」「学位授与の方針(DP)のPDCA」「教育課程編成・実施方針(CP)のPDCA」「入学者受け入れの方針(AP)のPDCA」「授業改善のPDCAサイクル」等の項目を設け、それぞれの項目で示す事項について自己点検・評価を行なう時期・工程を明示している。2024(令和6)年度の自己点検・評価活動は工程表に沿って定期的に自己点検・評価を行っている。

各年度、「自己点検・評価委員会規程」に沿って作成する「自己点検・評価報告書」は、本学ウェブサイト(備付-107、[第三者評価、自己点検・評価に関すること])に公表している。現在本学ウェブサイトでは、「2019(令和元)年度 自己点検・評価報告書」「2020(令和2)年度 自己点検・評価報告書」「2021(令和3)年度 自己点検・評価報告書」「2022(令和4)年度 自己点検・評価報告書」を公表している。また、2023(令和5)年度において、本学は、認証評価機関である一般財団法人 大学・短期大学基準協会による第三者評価を受け、その結果、協会の定めるすべての短期大学評価基準について、「適格」の認定を受けたことにより「機関別評価結果」も公表(備付-6、[認証評価])するなど定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

本稿p.16の組織図に示したとおり、自己点検・評価委員会には担当の教員と部課長が代表者として参画し組織され、「自己点検・評価」項目等についての最新情報の共有と共に点検・評価を行う。教員には教授会にて自己点検・評価に関する事項の情報が伝達共有され、職員については部課長より各部署員に部署会議、職員全体会議で情報が伝達される体制を採り、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

2024(令和6)年度は、自己点検・評価活動活動に関する高等学校等の関係者に意見聴取を取り入れることができなかった

自己点検・評価報告書を作成することにより、テーマごとに当該年度の「課題」が明確化・整理され、それを通して、本学において十分に整備されていない課題について、全教職員が共通認識をもつ機会となっている。これらの「課題」は、理事会、教学会議、教授会等の各種会議体および関係部署・教職員において解決に向けて検討され、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用しているに対応している。

<区分 基準 I -D-2 の現状>

[区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -D-2の現状>

「アセスメント・ポリシー」については2023(令和5)年度のまま変更なく2024(令和6)年度も引き継いだ。「アセスメントの手法」(備付-17)は、この「アセスメント・ポリシー」(備付-16)に基づき策定されておりこれも2023(令和5)年度の「アセスメントの手法」を

引き継いだ。以下に掲載するのは2024年度用の「アセスメント・ポリシー」及び表.10「アセスメントの手法」である。

<p>&lt;アセスメント・ポリシー&gt; 2024(令和6)年度入学生用</p> <p>大阪キリスト教短期大学は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに即した評価指標に基づき、学生の学習成果を可視化し、測定・評価(アセスメント)の指標を以下のように設定します。アセスメントは教育活動の改善計画の策定に活用し、教育の質の改善に継続的に取り組みます。</p> <p>三つのレベルのアセスメント・ポリシー</p> <p>(1)機関レベルのアセスメント・ポリシー 学生の学位取得状況、進路状況、資格取得、学習ポートフォリオなどによって、学習成果の総括的な点検・評価を行います。学習成果の質保証を図るための体制を築いているかを確認します。</p> <p>(2)教育課程レベルの学科のアセスメント・ポリシー 学科における、資格取得状況、GPA、学習ポートフォリオ等から教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を検証します。それによって学生が適切な学習成果を獲得したかの査定及び期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。</p> <p>(3)科目レベルのアセスメント・ポリシー 科目成績や学期末の授業評価アンケートの結果を用いて、科目ごとの学習成果の達成状況や能力の伸長、授業外学習について査定します。教員は各科目の目的、授業科目の特性や到達目標などを踏まえて当該科目における学生の達成を評価するための方法をシラバスに具体的に明示し、その方法によって成績評価を行います。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。</p>	
--	--

表10 アセスメントの手法

区分/時期	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル	各種入学試験 調査書 面接 志望理由書	累計GPA分布(備付-20) 学習ポートフォリオ(備付-10) 短期大学生調査(備付-21)	学位取得率(備付-27) 卒業生アンケート(備付-25) 就職先アンケート(備付-12) 就職状況(備付-13) 就職率・進学率(備付-29) 幼稚園免許取得数 保育士資格取得数
教育課程レベル		GPA一覧表(備付-23) 単位認定状況表(備付-31) 学習ポートフォリオ 幼稚園免許取得数(備付-22) 保育士資格取得数(備付-22) 資格取得状況(備付-22) 履修カルテ(備付-11) ゼミ担当面談	学習ポートフォリオ 学位授与数(備付-30) 就職率・進学率
科目レベル		科目成績	

		授業評価アンケート(備付 -32)	
--	--	----------------------	--

表10「アセスメントの手法」の項目については以下の要領で整理を行なっている。  
 〈アセスメント時期〉横軸

- [入学前・入学直後]・アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの検証
- [在学中]・・・学生のカリキュラムの達成度の検証とカリキュラム再編の検討
- [卒業時・卒業後] ・ディプロマ・ポリシーに定める能力を身に付けたかどうかの検証

〈アセスメント区分〉縦軸

- [機関レベル]・・・学生の進路状況等から学習成果を検証
- [教育課程レベル] ・幼児教育学科の教育課程における、資格・免許の取得状況・GPA等から教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を検証
- [科目レベル]・・・各授業科目の学習目標に対する評価、及び学生のアンケート結果等から科目ごとの学習成果の達成状況を検証

以上のように学習成果を焦点とするアセスメントの手法を有している。

「授業評価アンケート」に関する点検では、前年度に使用していた「授業評価アンケート」の質問項目に不備がないかについて議論され（備付-86、第3回）学生が理解しやすい表現となるような文言の修正や、2024年度から開始されたDXGクラスの留学生向けの資料には漢字にルビをふるなどの修正が加えられた。「学習ポートフォリオ」の点検では、2024年度入学生より学生が自己の学びを振り返ることができるように、ウェブ上でポートフォリオを作成できるようにした。ウェブ上で作成によって成果物のデータが保存でき、学生にとっても教員にとっても視覚的・具体的に学びの振り返りが可能となった。「就職先アンケート」「卒業生アンケート」に関する点検では、結果分析から今後のアンケートの内容や活用方法について検討を行った（備付-86、第7回）。

また、2025(令和7)年度に向けては、これまで学科全体の総合的な学習成果のみであったものを、保育・教職課程における学習成果やDXGクラスの学習成果など、目指す職業に応じた学習成果の検討と策定を行い、2025(令和7)年度より学科全体の学習成果とは別にこれらの学習成果が加えられることになった。よって、査定の手法を定期的に点検しているに対応している。

**教育の向上・充実のためアセスメント報告書**が学内グループウェアに掲載され、アセスメント内容を教職員間で共有する仕組みが構築されている。職員間では職員会議で、教員間では教授会において学習成果の確認について周知をし、**教育の向上・充実のためのPDCAサイクル**を活用している。

2024(令和6)年度のアセスメントについては以下が掲載、共有されている。

- ①「学習ポートフォリオ」の学習成果を焦点とするアセスメント報告書
- ②「GPA」の学習成果を焦点とするアセスメント報告書（2024年度前期における全学生のGPA確認）
- ③「卒業生調査」報告書
- ④「就職先アンケート」報告書
- ⑤「学外有識者会議」アセスメント報告書

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更、幼稚園教諭免許状のための教育課程に関する文部科学省の通達、保育士資格のための保育課程に関する厚生労働省の通達等については、事務局総務部が着信し、適宜理事長、学長、事務局長、学科長、当該部署に遅滞なく通知される。内容を担当部署と確認し、法令を遵守すべく取り組んでいる。よって、学校教育法、短期大学設置基準の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守しているに対応している。

#### <テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

○基準 I -D-1 (5) 「自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている

る」に関して

2023(令和5)年度に続き、2024(令和6)年度も意見聴取の機会を設けることができていない。「アドバイザーボード」の総合的な整理を行うことで実行に繋げていくことが引き続き課題となっている。

#### <テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

2024(令和6)年度は、学外有識者会議を開催し本学の三つの方針及び教育課程や就職に関する意見聴取の機会を得た。新コース創設に関することや資格・免許に関すること、また建学の精神に基づく人格教育や入試に関わることなどさまざまな観点からの意見交流となったが、本学がより良い大学となること、社会に貢献できる学生を育てるという使命を再確認する機会となった。

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価では、社会貢献については地域のニーズに応じた内容の充実を図ること、人材育成については教育テックコース新設に伴う一般企業へのアンケートの実施、自己点検・評価活動については高等学校等の意見聴取を行うこと、教育の向上のためのPDCAサイクル活用についてはアセスメントの見直し、などの課題がみられた。

社会貢献の課題については、聴講生・科目等履修生を受け入れる生涯学習事業を実施したが、聴講生・科目等履修生の希望者がなかった。そのため、社会貢献として「公開講座」等を充実させた。

人材育成についての課題は、その改善に向けて、卒業生アンケートの内容の洗い出しや実施を計画したものの実行には至っておらず、継続して取り組んでいるところである。

自己点検・評価活動における高等学校関係者の意見聴取については、2023年度より年1回程度、複数の高等学校の進路指導教諭を対象にアンケートを実施し、その意見を取り入れる計画を立てた。しかし、2024年度においても実施には至らず、引き続き課題として残っている。一方で、異なる手法として、府立高校で校長を歴任した入試課職員が在籍し、高校訪問を頻繁に行っている。その際に得られた情報や高校側からの要望は入試プロジェクト会議で報告・共有されており、断片的ではあるものの自己点検・評価活動に活用している。

教育向上のためのPDCAサイクル活用についての課題は、2023(令和5)年度に引き続き「アセスメント報告書」を作成しPDCAの見える化、問題点の顕在化を図る方策をとったこと、さらに、職員間では職員会議で、教員間では教授会において学内グループウェアに掲載の学習成果などのアセスメント報告書の確認について周知したことによって、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用し、課題の解決が図られた。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準Iで提示した各課題についての改善計画は、下記のとおりである。

- 基準 I-B-1(3)「学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している」に関しては、教育目的・目標の達成状況は、就職状況や就職先アンケートである程度確認できているものの、達成状況をさらに把握・評価するためには、就職先アンケートの項目の見直しが課題となっている。教育目的・目標の達成が評価できるようアンケート項目を見直し、就職先アンケートを実施する。
- 基準 I-B-3(2)及び-(4)③「入学者受け入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴講して定期的に点検している」に関しては、ドミッション・ポリシーを学内会議では定期的に点検しているが、高等学校関係者の意見を積極的に聴講していくことが課題となっている。学内で開催される高校教員への学校説明会などの機会に本学教職員と高校教員との懇談の時間を設けたりアンケートの実施を行ったりする。
- 基準 I-C-1(2)「地域・社会への貢献に取り組んでいる」に関しては、本法人の産官学連携推進センターは、法人・短大が有している教育資源・研究領域・業界ネットワーク等の強みを活かし、地域・社会への貢献を牽引する組織である。しかし、地域・社会の課題の解決に直結する先端的プロジェクトの体系的な実装、およびそれを持続可能なモデルとして展開する仕組み化が十分ではなかった点が課題である。

## 大阪キリスト教短期大学

この課題を受け、官公庁の委託事業等による収益の確保と、委託事業で得られた知見を用いた産官学連携の取組強化を図る。さらに、それらの成果を、地域と大学を接続する教育・研究・研修プログラムとして開発・実装し、年度予算の範囲で実効性のある形で推進する。2025年度には、正式な委託事業・社会実装プロジェクトとして先端的プロジェクトをテーマとした事業を実行に移し、地域課題の解決に資するモデルを確立していく計画である。

今後も、産官学連携推進センターが、地域社会の課題解決と教育機関としての社会的存在価値の向上に寄与する最先端モデルの開発・実装を継続し、法人・短大としてのプレゼンス強化を図る。

- 基準I-D-1(5)「自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている」に関しては、アドバイザーボードの総合的な整理を行うことで実行に繋げていくことが引き続き課題となっている。アンケートの実施時期を年間計画に埋め込むなど計画的な実施を行い、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れる。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料
- 1 学則[2024(令和6)年度] pp. 1-3 [教育課程・履修方法]
    - 1 学則[2024(令和6)年度] p. 3 [課程修了認定]
    - 2 要覧[2024(令和6)年度] pp. 52-61 [履修指針表]
    - 2 要覧[2024(令和6)年度] p. 9 [CAP制度について]
    - 6 カリキュラムツリー [2024(令和6)年度]
    - 2 要覧[2024(令和6)年度] p. 41 [ディプロマ・ポリシー]
    - 9 カリキュラムマップ [2024(令和6)年度]
    - 2 要覧[2024(令和6)年度] pp. 52-61 [履修指針表]
- 備付資料
- 169 卒業判定会議議事録[2024(令和6)年度]
  - 170 教育テックコースカリキュラムフロー
    - 11 履修カルテ
    - 171 シラバス作成ガイドライン
    - 32 授業評価アンケート集計結果[2024(令和6)年度]
  - 172 授業評価アンケートに対する教員の自己点検・評価
    - 173 新旧対照表(全科目)
    - 174 常置委員会
      - 32 授業評価アンケート結果集計[2024(令和6)年度]
      - 21 短期大学生調査結果[2024(令和6)年度]
      - 22 資格取得者数(過去5年間)
      - 13 就職状況(過去5年間)
      - 12 就職先アンケート集計[2024(令和6)年度]
      - 25 卒業生アンケート[2024(令和6)年度]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
  - 1 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している

## &lt;区分 基準Ⅱ-A-1 の現状&gt;

本学学則第3章「教育課程・履修方法」第11条(提出-1、pp. 1-3)に単位授与の件を定めており、「単位授与の要件を定めている」に対応している。

単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件は本学学則第3章「教育課程・履修方法(提

出-1、pp.1-3)」、および第4章「課程修了認定」(提出-1、p.3)に定めており、これらは学生に配布する『要覧』に掲載されている。また、同様に『要覧』には「履修指針表」(提出-2、pp.52-61)が掲載され、具体的な要件が示されている。よって、「単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している」に対応している。

学期における履修単位数の上限CAP制度を設け『要覧』(提出-2、p.9)にて学生に周知しており、「単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている」に対応している。

2月中旬に卒業判定会議(備付-169)開催され、教務課により卒業予定者の単位授与、卒業認定や学位授与の状況が示され、確認される。よって「単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している」に対応している。

進級判定は行われていない。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
  - ③ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数)
  - ④ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示している。
  - ⑤ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
- (3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の教育課程は、短期大学設置基準第五条に沿って、こども学コースでは、開設科目を①教養・基礎の学び、②専門の学び、③実践の学びの3つのカテゴリーで分類し、2年間、あるいは3年間(長期履修)の学びを体系的に編成し、カリキュラムツリー(提出-6)に表している。同様に教育テックコースにおいては、DXGクラスでは「教養」「教育」「キャリア」「教育テック」「IT専門」、教育テック一般クラスでは「教養」「教育」「キャリア」「教育テック」「IT/分析」「デジタル表現/情報発信」「社会知識」に分類し、2年間、あるいは3年間(長期履修)の学びを体系的に編成し、カリキュラムフロー(備付-170)に表している。よって「教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している」に対応している。

学習成果を示したディプロマ・ポリシー(提出-2、p.41)では、達成すべき資質・能力を「知識・理解」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の3項目で示し、さらにそれぞれ小項目で3点あげている。これらに対応した授業科目を編成しており、その関連をカリキュラムマップ(提出-9)で示している。よって、「学習成果に対応した、授業科目を編成している」に対応している。

本学の専門職学科は、保育者養成としての学科である。現在の保育の状況を踏まえ、教職に必要な科目を置き、履修カルテ(備付-11)にて一覧にして示している。専門教育科目

より総合的に学ぶ「教職実践演習」（オムニバス）の内容は担当教員間で調整して常に更新しており、また今年度あらたに新科目「こどもと遊び1」「こどもと遊び2」を編成した（提出-2、pp.52-61）。よって、「専門職学科においては、当該学科の選考に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発および編成を行っている」に対応している。

シラバス作成時には、「シラバス作成ガイドライン」（備付-171）が各担当者に配布され、これに基づいて作成している。ガイドラインには項目について説明がなされ、シラバスフォームにはこれらの項目がある。よって、「シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している」に対応している。

Semesterの後半には、授業評価アンケートの記入について学生に説明がなされ、授業終了前後に学生がアンケートに記入している。アンケートの集計（備付-32）は各担当者に配布され、自己点検評価（備付-172）を行っている。よって、「学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している」に対応している。

オムニバス、あるいは複数の教員がクラスを担当して行う授業、ピアノ（基礎）、ピアノ伴奏、ピアノ奏法1、ピアノ奏法2、こどもと遊び1、こどもと遊び2、保育・教職実践演習（幼稚園）、観察実習、教育実習（幼稚園）、保育実習指導1（保育所）、保育実習指導1（施設）、保育実習指導2、保育実習指導3では、担当者間で Semesterの前後、あるいは、授業ごとにミーティングをもっている。よって、「授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている」に対応している。

本学は通信による教育を行う学科又は専攻課程はなく、印刷教材等による授業（削除等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業は行っていない。

教育課程の見直しは定期的に行い、教授会にて新旧対照表を提出し承認を得ている（備付-173）。よって、「教育課程の見直しを定期的に行っている」に対応している。

2024年度より教育テックコース教育課程に関する計画実施担当、こども学コース教育課程に関する計画実施担当、としてそれぞれ副学長を置き、そのリーダーシップのもとで、教育課程の編成、見直しを行っている（備付-174）。新たな計画、提案は、教学会議及び学科協議会にて提案され、実施に向けて進められている。よって、「専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である」に対応している。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育の内容としては、本学独自の授業科目として、建学の精神に基づく「聖者と現代人」を設け、そのほかには、外国語、スポーツ、芸術系の科目、「情報機器演習」「日本国憲法」「国語表現」「世界の食文化」「ライフマネジメント論」「こどもと絵本」等の科目を設置しており、幅広く深い教養を培うよう編成し、これらは履修指針表（提出-2、pp.52-61）に示している。よって、「教養教育の内容と実施体制は確立している」に対応している。

教養教育と専門教育との関連は、こども学コースではカリキュラムツリー（提出-6）に、教育テックコースではカリキュラムフロー（備付-170）に図示している。カリキュラムツリーでは教養教育の多くが学びの土台として木のイラストの下の方に位置づけられ、これ

らを土台にして専門教育へとつなげていくことを示している。カリキュラムフローでは左端に教養教育の科目が据えられ、そこから右端へ学びが発展していくように示している。これらの図は新入生オリエンテーションで学生に配布するとともに、学長より学びのつながりについて説明がなされた。よって、「教養教育と専門教育との関連が明確である」に対応している。

教養教育の効果を測定するには、シラバスの到達目標を明確にし、各科目にて到達度を測定している。また学生の授業評価アンケート（備付-32）による自己点検（備付-172）にて改善に取り組んでいる。よって、「教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる」に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

教員免許法に基づく幼稚園教諭二種免許上及び保育士資格取得ができるよう教育課程を編成している。また、保育者としての意欲や実践力を高めるために、まず1年前期に学内の付属幼稚園で観察や体験実習を行い、子ども理解、保育者の役割、関わり方、環境整備などを学んでから学外実習に参加するという教育課程になっており、段階的に学べるようにしている。また、学外の実習でつまづいた場合には、学内の付属幼稚園や保育所で学びなおしを行うことができる。入学から卒業まで一貫して、保育者としての知識、技能、実践力が身に付くようにしている。これらは、実習支援室や実習担当教員が中心となって、付属園と調整、協力しながら行い、学科全体で共有されている。よって「学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である」に対応している。

職業教育の効果については、短期大学生調査(備付-21)、資格取得者数(備付22)、就職状況(備付-13)、就職先アンケート集計(備付-12)、卒業生アンケート(備付-25)、等によって教育効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。よって、「職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる」に対応している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

○基準Ⅱ-A-4(2)「職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる」に関して、就職先アンケート、卒業生アンケートをさらに効果的に実施、利用し、教育課程の改善につながるものとして、整理していくことが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

従来はこども学コースの2年生が1年前期に、長期履修生は2年前期に「観察実習」を行っていたが、学生の学習成果を鑑み、教育テックコースも含め、2025年度より1年生全員が前期に「観察実習」を履修することを決定した。また、初年次教育、本学独自の「きりたん学」も2025年度より単位化して行うこととなった(備付-173)。

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

#### <根拠資料>

- 提出資料
- 9 カリキュラムマップ[2024(令和6)年度]
  - 26 シラバス[2024(令和6)年度]
  - 26 シラバス[2024(令和6)年度]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.41 [教育目的]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.42 [カリキュラム・ポリシー]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.7 [成績評価]
  - 54 教授会議事録[2024(令和6)年度]
  - 26 シラバス[2024(令和6)年度]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.7 [成績評価]
  - 2 要覧[2024(令和6)年度] p.8~p.9 [GPA制度]
  - 5 本学ウェブサイト[教育目的・教育目標]
- 備付資料
- 16. アセスメント・ポリシー 2024(令和6)年度 入学生用
  - 17. アセスメントの手法 2024(令和6)年度 入学生用
  - 164 2024年度 学習成果のアセスメント一覧と工程
  - 20 累積GPAの分布[2024(令和6)年度]
  - 23 GPA一覧表[2024(令和6)年度] (資料は別途保管)
  - 31 単位認定の状況表[2024(令和6)年度]
  - 27 学位取得率(過去5年間)
  - 22 資格取得者数(過去5年間)
  - 10 学習ポートフォリオ[2024(令和6)年度]
  - 21 短期大学生調査結果[2024(令和6)年度]
  - 24 自己評価シート[2024(令和6)年度]
  - 11 履修カルテ (資料は別途保管)
  - 10 学習ポートフォリオ[2024(令和6)年度]
  - 32 授業評価アンケート結果集計[2024(令和6)年度]
  
  - 38 在籍者数(過去5年間)
  - 13 就職状況 (過去5年間)
  - 29 就職率・進学率(過去5年間)
  - 25 卒業生アンケート[2024(令和6)年度]
  - 12 就職先アンケート集計[2024(令和6)年度]
  - 16 アセスメント・ポリシー 2024(令和6)年度 入学生用
  - 20 累積GPAの分布[2024(令和6)年度]
  - 21 短期大学生調査結果[2024(令和6)年度]
  - 23 GPA一覧表[2024(令和6)年度] (資料は別途保管)
  - 31 単位認定の状況表[2024(令和6)年度]
  - 22 資格取得者数(過去5年間)
  - 10 学習ポートフォリオ[2024(令和6)年度]
  - 11 履修カルテ (資料は別途保管)
  - 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度 第8回]

- 35 学習成果を焦点とするアセスメント報告書2024年度前期における全学生のGPA確認（学習成果の検証）
- 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度 第12回]
- 33 「学習ポートフォリオ」の学習成果を焦点とするアセスメント報告書
- 32 授業評価アンケート結果集計[2024(令和6)年度]
  
- 20 累積GPAの分布[2024(令和6)年度]
- 25 卒業生アンケート[2024(令和6)年度]
- 37 就職先アンケート報告書
- 13 就職状況（過去5年間）
- 29 就職率・進学率(過去5年間)
- 36 卒業生調査報告書
- 37 就職先アンケート報告書
- 27 学位取得率(過去5年間)
- 30 学位授与数(過去5年間)

提出 規定集

- 5 文書保存規程
- 6 文書保存規程別表（文書の種別及び保存年限表）
- 12 個人情報保護に対する基本方針

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神に基づく「教育目的」「教育目標」の達成を見通し策定された、ディプロマ・ポリシーとして身に付ける資質・能力として、「1. 知識・理解」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 主体性・多様性・協働性」の3項目に対して策定されている。学生が一定の学習期間終了時に、知り、理解し、行い、実演できることとして期待される内容を以下の文言で具体的に表明している。そのため学習成果には具体性があると言える。

〈学習成果〉（2024(令和6)年度入学生用）

1. 知識・理解

- ① 人類の文化、社会と自然に関する知識について論理的に理解している。
- ② 専門的な知識・技能を習得し、体系的に理解する。
- ③ 乳幼児期から児童期の子どもの発達過程を理解している。

2. 思考力・判断力・表現力

- ① 社会に関わる課題を発見し、問題解決に向けて取り組むことができる。
- ② 日本語と外国語を用いて、コミュニケーションをする力を身に付けている。
- ③ ICTリテラシーを身に付け、モラルに則って効果的に活用することができる。

3. 主体性・多様性・協働性

- ① 社会の一員として主体的に行動できる。

- ② 実践技術を活用し、自己の活動を総合的に評価することができる。  
 ③ 社会の一員として人権意識や倫理観を持つ。

学習成果は「カリキュラムマップ」(提出-9)では全体科目での学習成果がプロットされており、本学での教育課程での学習成果の獲得の構造が把握できる。「シラバス」(提出-26)では各科目での学習成果との関連が示されており、各科目の授業期間内で対応する学習成果を身に付け獲得の見通しが示されている。本学の教育課程を修了することで、一定期間内の学習成果の習得は可能である。

本学の学習成果の測定についてはアセスメント・ポリシーとして「大阪キリスト教短期大学はアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに即した評価指標に基づき、学生の学習評価を可視化し、測定・評価(アセスメント)の指標を言いあの用意設定します。アセスメントは教育活動の改善計画の策定に活用し、教育の質の改善に継続的に取り組みます」と表明している(備付-16)。測定方法は、表「アセスメントの手法」(備付-17)のとおりまとめている。また各時期に担当者が、表「2024年度 学習成果のアセスメント一覧と工程」(備付-164)の一覧の通りアセスメントを実施し、定量化、定性化する担当部署、アセスメント時期などを示してまとめている。よって、このように本学の学習成果はアセスメントの方法が具体的に示され実施されており、測定可能あるといえる。

アセスメントの手法

時期区分	入学前後	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル	各種入学試験 調査書 面接 志望理由書	累積GPA分布 学習ポートフォリオ 短期大学生調査	学位取得率 卒業生アンケート 就職先アンケート 就職状況 就職率・進学率 幼稚園免許取得数 保育士資格取得数
教育課程レベル		GPA一覧表 単位認定状況表 学習ポートフォリオ 幼稚園免許取得数 保育士資格取得数 資格取得状況 履修カルテ ゼミ担当面談	学習ポートフォリオ 学位授与数 就職率・進学率
科目レベル		科目成績 授業評価アンケート	

大阪キリスト教短期大学

2024年度 学習成果のアセスメント一覧と工程 24.10.16								
	査定方法	担当部署・員・教員	計画時期(P)	実行時期(D)	振り返り時期(C)	改善期(実定時期)(A)	備考	
入学前・入学時	各種入学試験	入試・広報課	学科教員	3月から4月	6月～2月	3月	3月	
	調査書	入試・広報課	学科教員	3から4月	6月～2月	3月	3月	
	面接	入試・広報課	学科教員	3から4月	6月～2月	3月	3月	
	志願理由書	入試・広報課	学科教員	3から4月	6月～2月	3月	3月	
在学中	各種GPA分布	教務課	学科教員	3月	(年間成績確定後) 4月～5月	5月～6月	4月	要覧
	学習ポートフォリオ	—	学科協議会	前年度	(前期) 記入9月 (後期) 記入2月～次年度4月	前期10月 後期次年度4月	次年度分の検討4月	
	短期大学生調査	学生課	担当教員	5月ごろ	11月	2月～3月		短期大学基準協会仕様
	GPA一覧表	教務課	学科教員	—	(前期成績確定後) 9月 (後期成績確定後) 6月	前期10月 後期3月	—	要覧
	取得単位数	教務課	学典	—	5月	次年度4月	—	学位認定状況表
	幼稚園免許取得数	教務課	学典	—	4月	次年度4月	—	
	保育士資格取得数	教務課	学典	—	4月	次年度4月	3月	
	履修カルテ	教務担当 教科担当教員	学科協議会	入学年度4月5月	入学年度～卒業年度後期まで、	卒業年度、教員による確認	手法の改善 2～4月	スキャン作業、データ保存は教務課
	ゼミ担当実績	—	ゼミ担当教員	入学後	在学中	1から3月	4月	
	科目成績	教務課	科目担当教員	前期3月 後期9月	(前期成績登録) 7月下旬～9月上旬 (後期成績登録) 1月上旬～2月中旬	学習成果の振り返り、前期10月・後期3月	前期10月・後期3月 シラバスの見直しなど	
	授業評価アンケート	教務課	学科協議会	(前期) 5月～6月 (後期) 10月～11月	(前期アンケート実施、学年ごと) 7月～8月 (後期アンケート実施、学年ごと) 12月～1月	前期アンケート結果振り返り10月～11月 後期アンケート結果振り返り4月～5月	アンケートの手法の見直しなど4～6月	
卒業時・卒業後	(進路の個人面接記録)	キャリアセンター 私自		10月	2月～3月	3月～4月	手法の見直しなど3月	学年キャンパスプランへの以随を検討
	卒業生アンケート	キャリアセンター	担当教員	3月	6月～8月、8月締め切り	10月集計と分析、担当教員が学科協議会で報告	10月～11月	短期大学基準協会仕様
	就職先アンケート	キャリアセンター	担当教員	7月	7月発表、8月締め切り	10月集計と分析、担当教員が学科協議会で報告	10月～11月	
	(卒業生アンケート)	入試・広報課 私自	—	1・2月	卒業チャペル	4月	7月	入試・広報課独自アンケート
	就職状況	キャリアセンター	担当教員	4月～	毎月の報告	毎月	—	
	就職率・進学率	キャリアセンター	学科協議会	3月	次年度4月	次年度4月	次年度4月	自己点検評価報告書記載事項
	学習ポートフォリオ	—	学科協議会	4月	学習成果の検討、ゼミで9月・2月	学習成果の振り返り、2～3月	手法の改善 2～3月	
	学位授与数	教務課	学科協議会	—	3月	3月末	3月	学位取得率自己点検評価報告書記載事項
	幼稚園免許取得数	教務課	学科協議会	—	4月	4月末	3月	資格取得数と共に自己点検評価報告書記載事項
	保育士資格取得数	教務課	学科協議会	—	4月	5月末	3月	
単位認定状況等(4年卒業生)	教務課	学科協議会	—	5月	5月～	11月		

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業科目の学習成果は、シラバス（提出-26）に、科目ごと「授業のテーマ及び到達目標」「授業計画」の掲載欄を設け、履修して得られる総合的な成果をディプロマ・ポリシーに定められた学習目標を更に具体化する観点から「何を学び、身に付けることができるのか」を記載している。しかし科目が示した学習成果は、ディプロマ・ポリシー（提出-2、p.41）や学科の学習成果（提出-2、p.42）のどれと結びついているか紐づけていない。

教員はシラバスの「評価の方法」の掲載欄において、定期試験、小テスト、レポート提出、演習課題の発表等評価の方法を記載し、成績評価に際しそれらの評価方法をいかに配分するかに関して記載している。そうして行う成績評価においては、本学の成績評価基準（提出-2、p.7）に従って、学習成果の獲得状況を評価している。よって、教員はシラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

教員の成績評価の状況については、GPAを活用して学期ごとに学科協議会で話し合いを行い把握して学生支援に活かしている。また学生の成績は必要に応じてポータルサイトの学生カルテから閲覧することが可能であることから、教員の成績評価の状況は把握できている。また学生の成績記録は「文書保存規程」（提出-規程集 5）、「文書保存規程別表」（文書の種

別 及び保存年限表) (提出-規程集 6)、「個人情報保護に対する基本方針」(提出-規程集 12)に 基づき、教務課職員によって適切に保管されており、教員の成績評価の状況は把握できている。しかし教員の成績評価の状況の点検はできていない。今後の課題である。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積 (ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

GPA 分布については「累積GPAの分布[2024(令和6)年度]」(備付-20)、GPA一覧表[2024(令和6)年度] (備付-23)、単位取得率については「単位認定の状況表[2024(令和6)年度]」(備付-31)、学位取得率については「学位取得率(過去5年間)」(備付-27)、資格試験や国家試験の合格率については「資格取得者数(過去5年間)」(備付-22)、学生の業績の集積 (ポートフォリオ) については「学習ポートフォリオ[2024(令和6)年度]」(備付-10) を活用している。ルーブリック分布は活用していない。

学生調査としては、短期大学生調査結果[2024(令和6)年度] (備付-21)、自己評価シート[2024(令和6)年度] (備付-24)あるいは履修カルテ(備付-11)、学習ポートフォリオ(備付-10)の自己評価、授業評価アンケート結果集計[2024(令和6)年度] (備付-32) を活用している。

「インターンシップについては担当者が定性的な把握をして、学習成果の獲得に向けた学生指導に活かしている。特に定量化はしていない。留学などへの参加は近年学校としての仕組みがないために資料を有しない。在籍については移動がある場合は学生課から移動者数等の情報周知がある。また毎月学長が一覧表で確認の上、学生在籍者数の数値確認によって把握している。在籍率は「在籍者数(過去5年間)」(備付-38)でまとめられているが百分率は使用していない。卒業率、就職率、大学編入学率は「就職状況(過去5年間)」(備付-13)、「就職率・進学率(過去5年間)」(備付-29)を通して活用している。

卒業生への調査は「卒業生アンケート[2024(令和6)年度]」(備付-25)、卒業生の進路先を対象とする「就職先アンケート集計[2024(令和6)年度]」(備付-12)調査などを活用している。

『測定した結果を学習成果の点検に活用している。』に関して、本学のアセスメント・ポリシーは「大阪キリスト教短期大学は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに即した評価指標に基づき、学生の学習成果を可視化し、測定・評価(アセスメント)の指標を以下のように設定します。アセスメントは

＜アセスメント・ポリシー＞ 2024(令和6)年度入学生用  
二つのレベルのアセスメント・ポリシー  
(1) 横断レベルのアセスメント・ポリシー  
学生の学習獲得状況、進路状況、資格取得、学習ポートフォリオなどによって、学習成果の定量的な点検・評価を行います。学習成果の獲得状況を調べるための体制を整えています。

(2) 縦断レベルの学部のアセスメント・ポリシー  
学部における、単位取得状況、GPA、学習ポートフォリオ等から教務課職員を通じて学習成果の達成状況を把握します。それによって学生の適切な学習成果を把握した際の進路及び関係する学習成果を維持させるための教育方法などの改善を図ります。

(3) 科目レベルのアセスメント・ポリシー  
科目成績や学期末の授業評価アンケートの結果を用いて、科目ごとの学習成果の達成状況や能力の伸長、授業外学習について設定します。教員は各科目の目的、授業科目の特性や到達目標などを踏まえて当該科目における学生の達成を評価するための方法をシラバスに具体的に明示し、その方法によって成績評価を行います。その結果、期待する学習成果を維持させるための教育方法などの改善を図ります。

教育活動の改善計画の策定に活用し、教育の質の改善に継続的に取り組みます。」(備付-16)と示し、活用についてはアセスメント・ポリシーとして以下のとおりに表明している。

アセスメントの手法を用いてのデータや資料の点検、活用については主に担当部署や学科協議会で検討し、各学習成果の点検を行う。その後アセスメント結果を教職員で共有、検討し、教員間では学科協議会での報告、審議検討後ホームウェアのサイボウズ掲示板でアセスメント報告書を掲示し全教職員に周知共有する仕組みを主な流れとしている。測定した結果を学習成果の点検に活用は具体的に以下のとおりである。

#### ○入学前後の点検

各種入学試験、調査書、面接、志願理由書によって機関レベルの点検を行う。各書類は整えられ、入学前の学習成果の点検を入試・広報課と学科教員によって主に入試業務、入試、教授会での合格判定会議(提出-54)にて行われている。機関レベルのアセスメント・ポリシーにおける点検体制は築かれている。教育課程レベルの活用では今年度は特にDXグローバルクラスの留学生対象の入学試験について検討された。検討過程の教員の共有、議事録の公表システム等入試・広報課で整えることが課題である。

#### ○在学中の点検

累積GPA分布(備付-20)、短期大学生調査(備付-21)を機関レベル教育課程レベルの点検に活用するように構造化している。

教育課程レベルの点検としてGPA一覧表(備付-23)、単位認定状況表(備付-31)、幼稚園免許取得数、保育士資格取得等の資格取得者数(過去5年間)(備付-22)、学習ポートフォリオ(備付-10)、履修カルテ(備付-11)、ゼミ担当面談を活用している。

GPA一覧表については学科協議会で教員による点検がなされ(備付-86.第8回)、学習成果を焦点とするアセスメント報告書2024年度前期における全学生のGPA確認(学習成果の検証)(備付-35)にて報告されている。学習ポートフォリオについても学科協議会で教員による点検がなされ(備付-86.第12回)、「学習ポートフォリオ」の学習成果を焦点とするアセスメント報告書(備付-33)で報告されている。またゼミ面談で学生の個別の課題解決の助言や指導の資料として活用されている。履修カルテについては幼稚園教諭二種普通免許状及び保育士資格取得対象者が成績評価や科目に関する学習成果の獲得、実習の成果や課題などについて各自が振り返り自己評価を記載することで自己の学びの実態や目標値などを把握するために活用している

在学中の科目レベルの点検項目、科目成績については評価方法をシラバスに明記し、各担当者が学生の学習状況を把握する。学生による授業評価アンケート集計(備付-32)等と合わせて活用し各授業担当教員は自身の授業の振り返りを行い、報告書を提出している。

今後の課題として、累積GPA分布(備付-20)、幼稚園免許取得数、保育士資格取得数等記載の資格取得者数(過去5年間)については前項と同様に経年比較ができるように百分率の資料作成をする必要がある。単位認定状況表についても、単位取得率の一覧表化を行い、活用等について検討会議体にはっきりと位置付けることが必要である。

#### ○卒業時・卒業後の点検

機関レベルの点検活用については、卒業生アンケート[2024(令和6)年度](備付-25)、就職先アンケート報告書(備付-37)、就職状況(過去5年間)(備付-13)、(備付-29)はキャリアセンターが、就職率・進学率(過去5年間)(備付-29)を主に担当し点検事項を学科協議会にて教員と情報共有するなどしている。またこれらは卒業生調査報告書(備付-36)、就職先アンケート報告書(備付-37)として提出され職員にも掲示板にて共有されている。

学位取得率(過去5年間)(備付-27)、学位授与数(過去5年間)(備付-30)の活用は表の集約をすることについて検討の余地がある。幼稚園免許取得数、保育士資格取得数については資格取得状況に集約すること、100分率で表し、教育課程レベルでは学科協議会の議題にするなど、実態の有る活用の検討が必要である。

**[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

**<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>**

学習成果の獲得状況については、シラバス（提出-26）において科目ごとに「授業のテーマ及び到達目標とDP及び学習成果との関連性」として、学生に習得することが期待される知識、技能、思考力、判断力、表現力、態度などが示されている。同時に、評価の方法も「課題レポート(%)、定期試験(%)」などのように何をどの割合で評価されるか具体的に示されている。また、要覧（提出-2、p.7）記載の成績評価基準に従って評価された成績は学期ごとに学生に通知される。このように、学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。

また、GPA制度導入により学生に獲得した学習成果を自覚できるようにしている。GPA制度については、要覧（提出-2、p.8~p.9）にGPAの説明、算出方法、注意点が詳細に示されている。算出の注意点に示されている通り、実習先評価による成績評価を行う科目（「保育実習1（保育所）」「保育実習1（施設）」「保育実習2（保育所）」「保育実習3」「教育実習（幼稚園）」）はGPA算出の対象科目として扱わず、実習担当教員によって実習園からの評価が開示され、学生が自己の実践力を自覚できるようにしている。GPAは学期ごとに通知される成績表に学期GPAと累積GPAが示される。このように学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。

学習成果の獲得状況の根拠については、本学ウェブサイト「教育情報の公開」及び「各種データ」（提出-5）において「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」に掲載されている。具体的には、教育目的・目標、教育方針、学習の成果に係る評価基準、成績評価、GPA制度について、GPA制度に関する規程、卒業要件、アンケート結果（卒業生調査、就職先アンケート）、就職データなどである。また、同サイトには、卒業生の幼稚園教諭免許・保育士資格や、その他の資格取得について、累計GPAの分布、学位授与数が報告され、学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>**

○基準Ⅱ-B-2(1)各授業科目の学習成果をディプロマ・ポリシー や学科の学習成果に具体的に紐づけておらず課題である。

○基準Ⅱ-B-2(3)教員の成績評価の状況の点検ができていないため、今後の課題である。

○基準Ⅱ-B-3 (1)GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用しているに関して

GPA分布については「累積GPAの分布[2024(令和6)年度]」（備付-20）、GPA一覧表[2024(令和6)年度]（備付-23）、単位取得率については「単位認定の状況表[2024(令和6)年度]」（備付-31）、資格試験や国家試験の合格率については「資格取得者数(過去5年間)」（備付-22）を活用しているが経年比較を行なえるように、100分率計算で行っていく。ルーブリック分布は活用していないが使用についての勉強会や使用方法の検討が課題である。

○基準Ⅱ-B-3 (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用しているに関して

授業評価アンケート結果集計[2024(令和6)年度]（備付-32）については授業改善に有効な質問項目を教学会議、学科協議会などでさらに検討し、継続して改善をしていくことが課題である。

○基準Ⅱ-B-3 (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用しているに関して

インターンシップについては担当者が定性的な把握をして、学習成果の獲得に向けた学生指導

に活かしているが定量化することを目指す。在籍率は「在籍者数(過去5年間)」(備付-38)でまとめられているが経年比較ができるように百分率計算も加えることが課題となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>  
特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料-規程集

26 入試・広報委員会規程(旧・入学試験委員会規程)

備付資料 57 学生募集要項[2025(令和7)年度] P3

57 学生募集要項[2025(令和7)年度] P7

57 学生募集要項[2025(令和7)年度] P21

153 本学ウェブサイト [授業料、入学料その他学校が徴収する費用に関する  
こと]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

(2)高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。

(3)専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。

(4)入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。

(5)入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。

(6)アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

2024(令和6)年度に実施した入試種別の入学者選抜の方法は、表. に示すようにアドミッション・ポリシーと対応している。表. 「2024(令和6)年度実施の入試種別とアドミッション・ポリシー対応表」の中の「アドミッション・ポリシー対応」欄に記載されている「○」印の番号数字は、次頁の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)の各項目の後に付記した「○」印の番号数字に対応している。

表. 2024(令和6)年度実施の入試種別とアドミッション・ポリシー対応表

入試種別	選抜方法	アドミッション・ポリシー対応
学校推薦型選抜 (指定校制)	調査書・推薦書	④
	志願理由書	①
	面接	①・②・③
一般選抜	学科試験：こども学または教育テックに関する考えを問う小論文	④
	面接	①・②・③
社会人選抜	志願理由書	①

大阪キリスト教短期大学

		面接	①・②・③
総合型選抜	プレゼンテーション型	選択課題 (次の①～③から選択) ①「絵本の読み聞かせ」 ②「音楽」(a, bのどちらかを選択) a:歌唱1曲と楽器演奏1曲 b:弾き歌い1曲 ③「ダンス」 ④「IT成果の披露」	②・④
		面接	①・②・③
		志願理由書	①
	面接型	面接	①・②・③
		志願理由書	①

調査書提出では高等学校で履修した基礎学力を把握している。志願理由書は入学者の志願理由が本学の教育内容と合致しているか確認する。面接では対話によってコミュニケーション能力を評価するとともに、入学者受入れの方針に対応した受験希望者の意欲、適性等を測るものとなっている。

学科試験の「こども学または教育テックに関する考えを問う小論文」では高等学校で履修した基礎学力を身に付けているかを測る。総合型選抜のプレゼンテーション型では①～④の各テーマの保育・教育の実践に関する表現力の基礎とコミュニケーション能力、取り組む姿勢を測るものとなっている。

高等学校における多様な学び、個別の学びの学習成果に配慮し、対応した高大接続の観点により、上記、表、「2024(令和6)年度実施の入試種別とアドミッション・ポリシー対応表」の入試種別の欄に示した多様な選抜についてそれぞれの選考基準を明確に示している。

本学においては、現時点で専門職学科を有していない。

「入試・広報委員会規定」(提出-規程集 26)にて入学者選抜の実施に関して定め、その規定に基づき入学者選抜を実施している。

「入試・広報委員会規定」にて入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。

アドミッション・オフィスという名称での組織は整備していない。それに代わって本学の入試広報課が、オープンキャンパスを含めて学生募集から選抜までの実質的な業務を遂行している。更に入試に関することや入学前の相談等に関する問い合わせに対して窓口として随時個別対応している。入試以外に、オープンキャンパスや個別相談会などの学生募集・広報の企画やプログラムを企画し入学希望者に対応している。

**[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]**

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

**<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>**

2024(令和6)年配布の「大阪キリスト教短期大学 学生募集要項」(備付-57, p.3)には、入学者受入れの方針を「アドミッション・ポリシー」として以下のとおりに明確に示している。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針） 2025(令和7)年度入学生用

1. 本学の幼児教育学科の目的及び教育目標を理解し、子どもについて学び専門性を高める意欲のある人・・・①
2. 他者を尊重し、コミュニケーションを大切にしようとする人・・・②
3. 自らの健康管理に努め、豊かな感性を發揮し、実践から学ぼうとする人  
・・・③
4. 高等学校卒業程度の基礎学力を身に付けた人・・・④

(○印の番号数字は、本稿において評価のための観点(4)の説明上、便宜上付加したものである。)

2024(令和6)年配布の「大阪キリスト教短期大学学生募集要項」(備付-57、p. 7)に選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

2024(令和6)年配布の「大阪キリスト教短期大学学生募集要項」(備付-57、p. 21)の他、本学ウェブサイト(備付-153、[授業料、入学料その他学校が徴収する費用に関すること])において授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

受験の問い合わせについては通常、電話やメール、またはオンライン個別相談により入試広報課が随時適切に対応している。高校生対象のオープンキャンパスでは、学科の概要説明、総合型選抜の実技試験のデモンストレーションなどを実施し、入学後の学修及び学校生活、奨学金などの問い合わせについて入試広報課職員、教員及び在学生在が受験希望者の質問や相談に応じて適切に対応している。また、留学生(主にDXグローバルクラス)に対しても同様に、各種手続き支援などの受け入れ対応を適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

特記事項無し

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特記事項無し

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 112 クロッシングボーダー単位取得に関する内規付表
- 113 「クロッシング・ボーダー・プログラム」短期留学(派遣)に関する内規
- 96 大阪キリスト教短期大学給付制奨学金規程

備付資料

- 43 2025(令和7)年度入学予定者対象 入学準備説明会資料
- 45 2025(令和7)年度入学予定者対象 入学前ピアノレッスン・タイピングレッスン資料
- 48 新学期オリエンテーション日程[2024(令和6)年度]
- 161 初年次教育資料[2024(令和6)年度]
- 113 要覧[2024(令和6)年度]
- 110 大阪キリスト教短期大学図書館利用の手引き
- 114 要覧[2024(令和6)年度] pp. 8-9 [GPA制度について]
- 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度]
- 10 学習ポートフォリオ[2024(令和6)年度]
- 115 本学ウェブサイト [保健室・学生生活支援室]
- 116 学生募集要項[2025(令和7)年度] p. 19家賃補助制度

- 117 本学ウェブサイト [交通アクセス]
- 118 要覧[2024(令和6)年度] pp. 24-25 [奨学金について]
- 120 教育・保育系《1年生・長期履修2年生》就職ガイダンス日程表[2024(令和6)年度]
- 121 教育・保育系《2年生・長期履修3年生》就職ガイダンス日程表[2024(令和6)年度]
- 127 就職の手引き
- 167 CAREER GUIDE BOOK
- 168 就活支援ブック 外国人留学生編 (企業志望用)
- 72 校地、校舎に関する図面
- 123 SPI対策講座[2024(令和6)年度]
- 122 企業系《1-2年生》就職ガイダンス日程表[2024(令和6)年度]
- 166 DXGクラス企業系ガイダンス等日程表[2024(令和6)年度]
- 12 就職先アンケート集計[2024(令和6)年度]
- 25 卒業生アンケート[2024(令和6)年度]
- 13 就職状況 (過去5年間)
- 29 就職率・進学率(過去5年間)

[区分 基準Ⅱ D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物 (ウェブサイトを含む) を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

入学手続者全員に対して、入学までに入学準備説明会(備付-43)を実施し、学科の学びや入学までの準備(課題やピアノレッスン、タイピングレッスン等)の説明を通して、授業や学生生活についての情報を提供している。特に、幼児教育・保育に関わる技能の一つであるピアノ演奏技術については、初心者や、不安をもつ者もいるため、入学手続者全員にピアノ相談会を実施し、希望者にはピアノレッスン(備付-45)を行っている。更に2022(令和4)年度より、入学生に向けてICT技術の習得を促進できるよう、希望者にはタイピングレッスンを

行っている。他にも、教科書、用具などについての必要諸経費、下宿のあっせん、奨学金の説明などの情報を関係部署担当者より情報を提供している。この入学準備説明会には、ほぼ全員が参加しており、欠席者には別日を設定し、個別対応をしている。

入学者に対し、新入生オリエンテーション(備付-48)として4月初めに2日間の日程で、学習・学生生活のオリエンテーション・ガイダンスを行なっている。2024(令和6)年度は、学内Wi-Fi・ポータルサイト・Zoomの使い方、科目履修の選択や方法、初年次教育(備付-161)、学年暦と時間割、学生生活の送り方、奨学金制度、自転車通学の説明会、実習、人権相談員、学生生活支援室等についての説明を、それぞれの関係部署の教職員が行った。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のため、新入生オリエンテーションの中で学科説明、教員紹介、教員によるゼミナール説明、科目履修の選択や方法等のガイダンスを行っている。また、入学後に、初年次教育として、図書館の利用について、大学生としての授業の受け方、インターネットの活用等の基礎的学術技術についての講座を行っている。各自の選択によるゼミナールは上級生と新入生が合同で学ぶことができる時間割となっており、新年度初めに各ゼミナールでは上級生による歓迎会がもたれ、学習の方法などの情報共有が行われている。

学習支援のための印刷物としては、要覧(備付-113)を毎年発行し、学生へは入学時に配布し、前述のオリエンテーション内で要点を絞り各担当教員が説明時に使用し、視覚的資料として活用している。

学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援は、日常的に、ゼミナール担当教員が行っている。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制としては、主にゼミナール担当教員の指導や学生生活支援室が適切な指導助言を行う体制となっている。特に、提出物の遅れが目立つ、欠席が多い、学習困難が見られるなど状況が各教員、部署で見出された場合、主にゼミ担当教員や学生生活支援室などが個別に面談を行い、個々に適した指導および助言を行うようにしている。

また、必要に応じて非常勤講師を含む科目担当教員やゼミナール担当教員、学生生活支援室で情報を共有し、協力して支援を行っている。特に学習上困難をきたしている学生に対して、基礎学力を補えるよう学生生活支援室と連携した学外の講師によって個別指導を行うサポート体制を、2022(令和4)年度から整えている。以上のように体制を整備している。

基礎学力が不足する学生に対する学習支援に関しては、各教員、教員チーム、担当部署がサポートし補習等を実施している。具体的には、入学準備説明会時に入学前課題として漢字練習帳『保育の基本用語』を配布し、入学前に自習できるようにしている。入学後は実習関係の授業の中で漢字練習帳をもとに漢字テストを実施し、漢字能力の不足する学生へは繰り返しテストを受け合格点に達するよう実習関係の教員がサポートしている。

次に、本学のピアノ科目において共通して使用しているピアノのテキストの進度の遅い学生に対しては、担当教員が授業の空き時間に補習を行うことで一定の合格ラインおよび単位認定に達するよう個別の学習支援を行っている。それでも合格ラインに達しない学生へは、通常は1年で終了するピアノの授業とは別に、2年次にもピアノ講座を開講しピアノ能力が身に付くよう更なる学習支援体制を整えている。

実習関連では、まず「観察実習」の授業において複数の教員でチームを組み、実習で必要となる実習記録の作成に関して基礎的な能力の不足する学生に対して、漢字の正しい使い方や文章構成の基礎を教え、他者が読んでもわかるような実習記録を作成できるよう個別の添削を通して学習支援を行っている。「教育実習」「保育実習」の授業科目においても複数の教員でチームを組み、現場実習に関して課題のある学生に対しては、本学付属園の協力を得て体験学習によって実習における基礎的な力をつけられるよう学習支援を行っている。さらに学生が学外実習で不合格、あるいは及第点に達しない場合にも、本学付属園でボランティアあるいは実習を行うことで体験を積み重ね、学生が必要な力を身に付けられるように実習担当教員と付属園の教職員が連携しながら支援を行っている。これら一連の指導は、学生の不足する点を補うためであり、一定の力が身に付いたことが確認された後に再び学外実

習を行い、学生の免許及び資格取得や学びへのモチベーションを維持できるように取り組んでいる。上記のような実習全般における学生支援は実習支援室による組織的な補習・サポート体制によって行われている。

授業科目によって各科目担当者の判断により、進度の速い学生や優秀な学生に対して、次の学習上の配慮や学習支援を行っている。開講科目名「音楽1」「音楽2」ではピアノ伴奏について、「音楽3」では声楽および弾き歌いについて、学生のレベルによって難易度の高い楽曲を課題としている。ピアノ演奏に関しては、2年次に希望者を対象とした「ピアノ講座」を実施し難易度に合わせた指導を受けられるようになっている。

本学においては通信による教育を行う学科はないが、3年長期履修の学生は、教育連携している通信制大学(星槎大学)に入学し、小学校教諭二種免許状取得を目指している。そのため、週一回、サポート教員を配置し、学生支援の体制を整備している。

図書館では4月の新生オリエンテーション時に詳細な「大阪キリスト教短期大学図書館利用の手引き」(備付-110)を配布、その後、初年次教育の1回分を担当することで図書館の利用案内を実施し、常時司書全員がレファレンス対応するなど学生の学習向上のための支援を行っている。

本学で学生を海外に派遣(長期・短期)することは行っていないが、希望者が海外研修に参加する機会を設けている。留学を希望する学生は、アメリカ・ニューヨーク州の姉妹校 Roberts Wesleyan University (RWU) との交流制度があり(クロッシング・ボーダー・プログラム)を利用して、約8か月間の短期留学制度に参加することができる(提出-規程集 112)、(提出-規程集 113)。現在は、留学生の受け入れ及び留学生の派遣が途絶えている。

学習成果の獲得状況の量的データについては、GPA(備付-114、pp. 8-9)を活用し、例年学科協議会でGPAの低い学生の検討を行っている(備付-86 第7回)。その際、特にGPAの低い学生については学科長からの指導助言も実施している。2024(令和6)年度についてはそれぞれ前期と後期の終わりに、学科長が全学生の成績一覧表によりGPAの確認を行い、ゼミナール担当教員と学科長から、指導助言を行った。

また、質的には、学習ポートフォリオ(備付-10)を活用し、ゼミナール担当教員が担当学生と個別面談を行い、必要な学習支援方策を点検している。そのほか量的データとしては、GPAだけでなく、学生の授業出席状況に基づいてゼミナール担当教員が相談・指導に当たり、学科にフィードバックして学習支援の方策を点検している。

**[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- る。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
  - (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
  - (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

学生の生活支援のために、部署としては学生課が設置されている。学生課は奨学金関連業務、クラブ活動・大学祭などの各種学生イベントに関する相談指導、学校施設使用における運用管理、アルバイト紹介など厚生補導に関わる業務を担当している。定期的に学生支援委員会を開催し、各部署と連携しながら、学生がキャンパスライフを送る上での様々な問題に対応している。近年、入学後に様々な理由で修学困難を抱える学生が増えており、そのような学生に対して「学生生活支援室」(備付-115)がカウンセリングなど適切な指導を通じて学生を精神的にバックアップしている。また、問題を抱える学生の状況は、学科協議会で情報共有が行われている。

学生が主体的に参加する活動としては、クラブ活動、大学祭があり、支援体制を整えている。現状のクラブ活動は下表のとおりである。クラブ説明会を設け活動を促している。顧問は専任教員が担当し、クラブ活動に関する相談や援助を行い、支援体制を整えている。

職員の支援体制としては、文科系クラブは総務課において施設使用届を提出し活動場所の確保を行っている。運動部系は体育教員と体育館や体育室使用の調整を行ったり、使用上の留意点などの指導を行ったりしている。

公認課外活動団体・クラブ	
文化系(8)	美術部、聖書研究部、ESSクラブ、文芸部、吹奏楽部、社会福祉クラブ、合唱部、軽音楽部
体育系(9)	創作舞踊部、体操部、バレーボール部、バスケットボール部、ソフトテニス部、卓球部、バドミントン部、フラダンス部、コリアダンス部
課外活動団体(2)	学生チャペル委員会、学生図書館委員
クラブ加入人数及び加入率[2024(令和6)年度]	
1年生	25名 / 116名 (21.6%)
2年生	34名 / 84名 (40.5%)
合計	59名 / 200名 (29.5%)

また、大学祭においては、学生による大学祭実行委員会を設置し、学生課職員及び担当教員が計画内容や運営の企画立案、円滑な運営のための相談、支援を行っている。大学祭においては短期大学予算によって、各ゼミナールに一部分配される。大学祭実行委員が運営するための準備資金の予算、決算の管理や使途等については学生課職員と担当教職員の協力した支援体制を整えている。

学生食堂は学内に1か所設置されている。食堂業者は付属園と同一業者となっており、ここでは、メニューを共有化することで廉価で提供すること、「日替わり幼稚園プレート」と名付けたメニューで学生に幼児教育への関心を持ってもらうことが実現できている。さらなるメニュー充実のため、地元阿倍野区を拠点とする複数の飲食関連商店の誘致でメニューのバリエーションを増やした。

また、月に1度ほどの頻度で、地域の障がい者自立支援施設のパン出張販売を行ってい

## 大阪キリスト教短期大学

る。キャンパス・アメニティとしては更衣室が併設された「パウダールーム」、ソファを設置した「談話コーナー」を設置している。保健室で生理用品（ナプキン）を希望者へ無料配布している。

本学は、留学生を除いては自宅通学者が大半を占めるが、県外者等下宿希望の学生に対しては、入試課担当者が提携不動産業者経由で、学生専用マンションを紹介するなど便宜を図りつつ、下宿生に対し月額最大30,000円の家賃補助の支援を行っている（備付-116、p. 19）。

また、留学生については、国際センターが中心となって学生寮を手配し、支援を行っている。

本学は、大阪市内の交通の便が良い場所に位置している（備付-117）。学生の安全確保のため自動車、バイクでの通学は禁止している。自転車通学者には、キャンパス内の駐輪場利用専用シールを発行の上、許可している。学生の要望に応じて、自転車通学許可で設けていた通学距離の制限を撤廃し、電車通学の学生についても、駅近辺の駐輪場との月極契約を確認することを徹底した上で、許可するなどして、通学のための便宜を図っている。

2024(令和6)年度10月1日現在で日本学生支援機構の奨学金を受給している学生数は表. 12「日本学生支援機構奨学金受給学生数」のとおりである。

表.12 日本学生支援機構奨学金受給学生数(2024(令和6)年10月1日現在)

	1年 (2024年度入学生)	2年 (2023年度入学生)	合計
給付	20	15	35
第一種	27	15	42
第二種	23	17	40
合計	70	47	117

また、本学独自の奨学金制度として、学期ごとに経済的困難を抱える学生、成績優秀者を対象として、授業料半額減免とする給付制奨学金制度を設けている（提出-規程集 96）。2024(令和6)年度給付制奨学金を受給した学生数は、表. 13「大阪キリスト教短期大学給付制奨学金受給学生」のとおりである。

その他、「保育士修学資金貸付」の制度を学生に案内をしている。2024(令和6)年度に利用している学生数は、表. 14『「保育士修学資金貸付」制度利用学生』のとおりである。

表. 13 大阪キリスト教短期大学給付制奨学金受給学生  
(2024(令和6)年度)

学年	1年 (2024年度入学生)	2年 (2023年度入学生)
前期	-	6
後期	8	4

表. 14 「保育士修学資金貸付」制度利用学生  
(2024(令和6)年度)

学年	1年 (2024年度入学生)	2年 (2023年度入学生)
	19	13

以上のように、奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている（備付-118、pp. 24-25）。

学生の健康管理は保健室、メンタルヘルスケアやカウンセリングは学生生活支援室がその機能を担い、以下のように体制を整えている。

保健室は次のような体制にて役割を担っている。

- ・職員1名が常駐し、月1回の午後には産業医、学校医として嘱託医師が来室する。
- ・産業医、学校医の役割は主に危機管理・安全衛生委員会への出席、設備環境安全

の巡視、学生及び教職員の健康診断事後措置、健康相談等を実施する。

- ・学校安全保健法に基づいた学生の健康診断と労働安全衛生法に基づいた教職員の健康診断を実施する。
- ・日常的な保健室業務として、学生及び教職員の保健管理、応急手当、健康相談、健康診断証明書の発行、各行事の救護、実習参加時に必要な検査及び結果指導（腸内細菌培養検査・血液検査等）、海外研修参加前の問診、大学祭などの安全衛生指導、感染症対策等を行う。

学生生活支援室は臨床心理士・公認心理師の資格を有する専任教員1名が、以下の役割を担っている。

- ・学生生活上でのさまざまな困難・問題の解決、学生の人格的な成長をサポートする。
- ・学生生活に支障をきたし、退学や休学を考えている学生をサポートし、休学生については復学支援を行う。
- ・特に発達障害をもつ傾向のある学生は、修学上でのさまざまな困難が生じるため、継続的なサポートを行う。
- ・必要に応じ、保護者の理解を促し、連携してサポートできるようにする。これらのサポートを充実させ、発展させるために次のことを行っている。
- ・各部署、教職員との連携を進め、個々をサポートする体制を整える。必要に応じて、学科協議会での情報共有や配慮依頼、学生・教職員健康サポート委員会にて対応の検討を行う。また、職員との学生対応ミーティングを定期的に行っている。
- ・学生生活支援室担当者は、学生の種々の問題に対応できるよう、専門性を高めるために研修を重ねている。
- ・課題や悩みを抱えている学生への理解を深め適切な対応ができるよう、必要に応じて各部署、教職員へ啓蒙を行っている。

本学では、入学時から専任教員が担当するゼミナールに全学生が配属され、普段の生活や交わりの中で学生の意見や要望の聴取に努めている。これらは必要に応じて学科協議会にて報告され、対応されている。

2024(令和6)年度は、教育テックコース・グローバルクラスと、こども学コースに留学生が在籍している。留学生への支援としてビザ申請を業務委託している行政書士法人に依頼して取り次いでいるほか、国際センター、国際交流を担当するきりたんセンターとつなぎ、孤立せず修学できるよう、また生活できるよう支援をする体制を整えている。

社会人学生は在籍していないが、在籍する場合、教職員間で情報共有し支援できる体制を整えている。

障がい者受け入れに関しての施設の整備については、車椅子対応トイレが学内6か所に設置され、エレベーターは本館・2号館・5号館・8号館に設置、その他、各館に自動ドア、スロープが設置されている。

また、支援体制については、「障がい学生サポート窓口」を設置しており、学生が学生生活において困難をきたした場合などに、支援を要望することができる。支援においては、必要な支援を学生と話し合い、要望書の提出後は、適切な支援が全学的に行えるよう学生・教職員健康サポート委員会において調整を行えるようにしている。また、障がい学生サポート担当者は支援開始時だけでなく、随時学科協議会や教授会にて報告し、教職員へ理解を促すと同時に、学生と継続的に支援状況を確認し、障がい学生の学生生活を支援できるようにして体制を整えている。

長期履修生については、学則「第2章 学科・学生定員及び修業年限」第6条の2に長期履修学生に関する規程を設けている。長期履修学生は、以前神学科を開設した時には在籍者があったが、幼児教育学科では長期履修体制を整えていなかったことから在籍者はいなかった。しかしながら2022(令和4)年度には幼児教育学科での長期履修生の受け入れ体制を整え、2023(令和5)年度入学生より長期履修生を受け入れることとし長期履修生専用の3

年履修カリキュラムを組み、スムーズに修学できるよう配慮し体制を整えている。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)等の取り組みについては「きりたんセンター」が把握し、学科協議会や教授会を通して全教職員に報告しているほか、各ゼミに地域貢献、活動を割り振り、全学で取り組んでいる。

ゼミ担当教員は学生が「学習ポートフォリオ」へボランティアの実績について記入することで、学生個々のボランティア活動状況を把握し、積極的に評価している。

#### [区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

本学では全学生の進路状況を把握し、進路・就職支援を行う組織としてキャリアセンターを設置・整備し、活動している。2024(令和6)年度のキャリアセンター人員は、職員6名(うち1名非常勤職員、2名派遣職員等)担当教員1名体制で構成している。職員は「こども学コース」と「教育テックコース(DXグローバルクラス(以下、DXGクラス)含む)」で主担当の職員を各1名、事務サポート2名、企業開拓1名、アドバイザー1名を配置している。

具体的な就職支援の活動としては、コース毎でガイダンス(備付-120, 121)の実施、全学生との進路面談をはじめ、個人面談で相談に応じている。その他、企業開拓担当者が企画する企業説明会の実施や、企業見学ツアーなど学外イベントへの同行、インターンシップ全般のフォローを行っている。学生には教育・保育志望者用「就職のてびき」(備付-127)、教育テックコース「キャリアガイドブック」、(備付-167)DXGクラス「就活ブック」(備付-168)を配布し、ガイダンスで活用している。また進路状況把握のため、全学生に「就職登録カード」の作成及び提出を求めている。担当教員は業務状況の把握と会議報告、就職懇談会参加等対外業務において、職員と分担して業務を行っている。

就職支援のための施設としては、2号館3階(備付-72)にキャリアセンターを設置し、学生の進路・就職支援を行っている。キャリアセンター室内は受付カウンターと職員が業務を行う事務スペースで区切られ、個人面談を行う相談ブースを2か所設置している。その他、学生閲覧検索用のパソコンを2台配備し、参考書や求人票など資料閲覧できるフリースペースもある。また、保育業界・福祉業界・一般企業とコーナーを区分し、就職フェアやインターンシップなどイベント情報を掲示板にて周知するほか、公務員(主に保育士・幼稚園教諭・保育教諭)試験情報についてもコーナーを設置し、掲示物や資料を閲覧できるようにしている。

就職のための資格取得の支援として、1年生前期から実習教員による附属園での「観察実習」等、授業では教職を目指す学生に保育の魅力を実際に伝えられるようきめ細かな指導が行われている。本学では幼稚園教諭二種免許状と保育士資格については、9割以上が取得を希望しており、学科全体として支援を行っている。就職試験対策として、キャリアセンターが主催するガイダンスは時間割の中に組み込んで実施し、正課授業と重複しないようスケジュール調整をしている。「教育・保育系就職ガイダンス」は、こども学コース、教育テックコースの保育志望者を対象に、1年生・長期履修2年生に後期12回実施した。卒業年度の2年生・長期履修3年生には、前期8回(うち2回は希望者を対象に公立試験

## 大阪キリスト教短期大学

対策を実施) 就職試験に向けた、より実践的な内容で実施した。希望者対象のガイダンスでは、「集団面接・グループディスカッション講座」や有料で「SPI試験対策講座」(備付-123)「公立保育所試験対策模擬試験」を実施した。他にも2月に開催される、学外就職セミナー(私立短期大学協会主催、オンデマンド配信)への参加も促し、学年に応じた就職試験対策等の支援を行っている。教育テックコースでは企業への就職対策として、学年毎にキャリアデザイン講座を前期に8回ずつ実施した。(備付-122)DXGクラス1年生には、前期5月に大阪外国人雇用サービスセンターより「日本の就職活動について」、後期10月には京都ジョブパークより「日本の就職活動を知る」ガイダンスを、講師を依頼して実施した。就職活動が本格的に始まる2月～3月には集中して就職ガイダンスを6回、さらにエントリーシート、面接対策の講座を各々2回実施した(備付-166)。このように、企業就職を希望する学生、外国人留学生に対しても、就職試験対策等の支援を行っている。

卒業時の就職状況については、卒業年度である2年生・長期履修3年生の9月から3月までの状況を月1回教授会で報告しており、就職状況を分析・検討し、学生の就職支援に活用している。進路の選択肢が多様化し、教育・保育の就職を希望しない学生が少数いるため、個々の学生と個人面談を行い、ゼミナール担当教員とも連携しながら、詳細な情報把握を行っている。また学生の思いを尊重しながら、国家資格キャリアコンサルタントの職員による適切な情報の提供と社会人の客観的な視点で助言を行い、学生が前向きに進路を選択できるよう支援している。

卒業後の就職状況については、年1回、職員が卒業生の就職先園や施設を訪問し、園長や施設長、卒業生へヒアリングを行い、学生へ情報提供するなど就職支援に活用している。また、就職先アンケート(備付-12)、卒業生アンケート(備付-25)を実施し、学科協議会において分析・検討し、その結果を就職支援に活用している。

卒業時の就職状況に関しては表.5(備付-13)に示すとおり、就職希望者は幼児教育学科在籍者数の80.5%で、多様な進路を選択する学生の増加が数値に表れているものの、学科の専門を活かした園・施設への就職は100%であった。その内、公立採用試験に合格したのは3名であった。

キャリアセンターは、学生が自分の意志で就職先等を自己決定できるよう学生の思いを尊重しながら就職支援を行っている。

表.5 就職状況(過去5年間)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
卒業生数	121	137	83	80	41
就職希望者数	115	132	79	74	33
私立					
幼稚園	18	19	13	7	0
保育所	24	42	23	13	13
こども園	46	53	35	46	16
公立					
幼稚園	0	0	0	0	0
保育所	14	5	6	3	3
こども園	6	5	0	1	0
福祉施設	7	7	1	0	1
企業	0	1	1	4	0
その他(就職・進学以外)	6	5	2	6	7
就職者数	115	132	79	74	33
就職率(就職希望者数に対して)	100%	100%	100%	100%	100%
就職率(卒業生数に対して)	95.0%	96.3%	95.1%	92.5%	80.5%

進学を希望する学生へは、キャリアセンターが個人面談を実施した上、学校案内資料

など適切な情報を提供し、積極的に支援を行っている。指定校推薦等、学内での推薦が必要な場合は、教員へつなげている。2024(令和6)年度、指定校推薦枠での四年制大学編入学希望の該当者はなかった。(備付-29)。なお、編入学・指定校推薦大学等案内資料はファイル管理し、キャリアセンター内で自由に資料を閲覧できる。

留学を希望する学生には、きりたんセンターが欧米諸国や東南アジア圏の語学留学のみならず、スタディーツアーなど豊富な資料を提供し、支援を行っている。学生はそれらの資料を随時、閲覧できる。2024(令和6)年度、きりたんセンターからの紹介による留学希望者はいなかったが、将来的に私費留学を希望し、計画している学生は1名いた。

#### <テーマ基準Ⅱ-D学生支援の課題>

○基準Ⅱ-D-3 (4) 「就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている」に関して

就職希望者数に対する就職率は100%を維持しているが、卒業者数に対しては80.5%と、過年度と比較しても減少が顕著となった。職業理解が進んでおらず、自己分析が不十分なまま進路を選択し、就職先を決定する学生もいる。結果として就職先とのミスマッチが起こり、早期離職に繋がる傾向もあることが、卒業生の就職先を訪問し、卒業生からのヒアリングにおいても感じ取れる。また外国人留学生への就職支援も必要となり、多様な人材・多様な進路への対応が課題である。個人面談による学生への丁寧なヒアリングや、個々の学生に応じた情報提供がより多く求められる。

#### <テーマ基準Ⅱ-D学生支援の特記事項>

○基準Ⅱ-D-3 (3) 「就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている」に対して

本学では外国人留学生の就職支援について過去の実績がなく、情報やノウハウが十分でないため、大阪外国人雇用サービスセンターや京都ジョブパーク等、国の機関や行政に協力を求め、外国人留学生向けの就職支援を行ってきた。2024年(令和6年11月)には京都府と「就職支援に関する協定」を締結するなど、産官学連携を強化し、就職支援を行っている。

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要があるに関して、学期における履修単位数の上限CAP制度を設け、規程集第Ⅱ編56-0短期大学(大阪キリスト教短期大学CAP制度に関する規定)に記載した。

2023(令和5)年に行われた前回の認証評価についての基準Ⅱについての指摘事項は以下のとおりである。基準Ⅱ教育課程と学生支援[テーマA教育課程]、卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要があるとの指摘については2024(令和6)年度内に規程の変更を行い完了している。また、早急に改善を要すると判断される事項として、基準Ⅱ教育課程と学生支援[テーマA教育課程]、評価の過程で、多くの授業科目において学則の規定どおりに定期試験が実施されていないという問題が認められたが、当該問題については、機関別評価結果の判定までに学則の規定どおり定期試験を実施することを2024(令和6)年度用のシラバスに各科目の定期試験の実施について明示し、2024(令和6)年度においてはシラバス記載通りに定期試験を実施し改善した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準Ⅱで掲示した各課題についての改善計画は、以下のとおりである。

○基準Ⅱ-A-4(2)「職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる」に関する課題は、就職先アンケート、卒業生アンケートをさらに効果的に実施、利用し、教育課程の改善につながるものとして、整理していくことである。改善計画としては、現在の就職先アンケートと卒業生アンケートを効果的に実施できるよう見直すこと。また、アンケート結果を教授会、学科協議会等で示し、結果をどのように利用できるかを検討することである。

○基準Ⅱ-B-2-(1)「各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学修成果に対応している」に関する課題は、各科目の学習成果を学科の学習成果に関連付けて記載されていないことである。改善計画としては、学科学習成果を定めることである。

○基準Ⅱ-B-2-(3)「教員の成績評価の状況について把握し、点検している」に関する課題は、各科目担当教員における成績評価の基準が定まっていないため、成績評価の状況について点検できていないことである。改善計画としては、教学会議にて議題にあげて、成績評価の基準を定めることである。

○基準Ⅱ-B-3-(5)「測定した結果を学習成果の点検に活用している」に関する課題は、入学前後の点検として、留学生対象の入学試験については、検討過程における教員との共有、検討過程の議事録の公表システム等を入試・広報課で整えることである。改善計画としては、入試・広報課の職員だけでなく、他部署の職員、または担当教員が検討過程に参加し、議事録作成等、公表できる体制を整えることである。

○基準Ⅱ-C 「入学者選抜の課題」に関する課題は、留学生(主にDXグローバルクラス) について、アドミッション・ポリシーを十分に理解せずに受験している人が見受けられる点である。改善計画としては、入試広報の方法について、入試・広報課だけでなく、学科協議会にて協議、検討した上で、入試広報を実施する体制を整えることである。

○基準Ⅱ-D-3「進路支援を組織的に行っている」に関する課題は、就職率が、卒業生数に対する割合が80.5%で、過年度と比較して減少が顕著であったこと、また、就職先とのミスマッチが起これば早期離職に繋がっている傾向があること、留学生の就職先として多様な人材・多様な進路への対応である。改善計画としては、就職をしない学生について状況把握をすること、ミスマッチが起こる原因を探ること、量的、質的にデータを取り、傾向を探ることである。留学生の就職については、DXGクラスのカリキュラムとも関連があるため、担当教員と協議したり、就職先を開拓できるよう体制を整備したりすることである。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

## 提出資料-規程集

- 85 教員選考基準に関する規程
- 86 教員基準に関する細則
- 79 教員研究費枠運用規程
- 80 個人特別研究奨励費規程
- 64 短期大学教育職員勤務規程
- 42 就業規則
- 115 教員海外留学規程
- 61 海外出張旅費規程
- 1 組織規程
- 2 組織規程 別表「事務分掌」
- 59 服務規程
- 66 経理規程
- 5 文書保存規程
- 33 SD委員会規程
- 108 FD委員会規程
- 62 給与規程
- 45 定年退職者の再雇用に関する規則
- 87 特任教員等の制度に関する規程
- 91 1号特任教員の内、特任准教授、特任講師、特任助教の運用細則
- 63 臨時職員勤務規程
- 46 教職員採用規程
- 92 教授会規程
- 89 教員の任用と昇格に関する規程
- 121 専任事務職員役職位任免内規
- 90 教員の任用と昇格の審議に関する細則
- 81 学長選任規程
- 122 副学長選任規程
- 83 学科長及び副学科長選任規程
- 63 臨時職員勤務規程
- 123 無期雇用職員への転換規程

- 備付資料 136 専任教員と非常勤教員の比率]
  - 64 紀要65集を発行した
  - 96 ガバナンス・コード【第2版】
  - 164 アセスメントの方法と工程（2024（令和6年度）一覧表）
  - 71 SD活動の記録[2024(令和6)年度]
  - 68 FD活動の記録[2024(令和6)年度]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、幼児教育学科の単科短期大学として必要な教員を配置している。

本学幼児教育学科の入学定員167名に対する教員必要総数は短期大学設置基準第二十二条の規定に基づき、教員15名（うち教授5名）である。2025（令和7）年5月1日現在、総務課より専任教員の辞令交付を受けた26名のうち、年間担当単位数8単位以上の専任教員は17名（うち教授7名）の構成となり、短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

非常勤教員は31名を配置しており、教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員を配置している。（備付-136、[専任教員と非常勤教員の比率]）。

専任教員の職位については、短期大学設置基準の教員の資格の各条の規程及び、本学規程の「教員選考基準に関する規程」（提出-規程集 85）、「教員基準に関する細則」（提出-規程集 86）に基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を審査している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準を遵守し、非常勤候補者に履歴書及び教育研究業績書の提出を求め、学科長、教務課担当教員、関連科目担当教員等の面談によって本人に研究業績、経歴等について確認を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を適切に配置している。観察実習では添削指導として補助教員1名、基礎教養のための数学演習では2名、キャリアベーシック（SPI）では2名の補助教員を配置し、少人数単位で実習に関わる準備、授業の補助を行っている。栄養実習室では調理実習時は補助職員を配置し、主に安全面などの見守りや支援をしている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

る。

#### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

2024(令和6)年度の専任教員の主な研究活動は、表.15「2024年(令和6)度 教員の主な研究活動数」に示すとおりである。専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、各教員の授業内容や専門分野に沿った研究内容として成果をあげている。

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得のための取り組みとして、科学研究費補助金については、「令和7(2025)年度科学研究費補助金」への応募者が3名(研究代表者1名、研究分担者2名)あったが、不採択であった。外部資金の獲得にはいたっていない。

表.15 2024年(令和6)度 教員の主な研究活動数

	論文執筆 (単著) * 1	論文執筆 (共著) * 1	論文査読	学会発表	学会役員	学内 研究会	国際会議 出席等	地域貢献 活動 * 2	講演会 講師
計	4	7	4	13	9	2	1	30	25

\* 1 論文執筆は研究ノートなども含む

\* 2 地域貢献活動は地域委員会委員、学生地域貢献活動の引率や指導など

専任教員の研究活動に関する規程として、「教員研究費枠運用規程」(提出-規程集 79)があり、専任教員は年間20万円の範囲の研究費が認められ、その用途も規程に基づき、学会参加、文献収集、消耗品の購入などが認められている。またそれ以外に、「個人特別研究奨励費規程」(提出-規程集 80)において、年間30万円の研究費枠が用意されており、科研費の申請、個人的な申請によって教員間で30万円が分割されて追加支給されるなど、研究環境の整備に努めている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース(eL CoRE)」を毎年定期的に受講し修了証を得ることとしている。

本学では「大阪キリスト教短期大学紀要」を毎年1回発行しており、学会誌以外での研究発表の場を確保している。「紀要」は機関リポジトリで閲覧可能であり、2024(令和6)年度は12月に紀要65集を発行した(備付-64)。

専任教員の研究、研修等を行う時間については「短期大学教育職員勤務規程」(提出-規程集 64)によって、出校日以外の自宅研究日を規定し確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関する規程として、「就業規則」(提出-規程集 42)では「(2)私費あるいは本学院以外の国、機関、団体、企業などの費用負担による留学、または 研究のため出勤しないことを認めるとき」の休職について定めている。また、「教員海外留学規程」(提出-規程集 115)および「海外出張旅費規程」(提出-規程集 61)が整備されている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規定に基づき適切に保管している。

### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織に関しては、「組織規程」(提出-規程集 1)、『組織規程 別表「事務分掌」』(提出-規程集 2)により明確にされている。なお、事務組織の責任体制の明確化を図るため、2024年7月1日付けで、法人本部総務部長の下に総務課、人事課及び財務課を設置、短期大学事務局長の下、従来の総務課を総務課、人事課及び財務課とする組織変更を行ったところである。

各部課の事務職員については、専門知識・資格として財務、経理、人事・労務、総務、図書館司書、キャリアコンサルタント、ITサポートなどの知識・資格を有する職員を配している。

事務局の人員配置については、資格・能力・適性に合わせて実施している。また、事務所内での各部課の設置、図書館、キャリアセンターの設置、PCや周辺機器等の設備を整え、それぞれの能力と適性を十分に発揮し、情報共有ができる環境を整えている。

事務関係諸規程については「服務規程」(提出-規程集 59)「経理規程」(提出-規程集 66)「文書保存規程」(提出-規程集 5)をはじめ事務組織、事務執行に係る諸規程を整備している。

なお、2024年度は、私学法改正に伴い必要とされる新たな規程の制定や改正作業を行うため、私学法改正(内部統制システム)に関する検討会、規程等検討委員会を設置し、私学法改正に伴う規程等の検討と併せて学校法人等関係規程等の見直しを進めた。これにより、寄附行為、寄附行為施行細則、学則の改正、私学法改正に伴う内部統制システム整備の基本方針を定め、この基本方針の下、既存の規程の改定また新規に制定を必要とする規程の整備を図るとともに、ガバナンス・コード【第2版】の改正(備付-96)、その他規程の見直しや必要な改正を行った。

事務処理を円滑に行うために適当な事務スペースを確保し、職員には一人1台のPCを配備している。共用複合機3台を事務所に設置し、事務に必要な備品は、総務課にて保管している。

事務局では、事務局長主催で、毎月1回全職員対象の職員全体会議を開催し、現在の業務の進捗状況の情報や問題点の共有、課題解決について連携している。

学生の成績記録は規定に基づき適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

事務職員は学生の学習成果の獲得が向上するように教員と連携している。職員の教学への積極的な参加を進めるため、教学会議には教員と共に事務職員が陪席して情報共有するほか、学科協議会や教授会での議事内容について、定期的に担当教員と担当部署の職員で教務ミーティングや学生ミーティングを開催し情報共有を図っている。また、各委員会は事務職員と教員が共に構成メンバーになり、学生の学習成果の獲得が向上するように協力し連携している。

学習成果に関しては、「アセスメントの方法と工程(2024(令和6年度)一覧表)(備付-164)においてアセスメント資料の作成担当部署を示しており、責任の所在を明確にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

- (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- (2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。  
(3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-5の現状>

SD活動については「SD委員会規程」(提出-規程集 33)に基づき、適切に実施している。FD活動については「FD委員会規程」(提出-規程集 108)に基づき、適切に実施している。

2024(令和6)年度は、FD/SD研修として2024(令和6)年9月に「高等教育の基礎知識を学ぶ④～入学者動向と補助金政策～」(山本雅淑学校法人OCC監事)、2024(令和6)年10月に「大学における戦略経営の取り組みと教学マネジメントについて～教職協働の重要性～」(鶴田弘樹名城大学事務局長、総合企画部・大学教育開発センター事務部長)、2025(令和7)3月には「研究倫理とは～保育学として～」(那須川知子大阪総合保育大学特任教授)を実施した(備付-71)。

FD研修会としては、本学で実施する海外研修ツアーの内容と意義への理解をめ、学科の学びとの結び付けを含む今後の在り方について意見交換を行うため、「海外研修報告会」として、①カンボジアスタディーツアー(12月3日河崎雷太教授)、②タイスタディーツアー(1月7日山本淳子学長、高市勢津子教授)、③オーストラリア幼稚園実習(2月4日杉岡幸代教授)④幼児教育ヨーロッパ研修ツアー(日程の都合により実施は翌年度4月1日迫田リツコ講師)を実施した。(備付-68)

SD/FD研修会では、教育理念の実現のためにその時々に応じたテーマを設定しており、研修会受講内容は教員として直接的、間接的に自身の授業・教育方法の改善にも役立てている。FD/SD研修会の実施により、教職員及び指導補助者の資質・能力向上に積極的に取り組んでいる。

指導補助者の研修に関しては、当該年度に在籍する非常勤教員、指導員等に教育懇談会や同時開催のFD研修会について連絡を行い参加希望者はともに研修を受講している。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

教職員の就業に関しては、「就業規則」(提出-規程集 42)で基本的事項を示している。更に詳細について、「服務規程」(提出-規程集 59)、「給与規程」(提出-規程集 62)、「定年退職者の再雇用に関する規則」(提出-規程集 45)など就業に関する諸規程を定めている。

専任以外の雇用形態である教職員については、就業規則に加えて「就業についての必要な事項は別に定める。」としており、短大の特任教員については「特任教員等の制度に関する規程」(提出-規程集 87)、「1号特任教員の内、特任准教授、特任講師、特任助教の運用細則」(提出-規程集 91)、臨時職員については、「臨時職員勤務規程」(提出-規程集 63)を整備している。

これらの教職員の就業に関する諸規程は規程集として整備しており、規程集についてはグループウェアに掲載して、教職員がいつでも閲覧できる状態にして周知している。また、就業に関する規程を新たに改訂する場合には、事前に「就業規則委員会」に諮り、教職員の意見も聴取して制定を行っている。

教職員の就業は、学校法人大阪キリスト教学院就業規則のほか、「短期大学教育職員勤務規

程) (提出-規程集 64)、「服務規程」などにより、教職員の就業に関する規程を定め、これに基づき適正に管理している。

また、教職員の採用・任用については基本規定となる「教職員採用規程」(提出-規程集 46)を元に行われている。教育職員については、さらに「教授会規程」(提出-規程集 92)「教員の任用と昇格に関する規程」(提出-規程集 89)「教員選考基準に関する規程」に採用に関する諸規程を定めている。専任職員の昇任については、「専任事務職員役職位任免内規」(提出-規程集 121)に手続きを定め、専任職員の昇任については、「教授会規程」「教員の任用と昇格に関する規程」「教員の任用と昇格の審議に関する細則」(提出-規程集 90)に手続きを定めている。また、役職により「学長選任規程」(提出-規程集 81)「副学長選任規程」(提出-規程集 122)「学科長及び副学科長選任規程」(提出-規程集 83)に手続きを定めている。

なお臨時職員、嘱託職員を専任職員に転換できる手続きを「臨時職員勤務規程」(提出-規程集 63)「無期雇用職員への転換規程」(提出-規程集 123)に定め、職員のキャリア形成に努めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

○基準Ⅲ-A-2(2)「専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している」に関して

本学では教員の外部資金獲得について、教員の研究活動を推進するための環境整備を進めているが、教員の研究活動の外部資金獲得が少ないことが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

FD/SD研修会の実施による教職員の資質・能力向上に積極的に取り組んでいる。2024(令和6)年度は、次の通り3回のFD/SD研修会と3回のFD研修会を開催した。前年度より高等教育の基礎知識を学ぶ連続講座を開催してきたが、最終回として第4回「入学者動向と補助金政策」(FD/SD研修)を実施した。また、大学でのIR活動に関わるFD研修として「大学における戦略経営の取り組みと教学マネジメント」、研究倫理の遵守に関わるFD研修として「研究倫理とは～保育学として～」を実施した。

#### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

##### <根拠資料>

##### 提出資料-規程集

- 68 固定資産管理規程
- 66 経理規程
- 34 危機管理規程
- 35 防災管理規程
- 36 防火管理規程(別表)

##### 備付資料

- 73 学内バリアフリー施設配置図
- 137 講義室、演習室等の配置状況集約表
- 72 校地、校舎に関する図面
- 74 本学ウェブサイト[図書館概要]
- 138 危機管理対策マニュアル

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館そ

## 大阪キリスト教短期大学

- の他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (2) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
  - (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
  - (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
  - (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
  - (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
  - (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
  - (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
  - (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
  - (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
  - (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
  - (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
    - 1 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
    - 2 資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
  - (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学敷地に運動場は有しないが、学生に対する教育又は厚生補導を行うために短期大学設置基準第二十七条の二に基づき同一敷地内に体育館及び体育室を設置し、また収容人員520人の講堂、および収容人員154人のビデオシアター等も有している。また学生がクラブ活動で使用するクラブハウスも有している。

本学の校地面積は11,527㎡であり、短期大学設置基準で定められた3,400㎡（収容定員×10㎡）を上回っている。敷地内には学生食堂の隣にカフェ風にアレンジされたテラスやウッドデッキを設置し、学生間の交流、休息または憩いの場としてふさわしい環境を持っている。

本学の校舎面積は13,209㎡であり短期大学設置基準で定められた基準を上回っており、また教育研究に支障がないよう教室、図書館、保健室、事務室、研究室、演習室、実習室等の施設を備えている。

校地と校舎はバリアフリー対応であり、スロープや多目的トイレ、エレベーターなど、障がい者のアクセスに対応している。ただし7号館他一部バリアフリー対策がなされていない校舎が残っている。

本学カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うため、講義、演習、議論、グループワーク、課題、実習、オンライン学習それぞれに使用する設備が用意されている。講義以外にも演習に資するものとして、保育演習室、情報処理機器演習室、栄養実習室、ピアノレッスン室などを備え、また議論やグループワークに向けて多目的ホールを備えるほか、課題や実習のために図書館、ピアノ演習室、自習コーナーを設けている。

専任教員または基幹教員に対して本館3Fに研究室、学科事務室、給湯室、倉庫等の教員専用の施設を有している。

本学は専門職学科を設置していないため、臨地実務実習等の施設は確保していない。また現在通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行う教室として用意している各講義室には、授業を行うための機器・備品として、ピアノ、PC、DVDやPC画面を投影できるプロジェクターとスクリーンを備え、それらは定期的に整備している。また、常備されていない演習室、実習教室などには可動式の機器や備品を用いている。

図書館(713㎡)は、7号館の2階・中2階・1階の3層からなり、73席の閲覧室と開架式書庫とで構成され、適切な面積と座席数を確保している。約12万冊の蔵書をはじめとして、ほかに55種の雑誌を購読、CD、DVD、紙芝居ほか幼児教育学科の学びに必要なと考えられる視聴覚資料も積極的に収集している。また図書館2階閲覧室内に自習コーナーのほか、ラーニングcommonsとして利用できるコーナーを設置、自由に使えるPC、プリンタとプロジェクター、文房具等を備え、学生が系統的及び積極的に学習できるよう支援に取り組んでいる。

選書にあたっては教員で構成される選書協力教員に協力を求め、また幼児教育関連の資料や絵本等の充実を図るなど、学生の学習に供することを第一に選書している。一方で、学習やレポート作成に適さなくなった資料について、内規に基づいて教員に意見を求めたうえで除籍している。また、私立短期大学図書館協議会に加盟し協力をしあっている。多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、Zoom配信に用いる貸出し用PCやウェブカメラ等の機器を用意しているが、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を実施するシステムは導入していない。

#### 【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### ＜区分 基準Ⅲ-B-2の現状＞

「固定資産管理規程」(提出-規程集 68)、「経理規程」(提出-規程集 66)を策定しており、固定資産の管理・処分について定めている。「経理規程」において、消耗品等を定義している。消耗品及び物品管理については「経理規程」の第51条から第54条に基づいて消耗品費及び固定資産管理を行っている。

施設設備については、原則として法令に基づく維持管理を優先して行い必要に応じて修繕等を行っている。消耗品等に関する管理規程は整備されていないが、「経理規程」第51条、第52条の趣旨にのっとり、在庫は最小限にし、維持管理する運営を行っている。

火災・地震対策、防犯対策などの危機管理は、「危機管理規程」(提出-規程集 34)、「防災管理規程」(提出-規程集 35)、「防火管理規程」(提出-規程集 36)を整備するとともに「危機管理マニュアル」(備付-138)を整備している。

消防法の規程に基づいて消防設備の定期点検を実施し、学生や教職員に対しては消防訓練(通報訓練、避難訓練、初期消火訓練)を年1回実施している。防犯については警備員を配置して立哨や構内巡回を実施しているほか、電子施錠システムの不断の点検を実施している。学生向けには入学時に通学路安全指導を実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、すべてのPCに対してアンチウイルスソフト「ウイルスバスター」をインストールしている。また、システム全体は総務課情報システム担当による常時監視が行われている。

省エネルギー・省資源対策については、教育環境を低下させることなく無駄を省く取り組みとして、電力使用量及び紙使用量の削減に取り組んでいる。また、契約電力に関し、地

球温暖化対策の一環として再生可能エネルギーをベースとした電力契約（グリーン電力）を締結している。具体的には、各教室のエアコン・照明スイッチの巡回確認、クールビズの実施、トイレ照明の人感センサー化などで省エネを図っており、2023年度の1・6・7号館の照明LED化に引き続き、2024年度は本館全ての照明のLED化を行った。紙使用量については、コピーの両面印刷、会議のペーパーレス化によって削減を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

○基準Ⅲ-B-2(2)「諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している」に関して

施設設備に関する課題として、蛍光灯の廃止、及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）含有機器の交換があげられるが、特に本学で使用している電力設備に微量のPCBを含むものがあるため、処分期限までに入れ替えが必要である。

○基準Ⅲ-B-2(4)「火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検訓練を行っている」に関して

防犯については警察の講話の機会をもつことがあるものの、実際を想定しての教職員・学生の訓練は近年行っていないことが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

○基準Ⅲ-B-2(2)「諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している」に関して

今年度は設備修繕費の予算を大幅に増額した。前年度から課題となっていた老朽化設備の更新を、新たに見直した修繕計画に基づいて本年度から進めていく。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

##### <根拠資料>

提出資料 2 要覧[2023(令和5)年度] pp. 52-59 [履修指針表]

備付資料 75 学内LANの敷設状況  
117 Wi-Fiアクセスポイント  
76 コンピュータ教室等の配置図

#### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

教育課程の実施で必要とされるICT機器及びネットワークに関しては、技術的資源を管理する事務局部署として総務課情報システム担当によって設備の向上・充実がなされている。具体的には、ネットワークやサーバーなどの基幹インフラ、ハードウェア、ソフトウェア、システムの導入や更新がなされ、必要に応じて学生への専門的個別支援を行っている。

学生に対する情報技術向上のトレーニングは、入学時のオリエンテーション、及び「情報機器演習1」「情報機器演習2」の授業において実施され提供している(提出-2、pp. 52-59)。教職員に対する情報技術向上のトレーニングは、総務課情報システム担当主導で企画される。現在は、SD研修などでのICT向上トレーニングは実施されていないが、利用方法などの質問への回答という形で、情報システム担当による情報技術提供が随時行われている。

総務課情報システム担当が主に計画する年度毎の維持・整備計画を、総務部長、事務局長等が関与する予算ヒアリングにおいて費用、優先順位を調整のうえ実施し、教職員・学生が利用できる状態を保持している。また、インターネットについては、データ量の増加に伴い、大容量の回線を増設した。教育テックコースの新規導入に合わせ、適宜増設を実施している。

技術的資源の分配については毎年度末に担当指導教員の意向を取り入れて予算配分を精査しながら必要な資源を整え活用している。分配の見直しについては不断に実施しており、新型コロナウイルス蔓延時には法人契約でZoomアカウントを複数導入したほか、整備したZoom環境を補講や学外との打ち合わせ等にも活用している。

教職員がカリキュラム・ポリシーに基づき授業や学校運営に活用できるよう、PC整備を行っている。例えば幼稚園教諭二種免許状を得るための必修科目、「情報機器演習1」「情報機器演習2」等に対応するために情報機器演習室にはPC40台が設置され、年度末にはアップデート作業を実施しているほか、講義、実習や課題等に活用するため、主な教室には授業用のPCを常設している。非常勤講師室にもPC 1台を用意するほか、非常勤講師用の貸し出し用PCも8台準備している。

全ての教室及び施設にLAN設備を設置している(備付-75)。また、すべての講義室には学生が利用できるようパスワード等を予め知らせる形でWi-Fi機器を設置している(備付-117)。

教員は、ICTを活用して授業を行っている。2018(平成30)年度よりe-learningサイト「きりたんMoodle」を利用希望する授業で導入し、教員は、授業資料(PDFや動画)の配布、レポート課題の提出、及びCBT(Computer Based Testing)による自動採点課題の作成に利用することができる。また、全学生にメールアドレスが与えられており、教員は学生との連絡に利用している。

学生が授業で使用するPCに関しては情報機器演習室に40台設置しており(備付-76)常に整備されている。年度末にはソフトウェアの更新作業を行い、次年度の活用に備えている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源を始めとするその他の教育資源の課題>

○基準Ⅲ-C-1(1)「教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている」に関して

総務部情報システム担当職員と学科及び担当教員が協働して適切な機器の更新やサービスの導入をする必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源を始めとするその他の教育資源の課題の特記事項>

○基準Ⅲ-C-1(2)「情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している」に関して

現在学内のDX化を進めているが、その一環として生成AIについての教育を7月～9月にかけて全職員に行った。教育内容は生成AIの概念の説明、使い方、実践が含まれており、それぞれの内容について初級、中級、上級とレベル別を実施した。

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 39 資金収支計算書・資金収支内訳表  
[2022(令和4)年度]～[2024(令和6)年度]  
41 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表  
[2022(令和4)年度]～[2024(令和6)年度]  
42 貸借対照表  
44 事業計画書/事業予算書[2025(令和7)年度]  
46 学校法人OCC

提出資料-規程集

- 69 資産運用規程

- 備付資料 95 監査報告書[2024(令和6)年度]  
139 入学定員充足率(過去5年間)  
140 収容定員充足率(過去5年間)  
82 2032年OCCビジョン・戦略【10年の計】

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。  
① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。  
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。  
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。  
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。  
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。  
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。  
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。  
⑧ 教育研究経費を適切に処理している。  
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。  
⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。  
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。  
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。  
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。  
① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。  
② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。  
③ 年度予算を適正に執行している。  
④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。  
⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。  
⑥ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1の現状＞

法人全体の資金収支・事業活動収支(提出-39・41)は、2022(令和4)年まで支出超過であったが、2023(令和5)年度に続いて、2024年(令和6)度は収入超過となり、2024年度の基本金組入前当年度収支差額は2023年度対比、96,387千円の改善が図れた。

資金収支・事業活動収支(うち基本金組入前当年度収支差額)の過去3年間の推移は表.17のとおりであり、2024年度、短期大学部門は支出超過となったが、法人本部部門の収入超過により短期大学部門の赤字をカバー、附属3園(聖愛幼稚園、グレース幼稚園、せいあい保育園)については、引き続き安定的に収入超過を維持できている。

短期大学部門の事業活動収支の状況として、収入面においては、2023(令和5)年10月に「日本語別科」を開設、2024(令和6)年4月には「介護福祉別科」の開設に加え、教育テックコース内に「DXグローバルクラス」を新設したことにより、学生を確保できた結果、「学生生徒等納付金収入」の大幅な増加となった。教育関連に関する寄付金および付随事業収入については前年を下回ったものの、前述の「学生生徒等納付金収入」の大幅増加により、事業活動収入全体では前年比約2億円の増加(提出-41)となった。一方、支出面においては、「日本語別科」、「介護福祉別科」、「DXグローバルクラス」の新設に加え、2025(令和7)年4月の教育テック大学院大学の開学を主因として、教職員数が増え、人件費が大幅に増加した。また、学生の確保に向けて学費、授業料等の経済的支援など多様な学生誘因対策を行ったことにより、「奨学費」「福利費」も増加し、事業活動支出は前年比約4億円の増加(提出-41)となった。これらの状況が短期大学部門の事業収支が支出超過となった理由であると把握している。

表.17 法人全体の事業活動収支(過去3年間)

2024(令和6)年度	法人本部	短期大学	聖愛幼稚園	グレース幼稚園	せいあい保育園	合計
事業活動収入	372,699	930,826	208,891	185,774	131,945	1,830,138
事業活動支出	158,866	1,137,263	152,683	156,898	114,717	1,720,429
基本金組入前当年度収支差額	213,833	▲206,436	56,208	28,875	17,228	109,709
2023(令和5)年度	法人本部	短期大学	聖愛幼稚園	グレース幼稚園	せいあい保育園	合計
事業活動収入	29,187	722,760	187,409	174,202	118,878	1,232,436
事業活動支出	106,568	721,550	134,745	141,471	114,780	1,219,114
基本金組入前当年度収支差額	▲77,381	1,210	52,664	32,731	4,098	13,322
2022(令和4)年度	法人本部	短期大学	聖愛幼稚園	グレース幼稚園	せいあい保育園	合計
事業活動収入	65,665	420,002	172,476	157,178	111,633	926,954
事業活動支出	68,206	577,700	126,906	146,541	109,481	1,028,834
基本金組入前当年度収支差額	▲2,541	▲157,698	45,570	10,637	2,152	▲101,880

法人本部部門は、これまで蓄積してきた学校法人の知的財産を譲渡したことにより、「付随事業収入」が大幅に増加し、2024(令和6)年度の「基本金組入前当年度収支差額」は213,833千円の収入超過(提出-41)となった。

## 大阪キリスト教短期大学

付属3園は、行政からの補助金収入もあり収入超過が定着し、事業収支・資金収支ともに黒字で安定推移している。

貸借対照表(提出-42)「資産の部」のうち、「ソフトウェア」の増加要因は、AIカメラ開発費用である。その他、2024(令和6)年度においても消防施設改修工事や防音工事など必要な教育環境整備を図るため、約1.4億円の設備投資を実施した。当該設備投資は全て自己資金にて充当し、また借入金の返済についても計画通りに進められていることから、貸借対照表の状況は健全性を維持できている。

学校法人、短期大学4部門(幼児教育学科、日本語別科、介護福祉別科、教育テック総合研究所)および聖愛幼稚園、グレース幼稚園、せいあい保育園の8部門に分けた事業収支・資金収支の内訳明細書(提出-39、提出-41)を作成し、短期大学と法人全体の財政の関係を把握している。

短期大学の存続を目的に、2023(令和5)年10月に「日本語別科」を開設、2024(令和6)年4月には「介護福祉別科」の開設に加え、教育テックコース内に「DXグローバルクラス」を新設し、日本人学生に加え海外留学生を確保する施策を実施した結果、「学生生徒等納付金収入」が大幅に増加した。また民間企業からの寄付金収入や教育テック総合研究所の各種取り組みによる「付随事業収入」も安定的に確保できたことから、2023年度に続き2024年度も収入超過となった。2期連続で収支状況の改善が見られる中、純資産構成比率についても、2022(令和4)年度61.1%から2023(令和5)年度は74.1%、2024(令和6)年度は77.2%と改善してきており、財政は短期大学の存続を可能とする水準を維持できている。

退職給与引当金等は目的どおりに引き当てている。短期大学については、「私立大学退職金財団」に加入している。

資産及び資金の管理と運用は「資産運用規程」(提出-規程集 69)に則り適切に行われている。運用面では主に国債・定期預金で適切に管理している。

教育研究費比率は、2024(令和6)年度33.2%、2023(令和5)年度28.1%、2022(令和4)年度30.1%と、過去3年とも25%を超えている。財政状況に余裕があるとは言えない中ではあるが、教育の質を維持するために一定の教育研究費支出を維持しており、適切な措置ができています。

2024(令和6)年度、短期大学部門の図書費資金配分は466万円、教育研究用施設・機器備品支出については3,480万円を配分しており、教育の質の維持・向上のための資金配分は適切である(提出-39)。

会計監査人の監査意見への対応については監査報告書(備付-95)の通り適切であり、2024(令和6)年度は特に問題はなかった。

2024(令和6)年度の寄付金の募集は、特に民間企業を対象に積極的な活動を行った結果、資金収支への貢献に繋がった。学校債の発行は行っていない。

2024(令和6)年度より、「教育テックコース DXグローバルクラス」「日本語別科 4月入学」「介護福祉別科」を開講し、入学学生数の増加を図るべく様々な施策を講じている。2025(令和7)年5月1日現在における入学定員充足率(備付-139)は68.8%、収容定員充足率(備付-140)は長期履修制度の3年生40名を含め106.8%となった。入学者定員充足率はDXグローバルクラスの新設により入学者数が大幅に増加した2024(令和6)年度を下回ったものの、収容定員充足率は改善している。

収容定員充足率の改善により収入増加の効果がみられる一方、学生の確保のための各種施策の展開により収入増加分以上に経費が膨らんでいる状況にあり、収容定員充足率に相応した財務体質は維持できていない。

毎年度、中長期計画(備付-82)及び次年度事業計画(提出-44)の素案に基づいて、1月中旬までに各部署の次年度予算要求を集約し、2月中旬までに各部署の次年度取り組み計画と合わせてヒアリング・査定を行い、最終予算(案)を確定して3月下旬の理事会に付議している。

理事会にて決定した事業計画と予算は関係部門の部課長に指示し、全教職員と鋭意共有している。

予算の執行にあたっては、稟議段階におけるチェック、毎月の予算執行状況チェック、11月末予

算執行状況による修正予算策定時のヒアリングチェックを行うなど、定期的、段階的に執行管理を行っている。

日常的な出納業務は経理担当者により円滑に実施されている。ワークフローを使用して決裁稟議を回し、事務局長を経て、理事長にタイムリーな報告が行われている。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、「資産運用規程」にのっとり、会計処理基準に基づいて記録し適正に管理している。資産運用については、国債や定期預金利息などによる安定した運用益の確保に徹している。

資金収支の月次状況報告は、経理責任者である事務局長及び各部課長及び理事長に報告されている。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

**※当該区分に係る自己点検・評価のための観点**

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。
  - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ②人事計画が適切である。
  - ③施設設備の将来計画が明確である。
  - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機管理の共有ができています。

**<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>**

2024年度末時点での日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」における判定は正常状態（A3）である。

短期大学を含む法人の将来像を「OCCビジョン・戦略【10年の計】」として策定し、明確にしている。

策定にあたっては、本学の客観的な環境分析を行い、以下のように整理をした。

①現状の経営環境の整理

少子化による短大・大学の全入・定員割れの増加、生涯学習・学び直しニーズの増加、コロナ禍を起点として、デジタル・ITを活用した教育が普及する一方で活用法や有効性を含めて整理がついていないこと、保育士・幼稚園教諭の志望の減少、高校生や高校進路指導の4年制大学志向。

②学内リソースの棚卸

旧国際教養学科の知見・ネットワークの活用、府内あべの地区の価値の再訴求、短大と園のOB・OGとの連携強化、国内外のキリスト教ネットワークの活用。

③その後の取り組み例

2023（令和5）年5月に大阪府教育委員会と高等学校におけるICT活用と教育・研究の充実・発展に向けた連携協定を締結。

この10年の計で掲げた大きなポイントは「教育テックの活用」と「グローバル化」の取り組みである。具体的には学科内の教育テックコースを新設するほか、現場の保育士へのICT活用のリカレント教育などを新設したほか、アジア各国とのネットワークを活かし、カンボジアのプノンペン大学との連携や国際幼児教育コースの充実、DXグローバルクラスにより留学生の確保、日本語別科・介護福祉別科の新設などに取り組んだ。また、男女共学化や長期履修制度の導入など、学生のニーズにあった取り組みを行った。その結果、2023（令和5）年5月には入学定員170名のうち入学者が82名であったところ、2024（令和6）4月には入学定員167名のうち、入学者211名となり、収容定員充足率も49.7%から87.5%へ急激に回復傾向にあり、2023（令和5）年度決算においては、経常収支差額が8,530千円の黒字に転じた。こうした2年間の経営改革は着実に芽を出し始めており、今後更にスピード感を増すため、本法人が認識する社会トレンドの中で、少子化の更なる進行・デジタル化の進展・女性の社会進出、更なる国際化の推進の観点から、産業界・教育機関の構造的課題としてIT人材の不足、保育士の人材不足、グローバル人材の不足、保育業界のアナログ偏重などに対応するため、「令和6年度『度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援』」【メニュー1：キラリと光る教育力】に応募したところである。結果的には、残念ながら採択には至らなかったものの、今後、本学が取り組むべき改革の方向性について、①教育テックの更なる進化、②グローバル・インクルーシブの更なる発展、③リカレント教育の本格導入といった事業目的については、広く教職員の意識に浸透させることとなったものと認識をしている。

学生募集対策を明確にし、実施している。2025（令和7）年度新入学生を対象とした2024（令和6）年度のオープンキャンパスを13回開催し、449名（うち高3生171名）の参加を得た。この他、学校訪問については279校、ガイダンスを139回実施した。なかでも入学者のほぼ全員がオープンキャンパスに来訪していることから、オープンキャンパスの魅力向上と参加者数増加を図るための取り組みを行った。具体的にはオープンキャンパスの早期開催、幼児教育学科の魅力やアクティブラーニング・観察実習、教育テック、特色ある選択プログラムの解説や園長講話、保護者向けに奨学金等の説明会などである。その他、総合型選抜入試、学内奨学金制度の枠の拡大、家賃補助制度（遠方からの入学者獲得を目的に月3万円の家賃補助）の導入などの学生募集対策を実施している。

学納金については、毎年为社会・経済情勢、地域他短大等との比較等、種々の要因を考慮したうえで決定しており、明確である。近年のコロナ禍等による経済的疲弊から、値上げ策は取らずむしろ「成績優秀者の授業料減免」「保育チーム割引」「ファミリー割引」等の減免策を導入している。入学した学生からの授業料などの納付は順調に進んでおり、未納による退学者はほとんど発生していない。

人事計画については主に法人本部総務部にて人件費比率や人件費依存率などの主な財務比率について参照しつつ、全体の人員を適切に管理している。欠員が生じた場合は、速やかに募集、もしくは派遣職員による補充を行っている。教員については、教職課程認定基準に基づく必要専任教員数を見通して人員を適切に管理し、欠員が生じた場合は速やかに募集している。

施設整備については経営状況に鑑みて年度ごとに実施検討を行っている。2024（令和6）年度においては、SDGsの観点から照明のLED化等を進めている。

外部資金の獲得については寄付金・賃貸料など付随活動収入の拡大計画を検討し、前年度、寄付金については新たにパンフレットを作成、またクレジットカードに基づく送金システムを導入し、寄付金収入を約1億円以上まで伸ばしてきた。2025（令和7）年度には学院創立120周年を迎えることから、記念事業への募集目標金額2億円の計画を策定し、2025（令和7）年4月からの募集を開始したところである。

短期大学の定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスは、大きく

崩れてきていたが、学生確保に力を入れると共に、外部資金として寄付金や補助金の獲得を行い、収支の早期回復を計画し、2023(令和5)年度の収支はプラスとなった。2024(令和6)年度中の黒字化に向けての着実な歩みを進めているが、高等教育とりわけ短期大学をめぐる環境は、少子化の影響を含め大変厳しい状況にあることから、中期的観点から収支バランスを図るため、常務理事、財務担当理事、財務担当課長等をメンバーとする財務チームを編成し、見直しの検討を進めているところである。

こうした中で、中期計画の立案への各部門からの参画、年度終了時の各部門による振り返りを行い、また学内の各部門に対し月次の予算実行情報を送付しチェックしている。更に月次の職員全体会議には理事長も出席して折々の経営課題について周知し、危機意識を共有している。また年次の「学校法人OCC」(提出-46)をウェブサイトに掲載し全教職員が閲覧できるようにしている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

- 基準Ⅲ-D-1(1)⑫「入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である」に関して  
2025(令和7)年度の収容定員充足率は106.8%と改善したが、入学定員充足率は68.8%であった。継続的に収容定員を充足できるよう、入学定員充足率の向上を図っていく必要がある。
- 基準Ⅲ-D-1(1)⑬「収容定員充足率に相応した財務体質を維持している」に関して  
収容定員充足率は改善しているものの、支出増加により事業活動収支は支出超過であり、財務体質の改善が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・報告書に記述した行動計画の実施状況

2023年度(令和5)年度に行われた前回の認証評価についての基準Ⅲについての指摘事項に関する行動計画の実施状況は以下のとおりである。

基準Ⅲ教育資源と財的資源[テーマD財的資源]における、「財務状況について、余裕資金があるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常支出が支出超過となっている。今後、『2032年OCCビジョン・戦略【10年の計】』に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる」との指摘については、10年の計で掲げた「教育テックの活用」と「グローバル化」の取り組みとして、「DXグローバルクラス」「介護福祉別科の新設や男女共学化を実施した。その結果、2024(令和6)4月には入学定員167名のうち、入学者211名となり、収容定員充足率も49.7%から87.5%へ急激に回復傾向にあり、2023(令和5)年度決算においては、経常収支差額が8,530千円の黒字に転じた。今後も「2032年OCCビジョン・戦略【10年の計】」に沿って財務体質の改善を進めていく。

「短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい」との指摘については、入学者数増加のための施策によって、2025(令和7)年5月1日現在の収容定員充足率は106.8%と大幅に改善している。

##### (b) 今回の自己点検・報告の課題についての改善計画

基準Ⅲで示した各課題についての改善計画は、以下の通りである。

- 基準Ⅲ-A-2(2)「専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している」に関し  
「教員の研究活動の外部資金獲得が少ない」という課題について  
引き続き各種研修の充実、教員が研究活動に取り組みやすい環境整備を進めていく。
- 基準Ⅲ-B-2(2)「諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理してい

る」に関して「本学で使用している電力設備に微量のPCBを含むものがあるため、処分期限までに入れ替えが必要である」という課題について

計画を調整し、2027年3月の処分期限に間に合うよう適切に対応する。

- 基準Ⅲ-B-2(4)「火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検訓練を行っている」に関し「実際に想定しての教職員・学生の訓練は近年行っていない」という課題について

留学生を含む学生・教職員を対象とした消防訓練を6月4日に実施した。また、避難訓練を日本語別科生については1月9日に、介護福祉別科生については1月16日にそれぞれ実施した。防犯対策については、阿倍野警察署の協力を得て新年度4月4日の介護福祉別科の入学式に合わせて講習会を実施する計画を立てている。

- 基準Ⅲ-C-1(1)「教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている」に関し「総務部情報システム担当職員と学科及び担当教員が協働して適切な機器の更新やサービスの導入をする必要がある」という課題について

総務部情報システム担当職員と学科及び担当教員が協働して適切な機器の更新やサービスを導入していく。

- 基準Ⅲ-D-1(1)⑫「入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である」に関し「継続的に収容定員を充足できるよう、入学定員充足率の向上を図っていく必要がある」という課題について

新たに設置した教育テックコースや別科の募集安定化を図るとともに、こども学コースのカリキュラムのさらなる充実などにより、入学定員充足率の向上と収容定員充足率の維持・向上を図っていく。

- 基準Ⅲ-D-1(1)⑬「収容定員充足率に相応した財務体質を維持している」に関し「収容定員充足率は改善しているものの、支出増加により事業活動収支は支出超過であり、財務体質の改善が必要である」という課題について

支出に占めるウェイトの高い人件費・業務委託費・奨学費・福利厚生費の見直し等の抜本的な経費削減に取り組み、財務体質の改善を図っていく。

## 【基準IV 短期大学運営とガバナンス】

## 〔テーマ 基準IV-A 理事会運営〕

## ＜根拠資料＞

備付資料 82 2032（令和14）年OCCビジョン・戦略【10年の計】  
139 組織図

〔区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

## ＜区分 基準IV-A-1の現状＞

2022(令和4)年3月の第6回臨時理事会において根岸正州氏が選出された。理事長は建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解している。特に2022(令和4)年度には、建学の精神と教育目的・目標を具体的に計画レベルに落とし込んだ「2032年OCCビジョン・戦略【10年の計】」（備付-82）について、リーダーとして率先垂範してとりまとめ学内外に公表周知を行った。建学の精神に紐づいて教育理念、教育目的・目標が構築されており、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長は、組織図(備付-139)に示す通り、大学の意思決定と執行において、学校法人を代表し、その業務を総理している。

〔区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

## ＜区分 基準IV-A-2の現状＞

理事会は、寄附行為に基づき理事長が招集している。2024(令和6)年度においては、理事会が7回(定期理事会4回、臨時理事会3回)開催され、学校法人の意思決定機関として適切に重要な経営事項の判断を行い、もって学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長を中心に理事会メンバーである学長や常務理事らが分担して自己点検・評価報告書の作成に携わっており、認証評価に対する責任を負っている。

理事会は、短期大学の発展のために学内外の必要な情報を収集する目的で、事業報告、学事報告などの議題を設けている。この他、理事会は短期大学の発展のために、理事長、常務理事、学長、学科長、監事らがその業務上の研修会、私立短期大学協会、短期大学基準協会、その他の団体による研修会に参加し、情報を収集し、短期大学発展のために努めている。

理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。このため、寄附行為第60条で責任の免除、第61条で責任限定契約の規定を設け、役員賠償責任保険にも加入している。

理事会は、法令の改定状況、文部科学省からの指導内容を精査し、学則や諸規程の改廃や改訂の対応を適宜行い、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

**[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]**

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

**<区分 基準Ⅳ-A-3の現状>**

理事は、私立学校法第三十八条の役員を選任の規定及び寄附行為に基づき、本学の教職員、評議員、学識経験者から適切に選任されている。2025(令和7)年度よりは、寄附行為の改正により、寄附行為第7条に定めるように理事3名、評議員3名から構成される理事選任機関により、適切に選任される。

理事選任機関が理事を選任するときは、寄附行為第7条の規定により、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。理事選任機関は、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事を選任している。

**<テーマ 基準Ⅳ-A理事会運営の課題>**

2025(令和7)年度より寄附行為の改正に基づく新たな体制で理事会が開催されることにより、ガバナンス体制の一層の強化が求められている。その一方で、理事会運営においては、迅速性や柔軟性を確保した意思決定が必要となっており、「ガバナンス強化」と「迅速性・柔軟性」をいかに両立させるかが課題である。

**<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>**

特になし。

**[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]**

**<根拠資料>**

- 提出資料 2 要覧[2024(令和6)年度] p.1 [建学の精神]  
53 教授会議事録[2023(令和5)年度] 第12回  
54 教授会議事録[2024(令和6)年度] 第1回  
54 教授会議事録[2024(令和6)年度] 第12回  
2 要覧[2024(令和6)年度] p.41 [ディプロマ・ポリシー]  
2 要覧[2024(令和6)年度] p.42 [カリキュラム・ポリシー]  
2 要覧[2024(令和6)年度] p.44 [アドミッション・ポリシー]  
50 常務理事会議事録[2023(令和5)年度] 第26回  
53 教授会議事録[2023(令和5)年度] 第9回

**提出資料-規程集**

- 92 教授会規程  
82 学長候補者推薦委員会細則  
81 学長選任規程

- 85 教員選考基準に関する規程
- 116 学生の懲戒に関する規程
- 1 組織規程

備付資料

- 15 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表[2024(令和6)年度]
- 141 学則[2024(令和6)年度] p.7 [賞罰]
- 16 アセスメント・ポリシー 2024(令和6)年度 入学生用
- 17 アセスメントの手法 2024(令和6)年度 入学生用
- 164 アセスメントの方法一覧と行程[2024(令和6)年度]
- 85 教学会議議事録[2024(令和6)年度]
- 86 学科協議会議事録[2024(令和6)年度]
- 165 MINAGINE人事評価システム

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
  - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
  - ①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ④教授会議事録を整備している。
  - ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として、「学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学生の休学、退学、除籍に関する事項」「学位の授与」「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの」「教育研究に関する事項」以上について審議を行う会議として教授会を招集し「教授会規程」（提出-規程集 92）に沿って、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長の選任は「学長候補者推薦委員会細則」（提出-規程集 82）によって進められ、細則の規程では「学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。」者が推薦されることが規定されている。そのうえで学長は、「学長選任規程」（提出-規程集 81）に従って、「任用・昇格会議」の教授会の議を経て、常務理事会において選任され理事会にて決定する。学長の職位は「教員選考基準に関する規程」（提出-規程集 85）に沿って選出された教授であり、学位は博士号（教育学）保持者であるなどから学識に優れて

いるといえる。更にはほぼすべての会議、委員会、プロジェクトに出席することから、教学において大学運営の全体を把握し、識見を有しているといえる。

建学の精神のヨハネによる福音書14章16節の聖書聖句は本学が神学科として発足し、現在幼児教育学科のみの単科になったため、従来の聖句に説明文を追記(提出-2、p.1)し、教職員、学生にも理解しやすい文言で、教授会、ウェブサイト等にて周知している。2024(令和6)年度」に始まる留学生の受け入れを見越して、建学の精神を更にわかりやすいキャッチフレーズでその意味を伝えていくこと、他の宗教の信仰をもつものにも意味が伝わる文言として、「自分を愛し、ひとを愛する」の文言を策定し、新入生オリエンテーションでの説明等学内周知を行っている。(提出-53、第12回)。

建学の精神に基づく幼児教育学科教育目的では、「建学の精神であるキリスト教と高い倫理観、職業に対する使命感に基づき、愛をもって子どもや人々に奉仕できる人材を育成する」とあり、学長はそれに基づいて教員が各科目指導、教育研究が行なわれるよう取り組んでいる。具体的には学習成果を獲得するような教育の推進のために、「幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表[2024(令和6)年度] (備付-15)でのPDCAを運用するべく、教員等には教授会で推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。さらに教職員の目標管理制度の導入によって教員が各自の業務目標に取り組みに向き合う仕組みが整えられた。これによって教員の職務の向上が図られ短期大学の向上・充実に向かう努力が見られる。具体的には授業改善や研究についての目標やそれに向かう計画が記される。研究については個別面談の際に教員の専門性を確認し、目標管理制度での面談の機会に個々の教員の研究状況を把握し奨励している。また教授会で科研申請者への特別研究費支給など仕組みについて説明を行うことで研究を奨励している(提出-54 第12回)。最終的にはポイントで評価しフィードバックを行っている(備付-165)。

以上のことから、学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)については学則「第17章 賞罰」第52条(備付-141、p.7)に規定している。手続きその他詳細については「学生の懲戒に関する規程」(提出-規程集 116)によって定めている。

「組織規程」第4条(提出-規程集 1)において「学長・園長は学校及び各園の学務を掌り、学校及び各園を代表し、所属職員を指揮監督する。」と規定されている。また、学校法人組織図(提出-規程集 3)によって統括部署が定め示されている。これらの規程に従って、学長は校務をつかさどり、所属職員を統括している。

学長は、「学長選任規程」及び「学長候補者推薦委員会細則」に従って適正に選任される。また学長は、教学全般についての教授会・学科協議会への提案、連絡調整を行う教学会議の運営をはじめとして、短期大学の各種委員会、プロジェクトに参加し、統括し管理運営する等、教学運営の職務遂行に努めている。

以上の状況より学長は短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、教授会で意見を述べる事項について教授会の規程で示すとともに、年度初めの教授会で周知している(提出-54 第1回)。議事進行においてはその都度、参加教職員に意見を求める運営を行い、意見を述べる機会を持っている。

学長は、教授会を審議機関として適切に運営している。教授会は学則「第9章 教授会」第36条により、(1)学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学生の休学、退学、除籍に関する事項、(2)学位の授与、(3)教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であるものと定めるものについて審議し適切に運営し、教授会議事録として運営経過を記録している。

学長は、学生の入学については入試の判定会議、課程修了認定・学位の授与については卒業判定会議、及び学長が必要と定めた教育研究に関する重要事項などについて、「教授会規程」に基づいて教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、「教授会規程」に基づき教授会を運営し、学生の入学、卒業、課程の修了、学生の休学、退学、除籍に関する事項、学位の授与、その他教育研究に関する事項について審議している。現在併設大学は有しておらず併設大学と合同で審議する規程は有していない。

教授会の議事録は書記が記録を取り作成する。作成された議事録は、学長が確認の上、次回の教授会冒頭で出席者に確認後「教授会議事録」としての承認の手続きを行い、整備している。また、修正の有無を確認し承認された「教授会議事録」は、グループウェアにデータとしての保存方法に変更している。

教授会での、学習成果及び三つの方針に対する認識の共有については、2024(令和6)年度の三つの方針ディプロマ・ポリシー(提出-2、p.41)、カリキュラム・ポリシー(提出-2、p.42)、アドミッション・ポリシー(提出-2、p.44)について「2024(令和6)年度 幼児教育学科 諸行事・活動運営予定工程表」に沿って行われている。学習成果及び三つの方針は例年教授会、教学会議、学科協議会で検討と見直し作業を行っている。2024(令和6)年度は学習成果については、特に、教育テックコース及び教育テックコース(DXGクラス)の教育課程の内容に合わせて、2025(令和7)年度に向けて主に教学会議で学習成果の修正に取り組み(備付-85 第1回、第3回、第20回、第24回)、学科協議会にて確認された(備付-86 第10回)。他にもアセスメント・ポリシー(備付-16)やアセスメントの手法の検討や可視化(備付-17)、「アセスメントの方法一覧と行程[2024(令和6)年度]」(備付-164)一覧表作成によって学習成果の評価、運用方法の確認や検討などを行った。これらの各会議体での取り組みは教授会でも報告され、意見を求めることを通じて学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

学長または教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営しているに関しては、委員会組織と規程の整合性、委員会組織の見直しと整備の途上であり、2024(令和6)年度は規程の整備に着手するために規程改訂委員会を発足した。規程改訂委員会では、法人名の変更、同規定内の文言の統一、委員会の存在に合わせた改廃の確認等、主に軽微な修正について、短大事務局長をリーダーとして取り組んだ。さらに2025年(令和7)年度にここ3年の委員会状況から体制を再修正するために学科協議会で委員会や会議体の提案を行い、それに対する教員の意見を聴取し、再整理を行っている途上である。

上記のように、学長等は教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営をしている。学校運営に紐づく委員会については、2024(令和6)年度は、規程等検討委員会を発足し、委員会の規程等の整理を行った。その流れで長年の規定の未整備も発覚し、2025年(令和7)年度にかけても引き続き委員会と規程の整理を行うことで、学校運営組織を強固にしていかなければならない。

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

○基準IV-B-1(2)⑥「学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し適切に運営している。」に関して

2024(令和6)年度は、常置委員会として設置予定の規程等検討委員会の実質実働によって規定の見直し、新設や廃止を行い、委員会と規程との整合性の軽微な修正を行った。引き続き規程改訂委員会の定例会議の開催によって、今年度発覚した規程の不備や委員会との整合性等について継続して、委員会規程等の整備を行う。

実質実働しなかったIR委員会についてはIR推進委員会として、2024(令和6)年度に発足した。IR活動によってどのような課題を解決するのか既存のアンケートなどの精度を高め、具体化し、ひとつずつプロジェクト活動として取り組む方向性を確認した。今後学科協議会で教員が共有する、教学会議で具体的に活動内容の提案を行うなどして具体的に活動していく予定とする。

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料	93	監査報告書[2022(令和4)年度]
	94	監査報告書[2023(令和5)年度]
	95	監査報告書[2024(令和6)年度]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている]

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会および評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1の現状>

監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。

2名の監事は、学校法人の業務、学校法人の財産の状況及び理事の職務の執行の状況などについて、毎年度の修正予算(案)・決算(案)の策定時に、監査を行っている。

監事は理事会・評議員会に出席し、各種規程の改正内容、事業計画・予算内容など理事の業務執行の状況に対し意見を述べ、提言を示すなど職責を果たしている。また、文部科学省の監事研修会に参加し、得た情報を共有の上、法人の業務・財務監査に活用している。毎年度決算の確定前の5月中旬に、公認会計士・法人監事との意見交換を行い、法人監査の内容を深めている。

学校法人の業務若しくは財産の状況、理事の職務執行の状況について監査を行い、毎会計年度、監査報告書(備付-93)(備付-94)(備付-95)を作成し、当該会計年度終了後の3ヵ月以内の5月下旬に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催され、諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2の現状>

評議員会は、2024(令和6)年までは理事定数(9~10名)の2倍を超える19名以上21名以下の数をもって組織していたが、2025(令和7)年4月1日施行の寄附行為第33条の規定に従い、この法人の職員のうちから4名、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから2~3名、学識経験者のうちから4~5名、福音主義キリスト教を信奉する教職・信徒のうちから1名を選任し、理事の数(10~11名)を超える数の11人以上12人以下の評議員をもって組織されている。

評議員会は2024(令和6)年度には5回開催された。5月には前年度決算(案)・事業報告書(案)などの諸報告を受け諮問を行い、3月には当該年度の修正予算、次年度予算・事業計画の諮問を行うなど、私立学校法第四十一条の評議員会の規定に従い、適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令に基づき適切に業務を行っている]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等によって監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

会計監査人は、寄附行為第51条の規程に基づき、評議員会の決議によって適切に選任されている。

会計監査人は、上述の寄附行為第56条の規程に基づき、本法人の計算書類（貸借対照表及び計算書類をいう）及びその附属明細書並びに財産目録によって監査を行っている。

会計監査人は、会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

○基準IV-C-2「評議員会は法令等に基づいて開催され、諮問機関として適切に運営している。」に関して

2025(令和7)年度以降の評議員会体制は、理事との兼任が認められなくなり人数が減少するなど、大きく様変わりしており、評議員会としてその役割を適切に担い、責任を果たしていく体制を築くことが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

法人を取り巻くさまざまなステークホルダーとの関係を考慮した上で運営する公共性及び適正性を確保するため、監事の役割は非常に重要と認識している。文部科学省との接点や、学校法人経営に精通する監事を任命することができ、財務や会計の状況だけでなく教育研究や社会貢献の状況、大学ガバナンス体制等について監事の意見を参考とすることができている。

今後については、監事、公認会計士、内部監査室の緊密な連携のもとで、よりよいガバナンスを実施し、新たな学校関連法にも適応していく。

[テーマ 基準IV-D 情報公開]

<根拠資料>

- 提出資料
- 5 本学ウェブサイト[教育目的・教育目標]
  - 8 本学ウェブサイト[教育方針：アドミッション・ポリシー]
  - 20 本学ウェブサイト[入学者数、収容定員数、現員数、卒業者数]
  - 15 本学ウェブサイト[就職率・進学率]
  - 26 シラバス[2024(令和6)年度]
  - 27 本学ウェブサイト[シラバス検索]
  - 10 本学ウェブサイト[教育方針：ディプロマ・ポリシー]
  - 11 本学ウェブサイト[教育方針：カリキュラム・ポリシー]
  - 22 本学ウェブサイト[学習の成果に係る評価基準]
  - 23 本学ウェブサイト[成績評価]
  - 24 本学ウェブサイト[卒業要件]
  - 25 本学ウェブサイト[履修指針：2024(令和6)年度入学生用]

- 備付資料
- 139 組織図
  - 143 本学ウェブサイト [役員]

- 144 本学ウェブサイト [教員構成]
- 145 本学ウェブサイト [年齢構成]
- 130 本学ウェブサイト [専任教員と非常勤教員の比率]
- 146 本学ウェブサイト [当該教員の専門性と提供できる教育内容]
- 147 本学ウェブサイト [教員一人当たりの学生数]
- 148 本学ウェブサイト [実務経験のある教員の授業科目一覧表]
- 149 本学ウェブサイト [GPA 制度について]
- 150 本学ウェブサイト [GPA 制度に関する規程]
- 151 本学ウェブサイト [キャンパスマップ]
- 152 本学ウェブサイト [耐震化報告]
- 117 本学ウェブサイト [交通アクセス]
- 153 本学ウェブサイト [授業料、入学料その他学校が徴収する費用に関するこ  
と]
- 154 本学ウェブサイト [奨学金について]
- 155 本学ウェブサイト [多様な学費減免制度]
- 156 本学ウェブサイト [進学支援]
- 157 本学ウェブサイト [進路・就職支援]
- 115 本学ウェブサイト [保健室・学生生活支援室]
- 158 本学ウェブサイト [障がい学生支援]
- 159 本学ウェブサイト [障がい学生サポート規程]
- 160 本学ウェブサイト [財務情報の公開]

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

#### <区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

本学は、学校教育法施行規則(第七十二条の二)の規定に従って次の教育研究活動等の状況についての以下の情報をウェブサイト上で「教育情報の公開」として公表している。

1. 大学の教育研究上の目的に関すること(第七十二条の二第一号関係)
  - ・教育目的(提出-5、[教育目的])
  - ・教育目標(提出-5、[教育目標])
2. 教育研究上の基本組織に関すること(第七十二条の二第二号関係)
  - ・組織図(備付-139、[組織図])
  - ・役員等(備付-143、[役員])
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること(第七十二条の二第三号関係)
  - ・教員構成(備付-144、[教員構成])
  - ・年齢構成(備付-145、[年齢構成])
  - ・専任教員と対非常勤教員の比率(備付-130、[専任教員と非常勤教員の比率])
  - ・当該教員の専門性と提供できる教育内容(備付-146、[当該教員の専門性と提供できる教育内容])
  - ・教員一人当たりの学生数(備付-147、[教員一人当たりの学生数])
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること(第七十二条の二第四号関係)
  - ・アドミッション・ポリシー(提出-8、[教育方針：アドミッション・ポリシー])

## 大阪キリスト教短期大学

- ・入学者数、収容定員、現員数、卒業者数(提出-20、[入学者数、収容定員数、現員数、卒業者数])
- ・就職率、進学率(提出-15、[就職率・進学率])
- 5. 授業科目、授業の方法及びシラバス並びに年間の授業の計画に関する事(第百七十二条の二第五号関係)(提出-26、シラバス [2024(令和6)年度])
  - ・シラバス(提出-27、[シラバス検索])
  - ・実務経験のある教員の授業科目一覧表(備付-148、[実務経験のある教員の授業科目一覧表])
- 6. 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関する事(第百七十二条の二第六号関係)
  - ・教育方針(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)(提出-8、10、11、[教育方針:2023(令和5)年度入学生用])
  - ・学習の成果に係る評価基準(提出-22、[学習の成果に係る評価基準])
  - ・成績評価(提出-23、[成績評価])
  - ・GPA制度について(備付-149、[GPA制度について])
  - ・GPA制度に関する規程(備付-150、[GPA制度に関する規程])
  - ・卒業要件(提出-24、[卒業要件])
  - ・履修指針(提出-25、[履修指針])
- 7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事(第百七十二条の二第七号関係)
  - ・キャンパス概要(備付-151、[キャンパスマップ])
  - ・耐震化報告(備付-152、[耐震化報告])
  - ・交通手段(備付-117、[交通アクセス])
- 8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事(第百七十二条の二第八号関係)
  - ・授業料、入学料その他学校が徴収する費用に関する事(備付-153、「授業料、入学料その他学校が徴収する費用に関する事」)
- 9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事(第百七十二条の二第九号関係)
  - ・奨学金制度(備付-154、[奨学金について])
  - ・多様な学費減免制度(備付-155、[多様な学費減免制度])
  - ・進学支援(備付-156、[進学支援])
  - ・進路・就職支援(備付-157、[進路・就職支援])
  - ・学生生活支援(備付-115、[保健室・学生生活支援室])
  - ・障がい学生支援(備付-158、[障がい学生支援])
  - ・障がい学生サポート規程(備付-159、[障がい学生サポート規程])

財務情報に関しては私立学校法の規定にのっとり、「決算概要」「事業報告書」のほか計算書として「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監事監査報告書」を、学校法人会計基準として「過去5年財務状況資料」「過去5年財務比率表」を、説明文書として「学校法人会計の説明」「財務比率表の説明」の各情報を本学ウェブサイトの「財務情報の公開」(備付-160、[財務情報の公開])としてまとめて公表・公開している。

ガバナンス・コードについては、2024(令和6)年度は私学法改正に伴い、日本私立短期大学協会において改正された【第2版】に基づき、規程等検討委員会においてこの改正に則して検討を行い、学校法人OCC大阪キリスト教短期大学ガバナンスコード【第2版(2025年改訂版)】を定め、公表している。

### <テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

情報公開については所定の内容を公開しているものの、公開時期について学内で適切な時

期を定めた積極的な公開の工程が十分に確立されていない点が課題である。  
また、保育・教職課程の教育目標を今年度に策定したが未公表である。

＜テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項＞

特になし。

＜基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に「学長は、令和4年度に委員会等組織の大幅な再編・統合を行い、適切な運営を目指しているが、諸規程の整備、研究推進の取組み、IR委員会の実質的な活動が適切に行われることが望まれる（基準IV-B-1(2)⑦）」という点が指摘事項である。

基準IVで提示した各課題についての改善状況は、以下のとおりである。

○基準IV-B-1(2)⑥「学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し適切に運営している。」に関して、2024(令和6)年度は、常置委員会として設置予定の規程等検討委員会の発足及び実質実働によって規定の見直し、新設や廃止を行い、委員会と規程との整合性の軽微な修正を行った。規程改訂委員会の定例会議の開催によって、規程の不備や委員会との整合性等について継続して、委員会規程等の整備を継続して行っている。

実質実働しなかったIR委員会については監事の指摘もあり、メンバーを再編して、発足した。FD研修会においては名城大学の鶴田弘樹氏による「大学における戦略経営の取組みと教学マネジメントについて」によって教職員が学ぶ機会を設けた。またIR活動として、キャリアセンターの取組みとして、就職支援のために、就職先アンケート、卒業生アンケートを実施し、学科協議会において分析・検討し、その結果を就職支援に活用しているケースがみられる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準IVで示した各課題についての改善計画は以下のとおりである。

○基準IV-A-2(1)「理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。」に関して、2025(令和7)年度より寄附行為の改正に基づいて新たな体制で理事会が開催されることを見越して、ガバナンス体制の強化が求められる。一方でスピード感をもった運営のために、効率的な運営方法（例えば、事前資料の配布、オンライン参加、議案整理など）を整える必要がある。理事会としては「迅速性・柔軟性」と「ガバナンス強化」とのバランスをどう取るかが課題である。そのために常務理事会での事前準備、運営方法の検討など敏速に検討と実行を行う。

○基準IV-B-1(2)⑥「学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し適切に運営している。」に関して、2024(令和6)年度は、常置委員会として規程等検討委員会の設置と実質実働によって規定の見直し、新設や廃止を行い、委員会と規程との整合性の軽微な修正を行った。引き続き規程改訂委員会の定例会議の開催によって、今年度発覚した規程の不備や委員会との整合性等について継続して、委員会規程等の整備を行う。

実質実働しなかった本学のIR活動については、FD研修会において継続して活動の事例研究や実践をテーマに、教職員が学ぶ機会を設ける。またIR活動として、キャリアセンターの取組みとして、就職先アンケート、卒業生アンケートを実施し、分析・検討し、その結果を就職支援に活用しているケースがみられるが、他部署における取り組みにも推奨する。IR委員会においては学内活動の先導的な活動を指示していく。

○基準IV-C-2「評議員会は法令等に基づいて開催され、諮問機関として適切に運営している。」に関して、2025(令和7)年度以降の評議員会体制は、理事との兼任が認められなくなり人数が減少するなど、大きく様変わりしており、評議員会としてその役割を適切に担い、責任を果たしていく体制を築くことが課題である。会議では評議員が活発な意見交換が行わ

れるような運営を行う。

○基準IV-D-I-① 「法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。」に関して、情報公開については報告の通りに公開しているが、公開時期について学内で適切な時期を決めての積極的な公開の工程が確立しているわけではない。今年度策定した「保育・教職課程の教育目標」の情報公開については次年度に新設する。全体の情報の種類、発出部署、時期についての工程を整理し、共有、実行していく。